

# バランスセレクト50

追加型投信 内外 資産複合 インデックス型

## 【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年7月31日)

この目論見書により行なうバランスセレクト50の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月30日に関東財務局長に提出しており、2025年7月31日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

**NOMURA 野村アセットマネジメント**

## 目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	3
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	11
3【投資リスク】	25
4【手数料等及び税金】	29
5【運用状況】	32
第2【管理及び運営】	48
1【申込（販売）手続等】	48
2【換金（解約）手続等】	49
3【資産管理等の概要】	50
4【受益者の権利等】	52
第3【ファンドの経理状況】	54
1【財務諸表】	57
2【ファンドの現況】	207
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	209
第三部【委託会社等の情報】	210
第1【委託会社等の概況】	210
1【委託会社等の概況】	210
2【事業の内容及び営業の概況】	212
3【委託会社等の経理状況】	213
4【利害関係人との取引制限】	251
5【その他】	251
約款	252

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

バランスセレクト 50

(以下「ファンド」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

#### ■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額\*とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

### (5)【申込手数料】

① 取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.1%（税抜1.0%）以内\*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

一般コース (分配金を受取るコース)	1 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円)または 1 万円以上 1 円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1 万円以上 1 円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は 1 口単位とします。

(7) 【申込期間】

2025 年 7 月 31 日から 2026 年 7 月 29 日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日から起算して 5 営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

**株式会社証券保管振替機構**

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

◆内外の株式および公社債を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とし、これらに分散投資するバランス運用を行うことで、キャピタルゲインとインカムゲインを総合したトータルリターンの獲得を目指します。

※ ファンドは、「国内株式マザーファンド」「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」「国内債券マザーファンド」「外国債券マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

##### ■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。  
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(バランスセレクト 50)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信	
		その他資産 ( )	
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を含む)			
一般	年2回	日本			日経225
大型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )	
中小型株	年6回 (隔月)	欧州			
債券	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
一般	日々	オセアニア			
公債	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (合成指数)
社債		アフリカ			
その他債券		中近東 (中東)			
クレジット属性 ( )		エマージング			
不動産投信					
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券) 資産配分 固定型))					
資産複合 ( )					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

#### <商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [特殊型]

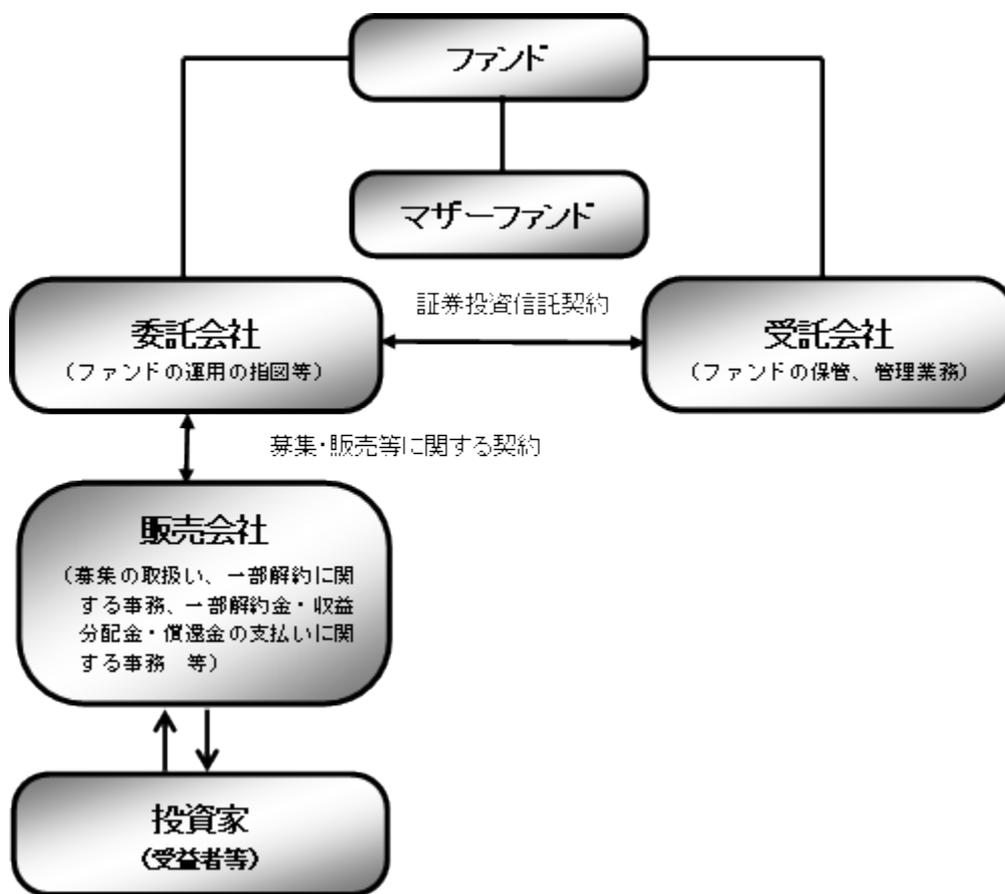
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

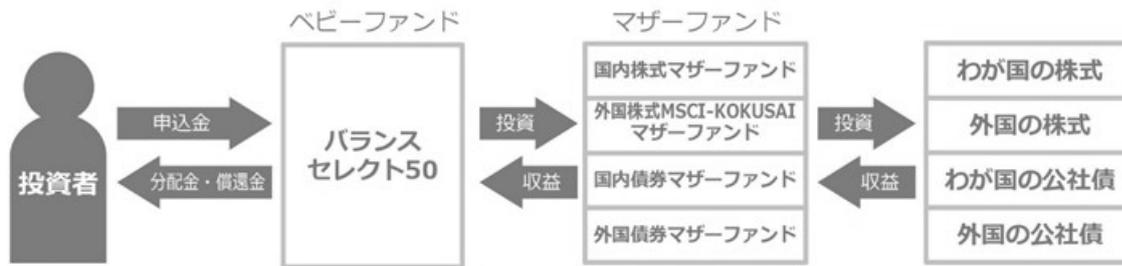
2001年5月11日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	バランスセレクト50
マザーファンド (親投資信託)	国内株式マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 国内債券マザーファンド 外国債券マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2025年6月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693株	100%

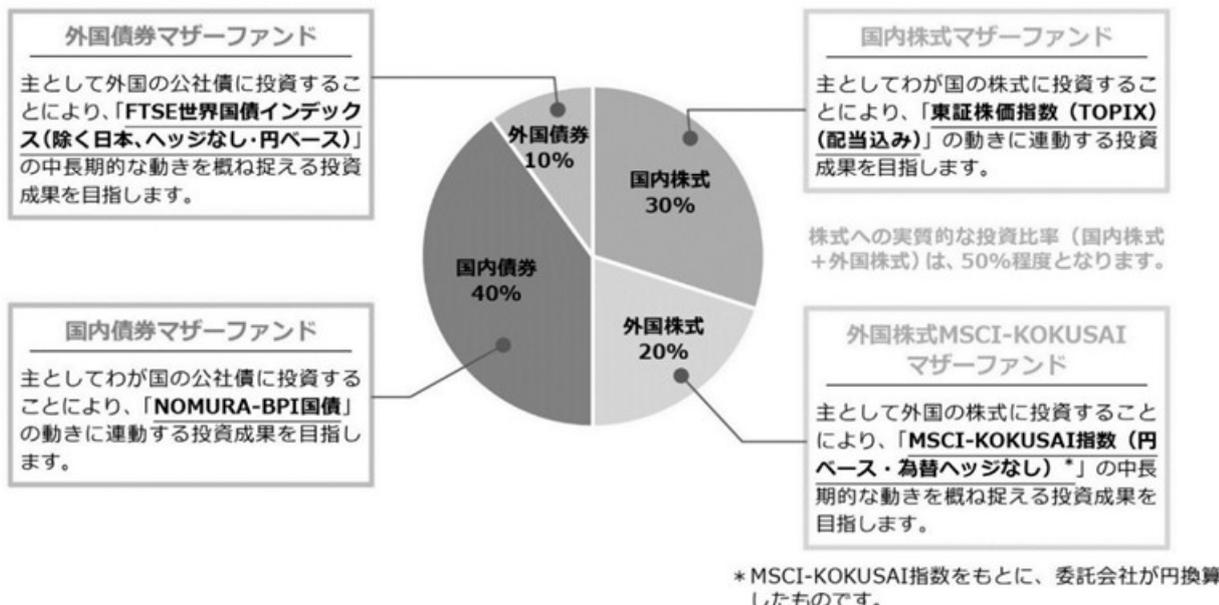
2【投資方針】

(1)【投資方針】

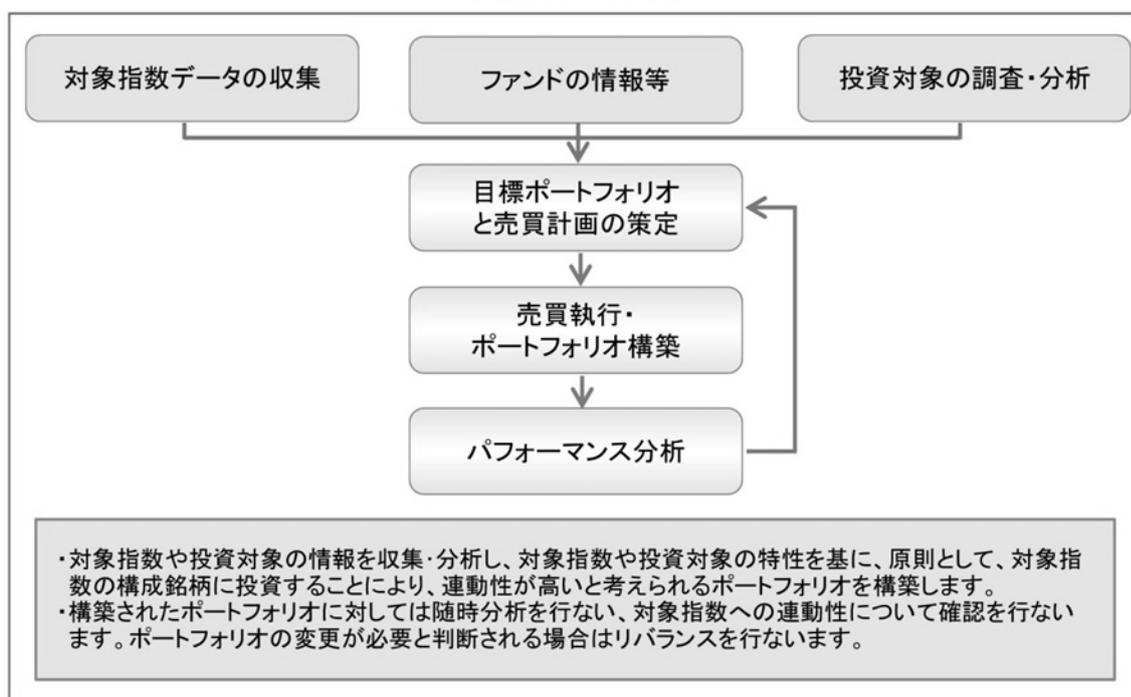
[1] 内外の株式および公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行いません。

◆運用にあたっては、「国内株式マザーファンド」「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」「国内債券マザーファンド」「外国債券マザーファンド」の各受益証券に投資を行いません。

◆各マザーファンドへの投資比率は以下を基本とし、原則として3ヵ月毎にリバランスを行いません。



■ 投資プロセス ■



\* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

■ 各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について ■

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

- ① 配当込み TOPIX (以下「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」という。) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数 (TOPIX) (配当込

- み)の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P Xは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P Xは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
  - ⑤本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではない。
  - ⑥ J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
  - ⑦ J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
  - ⑧以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

#### MSCI-KOKUSAI 指数

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び/または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用ま

たは言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係は一切主張することはできません。

#### NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

#### FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

## [2] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ◆外貨建資産に投資するマザーファンドにおいても、外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

内外の株式および公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、「国内株式マザーファンド」「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」「国内債券マザーファンド」「外国債券マザーファンド」の各受益証券を主要投資対象とします。なお、株式および公社債に直接投資する場合があります。また、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

### ① 投資の対象とする資産の種類(約款第 20 条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - 有価証券
  - デリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限④および⑤」に定めるものに限りません。)に係る権利
  - 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

### 2 次に掲げる特定資産以外の資産

- 為替手形

### ② 有価証券の指図範囲(約款第 21 条第 1 項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である下記の各マザーファンド受益証券のほか、

国内株式マザーファンド受益証券(以下「国内株式マザーファンド」といいます。)

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券(以下「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」といいます。)

国内債券マザーファンド受益証券(以下「国内債券マザーファンド」といいます。)

外国債券マザーファンド受益証券(以下「外国債券マザーファンド」といいます。)

次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1 株券または新株引受権証券
- 2 国債証券
- 3 地方債証券
- 4 特別の法律により法人の発行する債券(金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。)
- 5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10 コマーシャル・ペーパー
- 11 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 17 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 18 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 20 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、第13号および第14号の証券を「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項

各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預金
  - 2 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
  - 3 コール・ローン
  - 4 手形割引市場において売買される手形
  - 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ その他の投資対象
- 1 先物取引等
  - 2 スワップ取引

(参考)各マザーファンドの概要

(国内株式マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
  - ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
  - ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- #### (3) 投資制限
- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
  - ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
  - ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
  - ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
  - ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
  - ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
  - ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
  - ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
  - ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
  - ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
  - ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

① 外貨建資産への投資は行ないません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないません。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## (外国債券マザーファンド)

### 運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

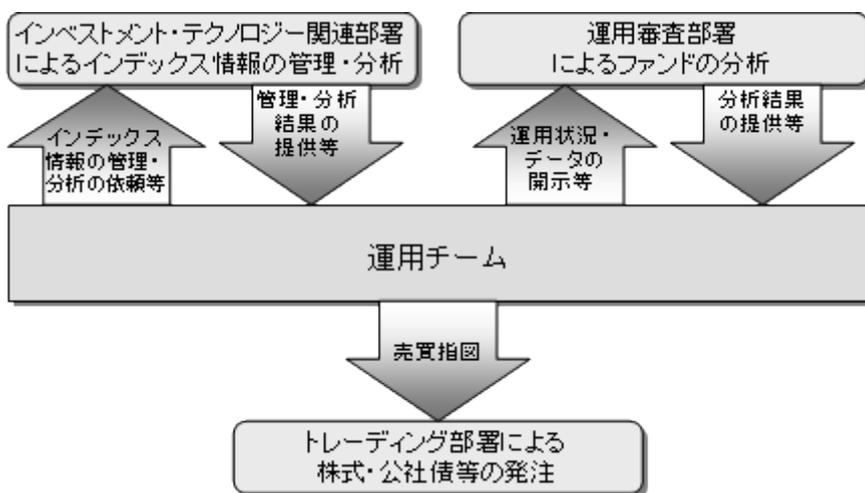
### (3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### (3) 【運用体制】

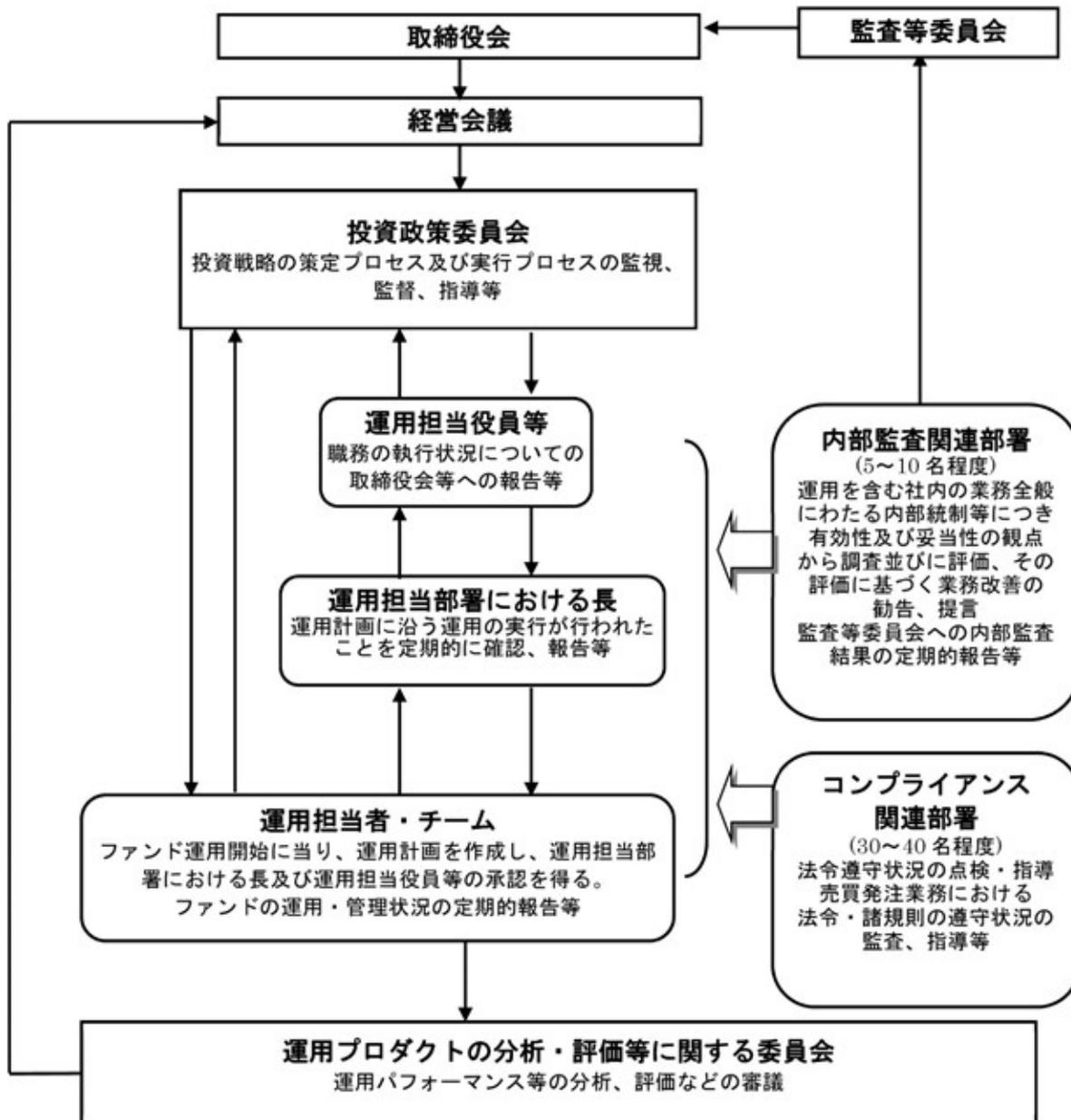
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
  - ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。
    - ※ 利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
    - ※ 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
    - ※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- \*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ◆ファンドの決算日

原則として毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

#### ◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5)【投資制限】

- ① 株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)  
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ② 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)  
外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以内とします。
- ③ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。  
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。  
(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)
- ④ 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第27条)
  - (i)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以

下同じ。) ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。) ならびに上記「(2) 投資対象 ③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と各マザーファンド(国内株式マザーファンド、外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド、国内債券マザーファンドおよび外国債券マザーファンドをいいます。以下本項において同じ。)の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
  - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (iii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 ③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 ③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る

外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤ スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第28条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(「スワップ取引」)を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンド(国内株式マザーファンド、外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド、国内債券マザーファンドおよび外国債券マザーファンドをいいます。以下本項において同じ。)の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 上記(iii)において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑦ 投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑧ 投資する株式等の範囲(約款第23条)

- (i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑨ 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑪ 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債\*への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

⑫ 信用取引の指図範囲(約款第26条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売り出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑬ 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第30条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
- 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第32条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められた場合には、

制約されることがあります。

⑮ 外国為替予約の指図(約款第 33 条)

(i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの時価総額に外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑯ 資金の借入れ(約款第 42 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

⑱ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

### 3 【投資リスク】

#### 《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、

損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

#### [為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

#### [債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行いますのでこれらの影響を受けます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### 《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

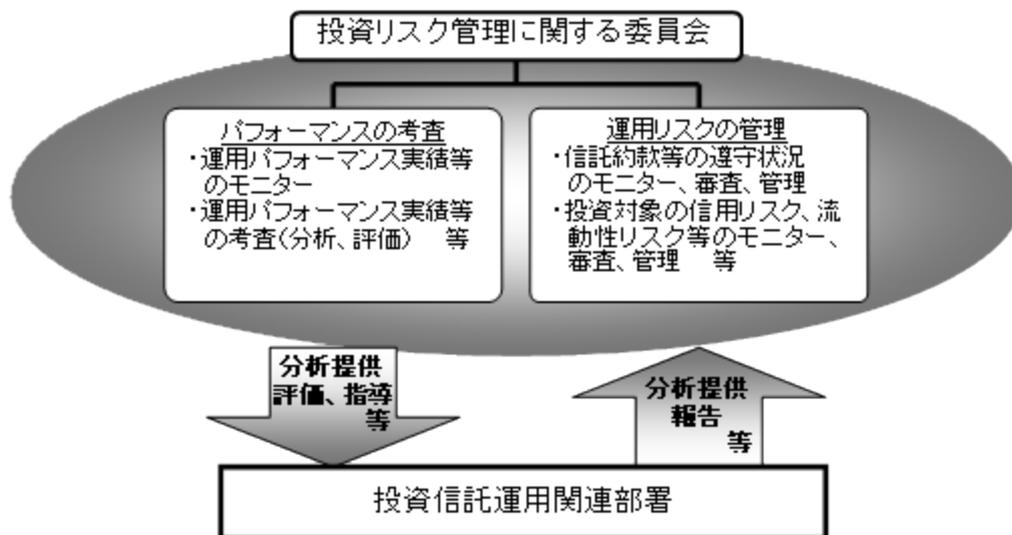
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

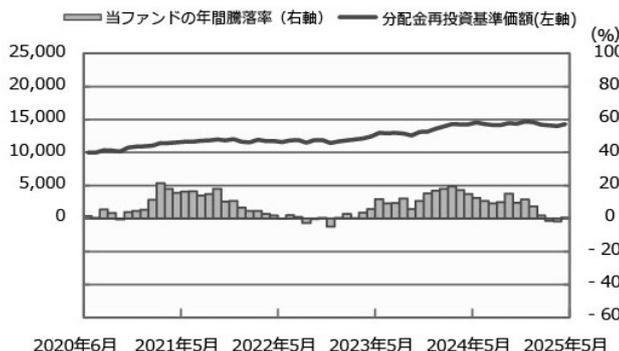
リスク管理体制図



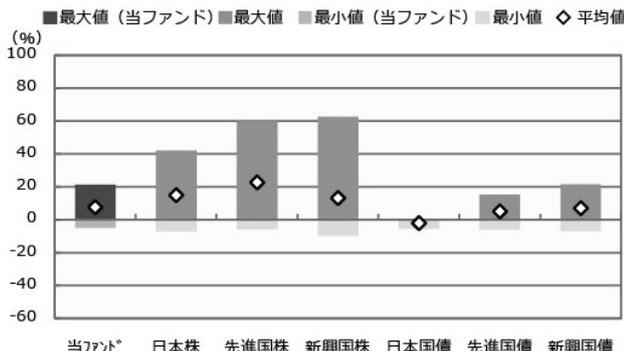
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# リスクの定量的比較 (2020年6月末～2025年5月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	21.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 5.0	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	7.7	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。  
\* 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
\* 決算日に対応した数値とは異なります。  
\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

- ① 取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.1%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜1.0%）以内\*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。  
※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。
- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.715%（税抜年0.65%）の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.26%	年0.34%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

##### ＜支払先の役務の内容＞

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書類等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

##### (4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費

用が、ファンドから実質的に支払われます。

④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

⑤ ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額\*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

### ■個人、法人別の課税について■

#### ◆個人の投資家に対する課税

##### <収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用があります。

##### <換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

##### 《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
・特定公社債 <sup>(注1)</sup> の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

#### ◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (国税15.315%)の税率で源泉徴収\*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益<sup>※</sup>については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

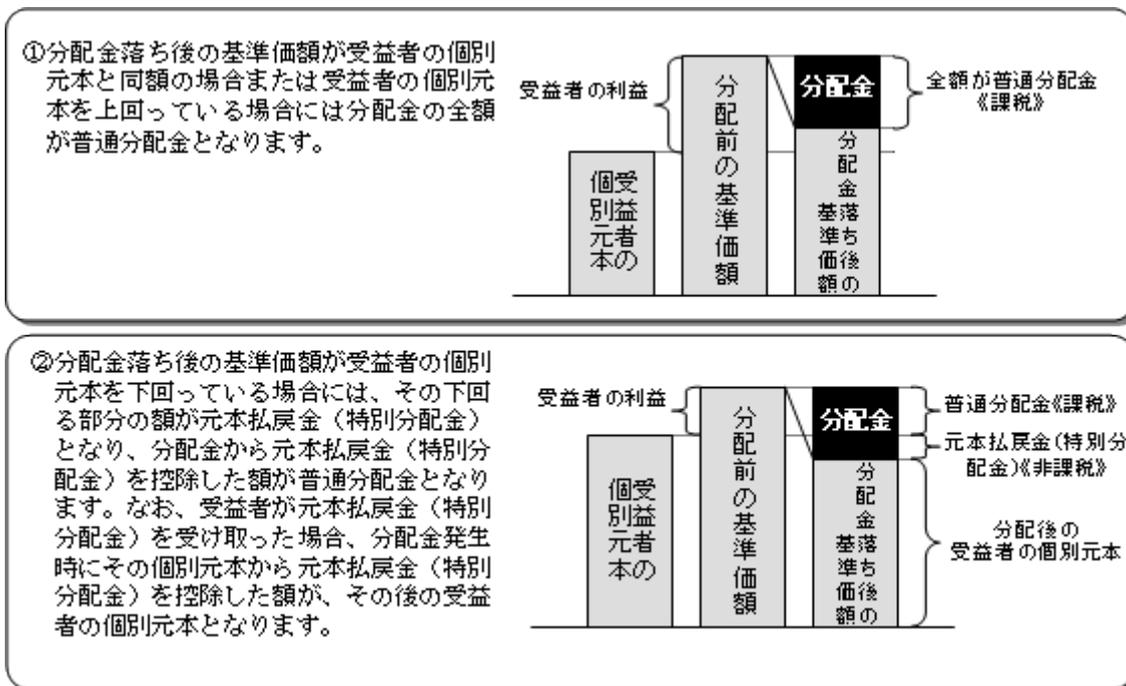
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 5 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

## (参考情報) ファンドの総経費率

(単位: %)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.71	0.71	0.00

(2024年5月11日~2025年5月12日)

- \* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- \* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- \* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- \* 各比率は、年率換算した値です。
- \* マザーファンドが支払った費用を含みます。
- \* その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- \* その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
- \* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- \* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

### 5 【運用状況】

以下は 2025 年 5 月 30 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1) 【投資状況】

##### バランスセレクト 50

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,084,910,798	99.89
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	2,095,644	0.10
合計 (純資産総額)		2,087,006,442	100.00

#### (参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	781,521,696,890	96.94
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	24,669,074,499	3.05
合計 (純資産総額)		806,190,771,389	100.00

#### その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	17,484,375,000	2.16

#### (参考) 外国株式MSCI-KOKUSA I マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	2,144,574,793,547	73.59
	カナダ	97,537,892,569	3.34
	ドイツ	79,524,087,046	2.72

	イタリア	24,101,657,890	0.82
	フランス	84,105,130,694	2.88
	オランダ	36,953,851,893	1.26
	スペイン	24,164,261,069	0.82
	ベルギー	6,038,031,158	0.20
	オーストリア	1,561,890,673	0.05
	ルクセンブルグ	518,916,011	0.01
	フィンランド	8,110,811,464	0.27
	アイルランド	2,519,438,450	0.08
	ポルトガル	1,235,879,957	0.04
	スイス	894,867,589	0.03
	ジャージー	152,439,061	0.00
	イギリス	113,287,522,328	3.88
	スイス	74,594,899,050	2.55
	スウェーデン	23,942,775,563	0.82
	ノルウェー	4,858,444,800	0.16
	デンマーク	18,022,115,648	0.61
	オーストラリア	48,917,751,003	1.67
	ニュージーランド	1,470,221,158	0.05
	香港	13,581,836,974	0.46
	シンガポール	9,537,567,480	0.32
	イスラエル	3,998,152,572	0.13
	小計	2,824,205,235,647	96.91
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	45,264,369,904	1.55
	フランス	1,144,487,840	0.03
	イギリス	799,754,988	0.02
	オーストラリア	3,158,448,170	0.10
	香港	574,262,080	0.01
	シンガポール	673,820,110	0.02
	小計	51,615,143,092	1.77
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	38,292,032,324	1.31
合計（純資産総額）		2,914,112,411,063	100.00

#### その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	28,460,341,803	0.97
	買建	カナダ	1,274,280,189	0.04
	買建	ドイツ	3,572,826,796	0.12
	買建	イギリス	1,492,844,906	0.05

	買建	スイス	939,169,000	0.03
	買建	オーストラリア	682,164,155	0.02

(参考) 国内債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	15,414,308,150	99.35
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	99,935,942	0.64
合計 (純資産総額)		15,514,244,092	100.00

(参考) 外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	450,997,780,131	45.60
	カナダ	19,120,768,242	1.93
	メキシコ	7,530,379,351	0.76
	ドイツ	48,314,050,016	4.88
	イタリア	87,769,312,004	8.87
	フランス	61,162,913,363	6.18
	オランダ	12,308,315,431	1.24
	スペイン	48,324,113,449	4.88
	ベルギー	15,697,944,310	1.58
	オーストリア	9,239,178,524	0.93
	フィンランド	4,703,802,105	0.47
	アイルランド	4,572,170,979	0.46
	ポルトガル	3,918,377,043	0.39
	イギリス	54,263,175,239	5.48
	スウェーデン	1,854,042,741	0.18
	ノルウェー	1,571,763,007	0.15
	デンマーク	2,135,786,704	0.21
	ポーランド	6,082,429,213	0.61
	オーストラリア	11,774,003,286	1.19
	ニュージーランド	2,938,357,851	0.29
	シンガポール	4,012,972,622	0.40
	マレーシア	5,088,733,428	0.51
	中国	112,064,429,611	11.33
イスラエル	3,337,119,423	0.33	
	小計	978,781,918,073	98.97
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	10,090,871,720	1.02
合計 (純資産総額)		988,872,789,793	100.00

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

バランスセレクト50

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド	672,949,653	1.2180	819,717,247	1.2136	816,691,698	39.13
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	197,888,621	3.1644	626,198,753	3.2338	639,932,222	30.66
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	57,164,976	7.1836	410,650,322	7.3880	422,334,842	20.23
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	69,613,668	2.9823	207,613,563	2.9585	205,952,036	9.86

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.89
合計	99.89

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,450,300	2,753.39	28,773,818,806	2,769.00	28,936,880,700	3.58
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,781,400	3,592.72	24,363,724,812	3,810.00	25,837,134,000	3.20
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	12,420,000	1,839.85	22,851,015,770	2,025.50	25,156,710,000	3.12
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,050,800	3,837.38	19,381,866,534	4,046.00	20,435,536,800	2.53
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,997,800	3,456.50	13,818,405,116	3,700.00	14,791,860,000	1.83
6	日本	株式	任天堂	その他製品	1,241,100	11,581.37	14,373,645,507	11,835.00	14,688,418,500	1.82
7	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,494,700	8,338.49	12,463,541,274	8,689.00	12,987,448,300	1.61
8	日本	株式	キーエンス	電気機器	196,700	63,417.91	12,474,304,833	60,740.00	11,947,558,000	1.48
9	日本	株式	三菱重工業	機械	3,472,100	2,737.51	9,504,930,010	3,352.00	11,638,479,200	1.44
10	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,848,300	5,932.24	10,964,566,008	6,112.00	11,296,809,600	1.40
11	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,844,100	2,795.79	10,747,311,770	2,935.00	11,282,433,500	1.39
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,398,100	7,488.18	10,469,238,279	7,740.00	10,821,294,000	1.34
13	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,587,100	3,698.64	9,568,756,350	4,002.00	10,353,574,200	1.28
14	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	416,100	22,892.91	9,525,741,966	23,000.00	9,570,300,000	1.18
15	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	58,646,800	156.58	9,183,451,973	160.40	9,406,946,720	1.16
16	日本	株式	三井物産	卸売業	2,990,100	2,910.67	8,703,217,718	3,029.00	9,057,012,900	1.12
17	日本	株式	信越化学工業	化学	1,751,100	4,494.34	7,870,051,069	4,641.00	8,126,855,100	1.00
18	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,754,400	4,000.48	7,018,452,208	4,314.00	7,568,481,600	0.93
19	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	972,600	7,507.94	7,302,228,756	7,614.00	7,405,376,400	0.91
20	日本	株式	KDDI	情報・通信業	2,900,300	2,658.66	7,710,939,490	2,499.00	7,247,849,700	0.89
21	日本	株式	第一三共	医薬品	1,823,700	3,259.20	5,943,815,216	3,842.00	7,006,655,400	0.86

22	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,607,600	221.89	7,013,469,860	221.40	6,997,922,640	0.86
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,657,800	1,488.43	6,932,853,102	1,468.00	6,837,650,400	0.84
24	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	140,400	48,659.15	6,831,745,390	48,350.00	6,788,340,000	0.84
25	日本	株式	HOYA	精密機器	381,400	17,730.22	6,762,305,979	17,115.00	6,527,661,000	0.80
26	日本	株式	富士通	電気機器	1,827,100	3,328.98	6,082,386,410	3,318.00	6,062,317,800	0.75
27	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,019,500	2,857.70	5,771,139,150	2,904.00	5,864,628,000	0.72
28	日本	株式	日本電気	電気機器	1,404,100	3,737.04	5,247,190,818	3,785.00	5,314,518,500	0.65
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,176,200	4,505.77	5,299,691,886	4,438.00	5,219,975,600	0.64
30	日本	株式	丸紅	卸売業	1,709,200	2,766.71	4,728,864,279	2,945.00	5,033,594,000	0.62

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.23
		建設業	2.18
		食料品	2.99
		繊維製品	0.38
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.67
		医薬品	3.98
		石油・石炭製品	0.40
		ゴム製品	0.62
		ガラス・土石製品	0.59
		鉄鋼	0.75
		非鉄金属	0.86
		金属製品	0.47
		機械	5.68
		電気機器	16.82
		輸送用機器	7.09
		精密機器	1.98
		その他製品	2.99
		電気・ガス業	1.18
		陸運業	2.30
		海運業	0.63
		空運業	0.35
		倉庫・運輸関連業	0.15
		情報・通信業	7.61
		卸売業	6.78
小売業	4.65		
銀行業	8.77		
証券、商品先物取引業	0.82		
保険業	3.32		

		その他金融業	1.08
		不動産業	1.85
		サービス業	4.38
合 計			96.94

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSA I マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	7,151,800	15,786.72	112,903,477,046	20,025.26	143,216,692,373	4.91
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	2,062,600	54,611.37	112,641,413,253	65,990.29	136,111,575,454	4.67
3	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュ ーター・周 辺機器	4,391,500	31,272.75	137,334,297,608	28,766.80	126,329,430,745	4.33
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小 売り	2,763,600	27,683.97	76,507,439,287	29,594.05	81,786,141,452	2.80
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	636,700	82,871.21	52,764,100,195	92,803.34	59,087,888,806	2.02
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	1,300,400	24,429.39	31,767,980,073	34,812.22	45,269,815,960	1.55
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	843,700	37,908.00	31,982,987,599	51,567.32	43,507,351,343	1.49
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,706,300	22,213.47	37,902,845,776	24,725.49	42,189,117,579	1.44
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,454,500	22,462.65	32,671,927,675	24,883.75	36,193,421,938	1.24
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	822,200	34,939.96	28,727,641,975	38,034.91	31,272,304,564	1.07
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サー ビス	388,600	75,729.79	29,428,598,201	72,824.11	28,299,451,711	0.97
12	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	505,000	49,331.39	24,912,353,063	52,138.48	26,329,936,440	0.90
13	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	235,600	118,131.76	27,831,844,025	103,956.14	24,492,067,974	0.84
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	124,830	134,937.33	16,844,227,015	170,465.80	21,279,246,838	0.73
15	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サー ビス	239,400	77,782.02	18,621,017,544	83,125.20	19,900,174,939	0.68
16	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	1,283,500	16,882.55	21,668,755,780	14,774.01	18,962,442,220	0.65
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需 品流通・ 小売り	129,630	134,066.88	17,379,090,351	145,127.42	18,812,867,947	0.64
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	1,290,300	12,307.28	15,880,088,484	13,969.77	18,025,203,263	0.61
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	687,700	24,152.50	16,609,678,097	24,250.72	16,677,225,095	0.57
20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	703,100	23,513.27	16,532,182,418	22,095.55	15,535,384,439	0.53

21	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	290,100	51,541.43	14,952,170,173	52,985.88	15,371,204,455	0.52
22	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	516,100	29,423.64	15,185,544,222	26,705.14	13,782,527,605	0.47
23	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	304,900	40,351.76	12,303,254,020	42,928.94	13,089,035,788	0.44
24	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	2,000,000	5,926.03	11,852,076,282	6,364.80	12,729,617,600	0.43
25	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	115,000	102,182.81	11,751,023,598	108,855.83	12,518,421,025	0.42
26	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	1,195,000	10,135.69	12,112,158,186	10,285.26	12,290,893,229	0.42
27	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	765,100	15,773.64	12,068,419,505	15,314.25	11,716,932,675	0.40
28	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	タバコ	454,100	22,383.89	10,164,526,294	25,590.15	11,620,490,248	0.39
29	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	268,700	74,036.32	19,893,561,313	42,897.71	11,526,616,800	0.39
30	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	490,100	20,260.68	9,929,761,936	23,436.42	11,486,190,912	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.81
		メディア	0.43
		娯楽	1.58
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.15
		石油・ガス・消耗燃料	3.46
		化学	1.49
		建設資材	0.32
		容器・包装	0.20
		金属・鉱業	1.14
		紙製品・林産品	0.06
		航空宇宙・防衛	2.53
		建設関連製品	0.65
		建設・土木	0.37
		電気設備	1.18
		コングロマリット	0.68
		機械	1.69
		商社・流通業	0.43
		商業サービス・用品	0.64
		航空貨物・物流サービス	0.35
旅客航空輸送	0.05		
海上運輸	0.04		
陸上運輸	0.88		
運送インフラ	0.09		

		自動車用部品	0.08
		自動車	1.93
		家庭用耐久財	0.20
		繊維・アパレル・贅沢品	0.81
		ホテル・レストラン・レジャー	1.94
		販売	0.06
		大規模小売り	3.31
		専門小売り	1.53
		生活必需品流通・小売り	1.88
		飲料	1.21
		食品	1.06
		タバコ	0.71
		家庭用品	0.92
		パーソナルケア用品	0.47
		ヘルスケア機器・用品	2.07
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.37
		バイオテクノロジー	1.55
		医薬品	3.99
		銀行	6.26
		金融サービス	3.35
		保険	3.28
		情報技術サービス	1.33
		ソフトウェア	9.10
		通信機器	0.71
		コンピュータ・周辺機器	4.62
		電子装置・機器・部品	0.53
		半導体・半導体製造装置	9.06
		各種電気通信サービス	1.03
		無線通信サービス	0.23
		電力	1.66
		ガス	0.08
		総合公益事業	0.73
		水道	0.08
		消費者金融	0.46
		資本市場	3.59
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.13
		ヘルスケア・テクノロジー	0.07
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.75
		専門サービス	0.97
新株予約権証券	—	—	0.00

投資証券	—	—	1.77
合計			98.68

(参考) 国内債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第345回	320,000,000	99.16	317,328,000	99.08	317,078,400	0.1	2026/12/20	2.04
2	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第150回	290,000,000	99.01	287,140,600	98.94	286,928,900	0.005	2026/12/20	1.84
3	日本	国債証券	国庫債券 C T 利付(5年)第2回	260,000,000	98.49	256,084,000	98.18	255,286,200	0.5	2029/6/20	1.64
4	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第344回	190,000,000	99.34	188,754,900	99.27	188,626,300	0.1	2026/9/20	1.21
5	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第350回	190,000,000	98.28	186,733,900	98.07	186,334,900	0.1	2028/3/20	1.20
6	日本	国債証券	国庫債券 C T 利付(5年)第1回	190,000,000	98.19	186,569,400	97.98	186,173,400	0.3	2028/12/20	1.20
7	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第149回	180,000,000	99.21	178,594,200	99.15	178,477,200	0.005	2026/9/20	1.15
8	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第468回	160,000,000	99.95	159,920,000	99.83	159,736,000	0.6	2027/1/1	1.02
9	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第465回	150,000,000	99.72	149,580,000	99.65	149,475,000	0.4	2026/10/1	0.96
10	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第351回	150,000,000	98.05	147,075,000	97.85	146,787,000	0.1	2028/6/20	0.94
11	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第354回	150,000,000	97.29	145,939,500	97.00	145,513,500	0.1	2029/3/20	0.93
12	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第359回	150,000,000	95.93	143,897,200	95.49	143,235,000	0.1	2030/6/20	0.92
13	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第366回	150,000,000	94.47	141,708,600	93.86	140,793,000	0.2	2032/3/20	0.90
14	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第352回	140,000,000	97.82	136,953,600	97.59	136,627,400	0.1	2028/9/20	0.88
15	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第353回	140,000,000	97.54	136,564,400	97.31	136,239,600	0.1	2028/12/20	0.87
16	日本	国債証券	国庫債券 利付(30年)第32回	130,000,000	103.79	134,928,300	103.13	134,070,300	2.3	2040/3/20	0.86
17	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第369回	140,000,000	95.55	133,775,600	94.85	132,801,200	0.5	2032/12/20	0.85
18	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第364回	140,000,000	94.48	132,272,000	93.91	131,478,200	0.1	2031/9/20	0.84
19	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第365回	125,000,000	94.16	117,700,000	93.57	116,968,750	0.1	2031/12/20	0.75

20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 75回	120,000,000	98.33	117,996,500	97.47	116,967,600	1.1	2034/6/20	0.75
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (30年) 第2 9回	110,000,000	106.63	117,295,200	105.87	116,458,100	2.4	2038/9/20	0.75
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 72回	120,000,000	96.85	116,221,200	96.07	115,287,600	0.8	2033/9/20	0.74
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 74回	120,000,000	96.14	115,370,500	95.33	114,404,400	0.8	2034/3/20	0.73
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 61回	120,000,000	95.40	114,480,000	94.89	113,870,400	0.1	2030/12/20	0.73
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第9 9回	110,000,000	103.63	113,998,500	103.33	113,672,900	2.1	2027/12/20	0.73
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (30年) 第3 1回	110,000,000	103.09	113,402,300	102.45	112,696,100	2.2	2039/9/20	0.72
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (40年) 第1 7回	140,000,000	79.51	111,318,200	80.26	112,364,000	2.2	2064/3/20	0.72
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 67回	120,000,000	93.94	112,735,400	93.50	112,200,000	0.2	2032/6/20	0.72
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 71回	120,000,000	94.09	112,908,300	93.33	112,006,800	0.4	2033/6/20	0.72
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第17 4回	110,000,000	99.28	109,208,000	98.88	108,773,500	0.7	2029/9/20	0.70

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.35
合計	99.35

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	72,220,000	14,460.32	10,443,244,084	14,445.16	10,432,298,306	4.5	2026/7/15	1.05
2	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	60,000,000	16,554.36	9,932,620,099	16,582.01	9,949,209,040	2.75	2030/2/25	1.00
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,750,000	14,431.11	9,921,392,454	14,388.12	9,891,834,991	4.375	2034/5/15	1.00
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,250,000	14,553.91	9,787,504,999	14,529.74	9,771,253,470	4.5	2027/5/15	0.98
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	69,100,000	13,969.43	9,652,882,284	13,960.44	9,646,668,898	2.375	2027/5/15	0.97
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,300,000	13,305.16	9,353,530,137	13,310.22	9,357,086,241	1.25	2028/5/31	0.94
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,550,000	13,778.92	9,307,662,739	13,778.36	9,307,283,720	1.25	2026/12/31	0.94
8	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	460,800,000	2,016.68	9,292,876,320	2,015.32	9,286,611,446	1.85	2027/5/15	0.93
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,100,000	14,505.93	9,298,303,063	14,482.59	9,283,343,025	4.875	2026/5/31	0.93
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	61,400,000	14,781.51	9,075,851,706	14,766.06	9,066,362,634	4.625	2031/5/31	0.91
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,900,000	13,138.81	8,789,866,628	13,144.71	8,793,814,763	1	2028/7/31	0.88
12	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	52,500,000	16,581.09	8,705,072,723	16,578.31	8,703,612,860	3.1	2026/8/28	0.88

13	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	46,050,000	18,466.56	8,503,851,934	18,568.79	8,550,929,425	4.75	2035/4/25	0.86
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,245.59	8,507,644,363	13,236.04	8,501,508,492	2.875	2032/5/15	0.85
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,700,000	13,976.74	8,344,116,541	13,970.56	8,340,425,831	2	2026/11/15	0.84
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,400,000	14,032.38	8,335,234,926	14,021.98	8,329,059,675	2.625	2027/5/31	0.84
17	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	42,950,000	19,190.03	8,242,118,916	19,302.89	8,290,593,703	5.75	2033/2/1	0.83
18	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	41,900,000	19,224.38	8,055,016,100	19,217.02	8,051,931,987	5.5	2031/1/4	0.81
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,500,000	12,198.62	7,868,111,694	12,212.08	7,876,797,968	0.625	2030/5/15	0.79
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,950,000	13,277.62	7,827,161,153	13,281.84	7,829,645,277	1.25	2028/6/30	0.79
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,400,000	13,978.43	7,744,050,653	13,971.96	7,740,470,350	2.875	2028/5/15	0.78
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,150,000	14,056.26	7,752,031,431	14,018.05	7,730,955,204	4	2034/2/15	0.78
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,950,000	13,434.42	7,516,559,301	13,437.23	7,518,131,373	0.5	2027/5/31	0.76
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,800,000	13,688.72	7,090,759,072	13,664.27	7,078,095,842	3.5	2033/2/15	0.71
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,350,000	13,584.19	6,975,483,563	13,580.54	6,973,607,819	2.375	2029/3/31	0.70
26	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	34,350,000	19,487.41	6,693,925,622	19,532.43	6,709,392,025	5.75	2032/10/25	0.67
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,400,000	14,150.40	6,707,289,614	14,140.28	6,702,494,867	3.625	2030/3/31	0.67
28	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	36,800,000	18,053.22	6,643,585,291	18,184.12	6,691,758,357	4.5	2041/4/25	0.67
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,250,000	13,081.76	6,573,588,512	13,075.02	6,570,201,513	2.75	2032/8/15	0.66
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,550,000	13,988.26	6,511,537,699	13,956.79	6,496,887,687	3.875	2033/8/15	0.65

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.97
合計	98.97

#### ②【投資不動産物件】

バランスセレクト50

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

## バランスセレクト50

該当事項はありません。

### (参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2025年06月限)	買建	625	日本円	17,208,656,330	17,484,375,000	2.16

### (参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴマ ーカント イル取引 所	E-mini S&P500 株 価指数先物(2025 年06月限)	買建	668	米ドル	192,974,200	27,763,198,149	197,819,850	28,460,341,803	0.97
	カナダ	モントリ オール取 引所	S&P TSX60 株価指 数先物(2025年06 月限)	買建	39	カナダ ドル	11,987,220	1,247,749,736	12,242,100	1,274,280,189	0.04
	ドイツ	ユーレク ス・ドイ ツ金融 先物取 引所	ユーロ50 株価指 数先物(2025年06 月限)	買建	406	ユーロ	21,535,970	3,522,638,618	21,842,800	3,572,826,796	0.12
	オース トラリ ア	シドニー 先物取 引所	SPI200 株価指数先 物(2025年06月 限)	買建	35	豪ドル	7,227,850	669,154,352	7,368,375	682,164,155	0.02
	イギリ ス	ロンドン 国際金 融先物 オプション 取引所	FT100 株価指数先 物(2025年06月 限)	買建	88	英ポ ンド	7,610,740	1,477,396,845	7,690,320	1,492,844,906	0.05
	スイス	ユーレク ス・チュ ーリッ ヒ取引 所	SMI 株価指数先物 (2025年06月限)	買建	44	スイ スフ ラン	5,354,880	937,104,000	5,366,680	939,169,000	0.03

### (参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

### (参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### ① 【純資産の推移】

## バランスセレクト50

2025年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15計算期間	(2016年5月10日)	1,943	1,951	1.4215	1.4270
第16計算期間	(2017年5月10日)	2,102	2,111	1.5475	1.5540
第17計算期間	(2018年5月10日)	2,115	2,124	1.6345	1.6415
第18計算期間	(2019年5月10日)	2,053	2,062	1.5919	1.5989
第19計算期間	(2020年5月11日)	1,958	1,967	1.5755	1.5825
第20計算期間	(2021年5月10日)	2,124	2,135	1.8650	1.8745
第21計算期間	(2022年5月10日)	2,063	2,074	1.8535	1.8635
第22計算期間	(2023年5月10日)	2,148	2,160	1.9505	1.9615
第23計算期間	(2024年5月10日)	2,154	2,168	2.2581	2.2721
第24計算期間	(2025年5月12日)	2,065	2,077	2.2382	2.2507
	2024年5月末日	2,161	—	2.2622	—
	6月末日	2,194	—	2.3084	—
	7月末日	2,159	—	2.2679	—
	8月末日	2,120	—	2.2469	—
	9月末日	2,116	—	2.2435	—
	10月末日	2,158	—	2.2935	—
	11月末日	2,139	—	2.2805	—
	12月末日	2,179	—	2.3309	—
	2025年1月末日	2,162	—	2.3202	—
	2月末日	2,086	—	2.2574	—
	3月末日	2,060	—	2.2347	—
	4月末日	2,046	—	2.2198	—
	5月末日	2,087	—	2.2602	—

## ②【分配の推移】

バランスセレクト50

	計算期間	1口当たりの分配金
第15計算期間	2015年5月12日～2016年5月10日	0.0055円
第16計算期間	2016年5月11日～2017年5月10日	0.0065円
第17計算期間	2017年5月11日～2018年5月10日	0.0070円
第18計算期間	2018年5月11日～2019年5月10日	0.0070円
第19計算期間	2019年5月11日～2020年5月11日	0.0070円
第20計算期間	2020年5月12日～2021年5月10日	0.0095円
第21計算期間	2021年5月11日～2022年5月10日	0.0100円
第22計算期間	2022年5月11日～2023年5月10日	0.0110円
第23計算期間	2023年5月11日～2024年5月10日	0.0140円

第 24 計算期間	2024 年 5 月 11 日～2025 年 5 月 12 日	0.0125 円
-----------	---------------------------------	----------

### ③ 【収益率の推移】

バランスセレクト 50

	計算期間	収益率
第 15 計算期間	2015 年 5 月 12 日～2016 年 5 月 10 日	△5.8%
第 16 計算期間	2016 年 5 月 11 日～2017 年 5 月 10 日	9.3%
第 17 計算期間	2017 年 5 月 11 日～2018 年 5 月 10 日	6.1%
第 18 計算期間	2018 年 5 月 11 日～2019 年 5 月 10 日	△2.2%
第 19 計算期間	2019 年 5 月 11 日～2020 年 5 月 11 日	△0.6%
第 20 計算期間	2020 年 5 月 12 日～2021 年 5 月 10 日	19.0%
第 21 計算期間	2021 年 5 月 11 日～2022 年 5 月 10 日	△0.1%
第 22 計算期間	2022 年 5 月 11 日～2023 年 5 月 10 日	5.8%
第 23 計算期間	2023 年 5 月 11 日～2024 年 5 月 10 日	16.5%
第 24 計算期間	2024 年 5 月 11 日～2025 年 5 月 12 日	△0.3%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

### （4）【設定及び解約の実績】

バランスセレクト 50

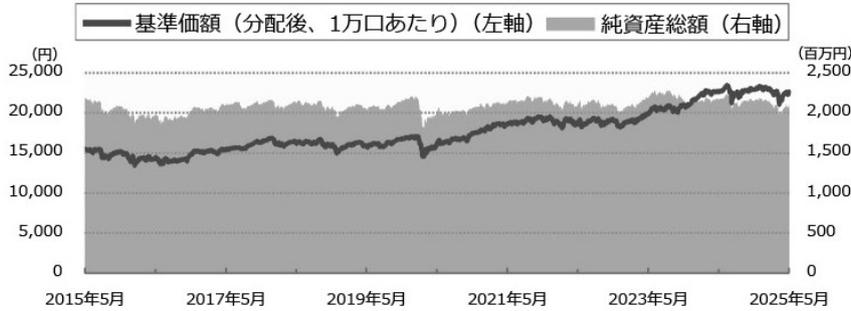
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 15 計算期間	2015 年 5 月 12 日～2016 年 5 月 10 日	88,902,453	140,992,525	1,367,510,047
第 16 計算期間	2016 年 5 月 11 日～2017 年 5 月 10 日	103,461,716	112,395,216	1,358,576,547
第 17 計算期間	2017 年 5 月 11 日～2018 年 5 月 10 日	112,652,811	177,093,273	1,294,136,085
第 18 計算期間	2018 年 5 月 11 日～2019 年 5 月 10 日	87,292,570	91,570,485	1,289,858,170
第 19 計算期間	2019 年 5 月 11 日～2020 年 5 月 11 日	92,378,554	139,113,276	1,243,123,448
第 20 計算期間	2020 年 5 月 12 日～2021 年 5 月 10 日	68,567,869	172,300,238	1,139,391,079
第 21 計算期間	2021 年 5 月 11 日～2022 年 5 月 10 日	64,775,985	90,780,876	1,113,386,188
第 22 計算期間	2022 年 5 月 11 日～2023 年 5 月 10 日	59,391,351	71,365,181	1,101,412,358
第 23 計算期間	2023 年 5 月 11 日～2024 年 5 月 10 日	57,010,393	204,126,297	954,296,454
第 24 計算期間	2024 年 5 月 11 日～2025 年 5 月 12 日	36,078,594	67,429,013	922,946,035

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



## 運用実績 (2025年5月30日現在)

### ■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



### ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2025年5月	125 円
2024年5月	140 円
2023年5月	110 円
2022年5月	100 円
2021年5月	95 円
設定来累計	1,260 円

### ■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	国内債券マザーファンド	39.1
2	国内株式マザーファンド	30.7
3	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	20.2
4	外国債券マザーファンド	9.9

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	1.1
2	ソニーグループ	電気機器	1.0
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.0
4	日立製作所	電気機器	0.8
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	0.6

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1.0
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.9
3	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.9
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.6
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.4

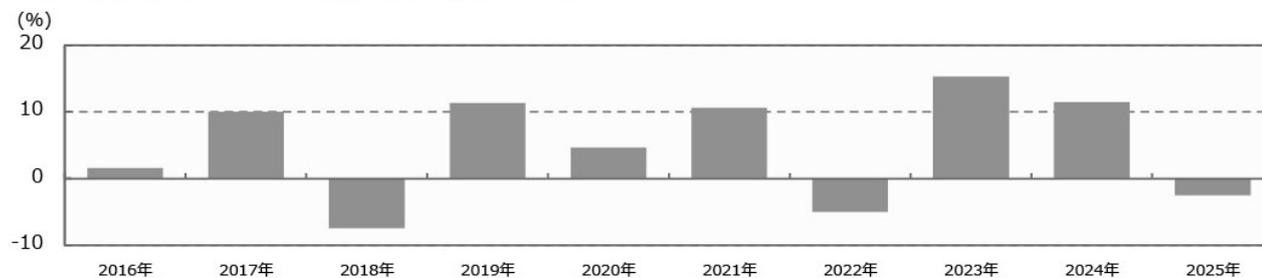
・「国内債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付 (10年) 第345回	国債証券	0.8
2	国庫債券 利付 (5年) 第150回	国債証券	0.7
3	国庫債券 CT利付 (5年) 第2回	国債証券	0.6
4	国庫債券 利付 (10年) 第344回	国債証券	0.5
5	国庫債券 利付 (10年) 第350回	国債証券	0.5

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
2	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	0.1
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.1

## ■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

#### (2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

#### (3) 購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

#### (4) 販売単位

「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

#### (5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

#### (6) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

#### (7) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約\*を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

\*当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

#### (8) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受け付けを取り消

す場合があります。

#### (9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2 【換金（解約）手続等】

### (1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

### (2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

### (3) 換金単位

「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

### (4) 換金価額

解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

### (5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約はできません。また、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

### (6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

### (7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日

の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

(8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>※1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>※2</sup> ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券

を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2001年5月11日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として毎年5月11日から翌年5月10日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託終了日前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこ

の信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益

分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### ■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

#### ② 償還金に対する請求権

##### ■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

##### ■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

#### ③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間(2024年5月11日から2025年5月12日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年7月8日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているバランスセレクト50の2024年5月11日から2025年5月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バランスセレクト50の2025年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【バランスセレクト50】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 (2024年5月10日現在)	第24期 (2025年5月12日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	9,756,003	22,128,813
親投資信託受益証券	2,149,937,762	2,062,938,234
未収入金	16,274,586	229,867
未収利息	21	295
流動資産合計	2,175,968,372	2,085,297,209
資産合計	2,175,968,372	2,085,297,209
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	13,360,150	11,536,825
未払解約金	4,041	460,863
未払受託者報酬	587,068	579,202
未払委託者報酬	7,044,756	6,950,394
その他未払費用	35,163	34,694
流動負債合計	21,031,178	19,561,978
負債合計	21,031,178	19,561,978
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	954,296,454	922,946,035
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,200,640,740	1,142,789,196
(分配準備積立金)	869,925,596	820,679,759
元本等合計	2,154,937,194	2,065,735,231
純資産合計	2,154,937,194	2,065,735,231
負債純資産合計	2,175,968,372	2,085,297,209

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 2023年5月11日 至 2024年5月10日	第24期 自 2024年5月11日 至 2025年5月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	944	19,024
有価証券売買等損益	345,854,606	8,263,789
営業収益合計	345,855,550	8,282,813
<b>営業費用</b>		
支払利息	1,602	-

受託者報酬	1,202,174	1,178,128
委託者報酬	14,426,028	14,137,447
その他費用	72,013	70,568
営業費用合計	15,701,817	15,386,143
営業利益又は営業損失(△)	330,153,733	△7,103,330
経常利益又は経常損失(△)	330,153,733	△7,103,330
当期純利益又は当期純損失(△)	330,153,733	△7,103,330
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	31,388,984	671,558
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,046,900,252	1,200,640,740
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,038,755	45,886,565
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,038,755	45,886,565
剰余金減少額又は欠損金増加額	193,702,866	84,426,396
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	193,702,866	84,426,396
分配金	13,360,150	11,536,825
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,200,640,740	1,142,789,196

### (3)【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年5月11日から2025年5月12日までとなっております。

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

#### (貸借対照表に関する注記)

第23期 2024年5月10日現在	第24期 2025年5月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 954,296,454口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 922,946,035口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2,2581円 (10,000口当たり純資産額) (22,581円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2,2382円 (10,000口当たり純資産額) (22,382円)

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期 自2023年5月11日 至2024年5月10日	第24期 自2024年5月11日 至2025年5月12日																																																
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>33,162,731円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>265,602,018円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>502,499,196円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>584,520,997円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,385,784,942円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>954,296,454口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>14,521円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	33,162,731円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	265,602,018円	収益調整金額	C	502,499,196円	分配準備積立金額	D	584,520,997円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,385,784,942円	当ファンドの期末残存口数	F	954,296,454口	10,000口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	14,521円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>22,056,077円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>517,727,050円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>810,160,507円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,349,943,634円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>922,946,035口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>14,626円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	22,056,077円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	517,727,050円	分配準備積立金額	D	810,160,507円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,349,943,634円	当ファンドの期末残存口数	F	922,946,035口	10,000口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	14,626円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	33,162,731円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	265,602,018円																																															
収益調整金額	C	502,499,196円																																															
分配準備積立金額	D	584,520,997円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,385,784,942円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	954,296,454口																																															
10,000口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	14,521円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	22,056,077円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																															
収益調整金額	C	517,727,050円																																															
分配準備積立金額	D	810,160,507円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,349,943,634円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	922,946,035口																																															
10,000口当たり収益分配対	G=E/F×10,000	14,626円																																															

象額		
10,000口当たり分配金額	H	140円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	13,360,150円

象額		
10,000口当たり分配金額	H	125円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	11,536,825円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第23期 自 2023年 5月 11日 至 2024年 5月 10日	第24期 自 2024年 5月 11日 至 2025年 5月 12日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第23期 2024年 5月 10日現在	第24期 2025年 5月 12日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第23期 自 2023年 5月 11日 至 2024年 5月 10日	第24期 自 2024年 5月 11日 至 2025年 5月 12日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	同左

(その他の注記)

## 1 元本の移動

第23期 自 2023年 5月 11日 至 2024年 5月 10日		第24期 自 2024年 5月 11日 至 2025年 5月 12日	
期首元本額	1,101,412,358円	期首元本額	954,296,454円
期中追加設定元本額	57,010,393円	期中追加設定元本額	36,078,594円
期中一部解約元本額	204,126,297円	期中一部解約元本額	67,429,013円

## 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

種類	第23期 自 2023年 5月 11日 至 2024年 5月 10日	第24期 自 2024年 5月 11日 至 2025年 5月 12日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	284,783,928	1,824,868
合計	284,783,928	1,824,868

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (4) 【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式(2025年5月12日現在)

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券(2025年5月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	197,015,670	623,416,684	
		国内債券マザーファンド	669,165,827	815,110,893	
		外国債券マザーファンド	69,296,705	206,663,563	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	58,162,605	417,747,094	
	小計	銘柄数: 4 組入時価比率: 99.9%	993,640,807	2,062,938,234 100.0%	
合計			2,062,938,234		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「国内債券マザーファンド」および「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## 貸借対照表

(単位：円)

(2025年5月12日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	27,200,625,589
株式	769,055,116,590
派生商品評価勘定	468,115,279
未収入金	7,965,990
未収配当金	8,910,222,214
未収利息	363,840
その他未収収益	144,989,828
差入委託証拠金	1,144,120,011
流動資産合計	806,931,519,341
資産合計	806,931,519,341
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	158,434,355
未払解約金	982,722,383
未払利息	2,688,887
有価証券貸借取引受入金	17,158,872,963
流動負債合計	18,302,718,588
負債合計	18,302,718,588
純資産の部	
元本等	
元本	249,223,624,224
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	539,405,176,529
元本等合計	788,628,800,753
純資産合計	788,628,800,753
負債純資産合計	806,931,519,341

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
------------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)  
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年5月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.1643円
(10,000口当たり純資産額)	(31,643円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	16,616,800,220円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024年5月11日 至 2025年5月12日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年5月12日現在	
期首	2024年5月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	229,552,252,758円

同期中における追加設定元本額	47,727,510,456円
同期中における一部解約元本額	28,056,138,990円
期末元本額	249,223,624,224円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	69,511,055円
バランスセレクト50	197,015,670円
バランスセレクト70	336,532,187円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,422,166,939円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,150,342,587円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	12,905,294,801円
野村資産設計ファンド2015	20,934,130円
野村資産設計ファンド2020	22,755,354円
野村資産設計ファンド2025	33,578,820円
野村資産設計ファンド2030	60,713,192円
野村資産設計ファンド2035	64,236,634円
野村資産設計ファンド2040	115,549,853円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	18,264,503,118円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,441,270,484円
のむラップ・ファンド(普通型)	16,448,080,331円
のむラップ・ファンド(積極型)	12,699,387,710円
野村資産設計ファンド2045	27,257,231円
野村インデックスファンド・TOPIX	2,436,825,419円
マイ・ロード	1,821,967,426円
ネクストコア	16,757,333円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	812,830,057円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)	4,126,437,125円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	538,042,540円
野村資産設計ファンド2050	29,575,187円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	5,312,879円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	4,068,232円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	3,888,351円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	3,827,820円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	506,085,469円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	2,725,504,680円
インデックス・ブレンド(タイプI)	3,222,760円
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,468,675円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	22,127,286円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	9,655,981円
インデックス・ブレンド(タイプV)	37,652,277円
野村6資産均等バランス	5,714,777,547円
世界6資産分散ファンド	100,636,226円
野村資産設計ファンド2060	31,346,093円
はじめてのNISA・日本株式インデックス(TOPIX)	1,037,830,741円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式	4,232,067,635円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	124,467,634円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	86,777,592円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	170,455,721円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	81,074,484円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	771,794円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	3,109,162円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	425,043円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	1,138,566,895円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	4,577,368円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	19,065,671円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	6,871,614円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	62,154,330円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	99,391,825円

野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	2,928,228,085円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	15,215,937円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	1,030,559,248円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX (適格機関投資家専用)	5,551,589,942円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	1,075,631円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信(適格機関投資家転売制限付)	117,937,378円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	4,649,955円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	21,164,119円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	35,192,743円
国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)	79,774,180円
マイバランス30(確定拠出年金向け)	6,778,618,362円
マイバランス50(確定拠出年金向け)	21,890,704,054円
マイバランス70(確定拠出年金向け)	30,863,044,433円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX(確定拠出年金向け)	42,349,433,890円
マイバランスDC30	3,123,275,408円
マイバランスDC50	6,001,074,562円
マイバランスDC70	7,662,850,390円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	14,459,033,562円
野村DC運用戦略ファンド	1,103,040,259円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	86,446,011円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	2,406,907,506円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	2,071,435,551円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	2,094,452,515円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	18,961,863円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	9,765,041円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	198,830,919円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	62,842,518円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	71,554,515円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	55,018,819円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	1,333,196,113円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	1,108,907,776円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	883,704,654円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	1,264,277,508円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	56,216,563円
マイターゲット2065(確定拠出年金向け)	518,418,964円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	186,768,656円
みらいバランス・株式10(富士通企業年金基金DC向け)	230,370,493円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	227,979,489円
マイターゲット2070(確定拠出年金向け)	21,359,644円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年5月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	11,600	4,645.00	53,882,000	
		ニッセイ	276,700	873.60	241,725,120	貸付有価証券 200株
		マルハニチロ	41,100	3,295.00	135,424,500	

ユキグニファクトリー	23,600	1,101.00	25,983,600	貸付有価証券 900株(400株)
カネコ種苗	7,800	1,420.00	11,076,000	
サカタのタネ	34,300	3,350.00	114,905,000	貸付有価証券 900株
ホクト	24,600	1,831.00	45,042,600	
住石ホールディングス	34,700	724.00	25,122,800	貸付有価証券 11,100株
日鉄鉱業	11,100	6,650.00	73,815,000	貸付有価証券 400株(300株)
I N P E X	836,400	1,861.50	1,556,958,600	
石油資源開発	151,700	1,090.00	165,353,000	貸付有価証券 5,900株(1,000株)
K&Oエナジーグループ	12,500	2,907.00	36,337,500	貸付有価証券 800株
ショーボンドホールディングス	36,400	4,988.00	181,563,200	
ミライト・ワン	87,600	2,385.00	208,926,000	貸付有価証券 1,200株
タマホーム	17,400	3,990.00	69,426,000	貸付有価証券 8,200株(3,100株)
第一カッター興業	7,100	1,429.00	10,145,900	
安藤・間	160,300	1,482.00	237,564,600	
東急建設	86,700	845.00	73,261,500	
コムシスホールディングス	98,200	3,315.00	325,533,000	貸付有価証券 100株
ビーアールホールディングス	40,600	336.00	13,641,600	貸付有価証券 500株(200株)
高松コンストラクショングループ	20,600	2,935.00	60,461,000	
東建コーポレーション	6,000	13,920.00	83,520,000	貸付有価証券 100株(100株)
ヤマウラ	14,000	1,229.00	17,206,000	貸付有価証券 6,400株
オリエンタル白石	102,400	383.00	39,219,200	貸付有価証券 800株
大成建設	175,700	7,964.00	1,399,274,800	貸付有価証券 13,300株
大林組	639,000	2,308.50	1,475,131,500	貸付有価証券 1,900株
清水建設	528,900	1,562.50	826,406,250	貸付有価証券 1,500株
長谷工コーポレーション	177,600	2,049.50	363,991,200	貸付有価証券 300株
松井建設	18,100	1,005.00	18,190,500	貸付有価証券 100株(100株)
鹿島建設	429,200	3,602.00	1,545,978,400	貸付有価証券 38,800株

不動テトラ	12,200	2,203.00	26,876,600	貸付有価証券 200株
鉄建建設	12,200	2,861.00	34,904,200	
西松建設	30,800	5,328.00	164,102,400	
三井住友建設	156,100	542.00	84,606,200	貸付有価証券 2,800株
大豊建設	26,700	817.00	21,813,900	貸付有価証券 100株
奥村組	34,200	4,475.00	153,045,000	貸付有価証券 300株
東鉄工業	21,300	3,265.00	69,544,500	
浅沼組	77,500	748.00	57,970,000	
戸田建設	238,100	914.30	217,694,830	貸付有価証券 200株
熊谷組	31,900	4,375.00	139,562,500	貸付有価証券 400株
矢作建設工業	26,300	1,658.00	43,605,400	
ピーエス・コンストラク ション	14,000	1,598.00	22,372,000	貸付有価証券 100株
日本ハウスホールディン グス	41,300	322.00	13,298,600	貸付有価証券 800株
新日本建設	27,200	1,695.00	46,104,000	
東亜道路工業	33,500	1,478.00	49,513,000	貸付有価証券 700株
日本道路	19,500	2,156.00	42,042,000	貸付有価証券 500株
東亜建設工業	58,400	1,456.00	85,030,400	
日本国土開発	59,300	488.00	28,938,400	貸付有価証券 1,300株
若築建設	5,700	4,110.00	23,427,000	
東洋建設	55,700	1,396.00	77,757,200	貸付有価証券 4,400株
五洋建設	253,300	905.20	229,287,160	貸付有価証券 15,400株
世紀東急工業	27,600	1,552.00	42,835,200	貸付有価証券 6,800株
福田組	7,300	5,330.00	38,909,000	貸付有価証券 100株
住友林業	167,300	4,267.00	713,869,100	貸付有価証券 900株
大和ハウス工業	584,100	5,230.00	3,054,843,000	貸付有価証券 2,800株
ライト工業	36,900	2,709.00	99,962,100	
積水ハウス	587,200	3,363.00	1,974,753,600	
日特建設	18,500	1,081.00	19,998,500	貸付有価証券 1,200株

北陸電気工事	13,300	1,237.00	16,452,100	貸付有価証券 1,400株
ユアテック	35,700	1,876.00	66,973,200	貸付有価証券 200株
日本リーテック	15,100	1,682.00	25,398,200	
四電工	24,300	1,315.00	31,954,500	貸付有価証券 100株
中電工	30,000	3,425.00	102,750,000	
関電工	106,100	2,880.50	305,621,050	
きんでん	132,800	3,820.00	507,296,000	
東京エネシス	20,600	1,149.00	23,669,400	
トーエネック	32,100	1,119.00	35,919,900	
住友電設	15,800	5,460.00	86,268,000	貸付有価証券 100株
日本電設工業	36,300	2,428.00	88,136,400	貸付有価証券 200株
エクシオグループ	200,200	1,869.00	374,173,800	貸付有価証券 6,100株
新日本空調	25,100	2,217.00	55,646,700	貸付有価証券 300株
九電工	41,800	5,056.00	211,340,800	貸付有価証券 500株
三機工業	40,300	3,815.00	153,744,500	
日揮ホールディングス	191,600	1,177.50	225,609,000	貸付有価証券 15,200株
中外炉工業	6,300	3,905.00	24,601,500	貸付有価証券 200株
太平電業	12,700	4,980.00	63,246,000	
高砂熱学工業	46,700	6,657.00	310,881,900	貸付有価証券 1,500株
朝日工業社	18,100	2,098.00	37,973,800	貸付有価証券 800株
明星工業	32,500	1,461.00	47,482,500	貸付有価証券 200株
大気社	49,600	2,412.00	119,635,200	
ダイダン	33,900	4,200.00	142,380,000	貸付有価証券 400株
日比谷総合設備	15,800	3,650.00	57,670,000	貸付有価証券 200株
飛島ホールディングス	19,900	1,793.00	35,680,700	
フィル・カンパニー	3,800	809.00	3,074,200	貸付有価証券 300株 (300株)
テスホールディングス	46,900	331.00	15,523,900	貸付有価証券 21,400株
インフロニア・ホールディングス	202,800	1,256.00	254,716,800	貸付有価証券 700株

レイズネクスト	28,000	1,504.00	42,112,000	
ニッポン	64,000	2,249.00	143,936,000	貸付有価証券 29,800株(27,000株)
日清製粉グループ本社	193,100	1,851.00	357,428,100	貸付有価証券 100株
日東富士製粉	3,500	7,340.00	25,690,000	貸付有価証券 200株
昭和産業	16,400	3,005.00	49,282,000	
中部飼料	26,900	1,508.00	40,565,200	貸付有価証券 300株
フィード・ワン	28,400	932.00	26,468,800	貸付有価証券 1,600株
日本甜菜製糖	10,200	2,318.00	23,643,600	貸付有価証券 600株
DM三井製糖	19,300	3,300.00	63,690,000	
ウェルネオシュガー	10,900	2,338.00	25,484,200	貸付有価証券 1,000株
森永製菓	77,900	2,499.50	194,711,050	
中村屋	4,900	3,215.00	15,753,500	
江崎グリコ	55,600	4,674.00	259,874,400	貸付有価証券 1,300株
名糖産業	8,600	2,092.00	17,991,200	
井村屋グループ	10,600	2,545.00	26,977,000	
不二家	13,300	2,421.00	32,199,300	貸付有価証券 5,300株(2,400株)
山崎製パン	130,100	3,365.00	437,786,500	貸付有価証券 100株
モロゾフ	18,800	1,789.00	33,633,200	貸付有価証券 2,600株
亀田製菓	12,400	3,910.00	48,484,000	
寿スピリッツ	114,900	2,282.50	262,259,250	貸付有価証券 19,900株(3,100株)
カルビー	89,000	2,897.00	257,833,000	貸付有価証券 1,500株
森永乳業	72,300	3,275.00	236,782,500	貸付有価証券 2,300株
六甲バター	14,200	1,237.00	17,565,400	貸付有価証券 1,900株
ヤクルト本社	277,700	2,973.00	825,602,100	貸付有価証券 3,300株
明治ホールディングス	249,900	3,236.00	808,676,400	貸付有価証券 4,600株
雪印メグミルク	52,200	2,592.00	135,302,400	貸付有価証券 200株
プリマハム	26,100	2,308.00	60,238,800	貸付有価証券 300株

日本ハム	80,400	5,324.00	428,049,600	貸付有価証券 100株
丸大食品	19,600	1,794.00	35,162,400	貸付有価証券 100株
S F o o d s	21,400	2,667.00	57,073,800	
柿安本店	8,300	2,792.00	23,173,600	貸付有価証券 3,900株 (100株)
伊藤ハム米久ホールディングス	29,700	4,995.00	148,351,500	
サッポロホールディングス	64,000	7,959.00	509,376,000	貸付有価証券 1,400株
アサヒグループホールディングス	1,459,300	2,017.00	2,943,408,100	
キリンホールディングス	809,500	2,166.50	1,753,781,750	貸付有価証券 4,500株
シマダヤ	5,600	1,862.00	10,427,200	貸付有価証券 100株
宝ホールディングス	131,000	1,145.50	150,060,500	貸付有価証券 500株
オエノンホールディングス	62,900	498.00	31,324,200	貸付有価証券 1,300株 (400株)
養命酒製造	6,400	2,977.00	19,052,800	貸付有価証券 400株
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	121,700	2,473.50	301,024,950	貸付有価証券 400株
ライフドリンクカンパニー	42,400	1,683.00	71,359,200	貸付有価証券 100株
サントリー食品インターナショナル	136,800	5,169.00	707,119,200	貸付有価証券 500株
ダイドーグループホールディングス	22,000	2,932.00	64,504,000	貸付有価証券 1,200株
伊藤園	65,100	3,269.00	212,811,900	貸付有価証券 1,300株
キーコーヒー	21,800	2,027.00	44,188,600	貸付有価証券 500株 (400株)
日清オイリオグループ	27,400	4,890.00	133,986,000	
不二製油	38,800	3,247.00	125,983,600	貸付有価証券 200株
J-オイルミルズ	22,300	1,986.00	44,287,800	
キッコーマン	643,900	1,391.00	895,664,900	貸付有価証券 21,400株
味の素	890,600	3,250.00	2,894,450,000	貸付有価証券 400株
ブルドックソース	10,300	1,735.00	17,870,500	貸付有価証券 1,800株 (1,100株)
キューピー	104,400	3,313.00	345,877,200	貸付有価証券 300株
ハウス食品グループ本社	65,400	2,852.00	186,520,800	貸付有価証券 500株 (400株)

カゴメ	83,200	3,002.00	249,766,400	貸付有価証券 3,600株
アリアケジャパン	19,400	6,270.00	121,638,000	貸付有価証券 800株
エバラ食品工業	4,900	2,655.00	13,009,500	貸付有価証券 300株
ニチレイ	151,700	1,964.00	297,938,800	貸付有価証券 100株
東洋水産	90,000	9,592.00	863,280,000	貸付有価証券 1,100株
イトアンドホールディングス	10,000	2,086.00	20,860,000	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,600	942.00	9,985,200	貸付有価証券 4,900株 (4,700株)
日清食品ホールディングス	245,700	3,249.00	798,279,300	貸付有価証券 17,400株
フジッコ	20,000	1,622.00	32,440,000	貸付有価証券 4,000株 (3,200株)
ロック・フィールド	21,700	1,514.00	32,853,800	貸付有価証券 8,200株 (2,700株)
日本たばこ産業	1,180,900	4,506.00	5,321,135,400	
ケンコーマヨネーズ	12,200	1,923.00	23,460,600	
わらべや日洋ホールディングス	13,000	2,210.00	28,730,000	
なとり	12,200	2,046.00	24,961,200	貸付有価証券 200株 (100株)
ファーマフーズ	25,800	951.00	24,535,800	貸付有価証券 900株
ユーグレナ	120,700	461.00	55,642,700	貸付有価証券 54,900株 (11,800株)
紀文食品	16,800	1,076.00	18,076,800	貸付有価証券 100株
ピクルスホールディングス	11,400	936.00	10,670,400	貸付有価証券 400株
理研ビタミン	15,300	2,572.00	39,351,600	
片倉工業	18,200	2,192.00	39,894,400	
グンゼ	28,100	2,631.00	73,931,100	
東洋紡	85,400	911.00	77,799,400	貸付有価証券 1,400株
ユニチカ	63,900	166.00	10,607,400	貸付有価証券 29,900株 (6,000株)
富士紡ホールディングス	7,500	5,000.00	37,500,000	
倉敷紡績	13,300	6,480.00	86,184,000	貸付有価証券 400株
シキボウ	14,200	990.00	14,058,000	貸付有価証券 100株
日本毛織	50,700	1,487.00	75,390,900	貸付有価証券

				1,000株
帝国繊維	22,400	2,635.00	59,024,000	貸付有価証券 400株(100株)
帝人	189,900	1,151.50	218,669,850	貸付有価証券 6,900株
東レ	1,444,900	959.30	1,386,092,570	
セーレン	38,200	2,291.00	87,516,200	
小松マテーレ	28,700	744.00	21,352,800	貸付有価証券 200株
ワコールホールディングス	41,000	4,844.00	198,604,000	
ホギメディカル	26,600	4,165.00	110,789,000	貸付有価証券 600株
T S I ホールディングス	62,500	1,070.00	66,875,000	貸付有価証券 1,100株
ワールド	30,500	2,493.00	76,036,500	貸付有価証券 5,900株
三陽商会	10,200	2,740.00	27,948,000	
オンワードホールディングス	128,200	558.00	71,535,600	貸付有価証券 20,500株
ルックホールディングス	6,300	2,440.00	15,372,000	
ゴールドウイン	35,000	8,265.00	289,275,000	貸付有価証券 500株
特種東海製紙	9,600	3,740.00	35,904,000	
王子ホールディングス	748,700	654.80	490,248,760	貸付有価証券 6,900株
日本製紙	103,000	1,062.00	109,386,000	貸付有価証券 2,200株
北越コーポレーション	111,000	1,101.00	122,211,000	貸付有価証券 42,900株(1,800株)
大王製紙	99,800	881.00	87,923,800	貸付有価証券 2,000株
レンゴー	180,000	756.90	136,242,000	貸付有価証券 3,100株
トーモク	11,400	2,624.00	29,913,600	貸付有価証券 1,100株
ザ・パック	14,700	3,265.00	47,995,500	
北の達人コーポレーション	83,300	146.00	12,161,800	貸付有価証券 39,100株(1,000株)
クラレ	263,700	1,721.00	453,827,700	
旭化成	1,310,400	1,017.00	1,332,676,800	貸付有価証券 4,200株
レゾナック・ホールディングス	177,400	2,806.00	497,784,400	貸付有価証券 3,500株
住友化学	1,590,000	358.90	570,651,000	貸付有価証券 3,600株
住友精化	9,300	4,685.00	43,570,500	

日産化学	101,000	4,296.00	433,896,000	貸付有価証券 100株
ラサ工業	7,000	2,745.00	19,215,000	
クレハ	40,900	2,732.00	111,738,800	貸付有価証券 5,500株
多木化学	7,700	3,160.00	24,332,000	貸付有価証券 100株
テイカ	14,100	1,381.00	19,472,100	貸付有価証券 1,400株
石原産業	32,800	1,775.00	58,220,000	
日本曹達	41,900	2,720.00	113,968,000	貸付有価証券 100株
東ソー	263,900	2,077.00	548,120,300	貸付有価証券 7,900株
トクヤマ	63,800	2,835.50	180,904,900	貸付有価証券 600株
セントラル硝子	24,900	3,110.00	77,439,000	
東亜合成	91,700	1,377.50	126,316,750	貸付有価証券 1,700株
大阪ソーダ	69,100	1,455.00	100,540,500	貸付有価証券 3,800株 (400株)
関東電化工業	42,500	881.00	37,442,500	貸付有価証券 2,000株
デンカ	71,900	1,941.50	139,593,850	貸付有価証券 1,800株
信越化学工業	1,758,000	4,494.00	7,900,452,000	貸付有価証券 1,000株
日本カーバイド工業	10,400	1,742.00	18,116,800	
堺化学工業	13,800	2,588.00	35,714,400	
第一稀元素化学工業	21,600	667.00	14,407,200	
エア・ウォーター	186,500	2,012.50	375,331,250	
日本酸素ホールディングス	191,800	4,835.00	927,353,000	貸付有価証券 3,500株
日本化学工業	7,200	2,150.00	15,480,000	貸付有価証券 100株
日本パーカラライジング	88,100	1,246.00	109,772,600	貸付有価証券 2,500株
高圧ガス工業	28,700	970.00	27,839,000	貸付有価証券 3,300株 (400株)
四国化成ホールディングス	22,400	1,873.00	41,955,200	貸付有価証券 400株 (300株)
戸田工業	4,500	1,043.00	4,693,500	貸付有価証券 100株
ステラ ケミファ	10,500	3,645.00	38,272,500	
保土谷化学工業	12,400	1,520.00	18,848,000	貸付有価証券 1,200株
日本触媒	126,600	1,707.50	216,169,500	貸付有価証券

				10,300株
大日精化工業	13,400	3,070.00	41,138,000	
カネカ	48,700	3,619.00	176,245,300	
三菱瓦斯化学	156,200	2,255.00	352,231,000	貸付有価証券 400株
三井化学	177,900	3,288.00	584,935,200	貸付有価証券 3,100株
東京応化工業	94,300	3,583.00	337,876,900	
大阪有機化学工業	16,500	2,522.00	41,613,000	
三菱ケミカルグループ	1,445,200	730.00	1,054,996,000	貸付有価証券 57,800株
KHネオケム	35,600	2,391.00	85,119,600	貸付有価証券 1,400株
ダイセル	224,800	1,225.00	275,380,000	貸付有価証券 8,100株
住友ベークライト	62,300	3,563.00	221,974,900	
積水化学工業	393,700	2,516.00	990,549,200	貸付有価証券 6,200株
日本ゼオン	143,000	1,414.50	202,273,500	
アイカ工業	49,900	3,571.00	178,192,900	貸付有価証券 700株
UBE	101,900	2,259.50	230,243,050	貸付有価証券 1,200株
積水樹脂	25,800	1,891.00	48,787,800	貸付有価証券 300株
旭有機材	13,200	3,900.00	51,480,000	貸付有価証券 2,600株 (100株)
ニチバン	12,200	1,997.00	24,363,400	貸付有価証券 400株
リケンテクノス	35,400	1,020.00	36,108,000	貸付有価証券 1,200株
大倉工業	9,200	4,145.00	38,134,000	
積水化成成品工業	27,700	342.00	9,473,400	貸付有価証券 1,700株 (100株)
群栄化学工業	4,600	3,200.00	14,720,000	
ダイキョーニシカワ	43,600	569.00	24,808,400	貸付有価証券 100株
森六	11,000	2,350.00	25,850,000	
恵和	12,800	908.00	11,622,400	貸付有価証券 100株
日本化薬	134,000	1,373.50	184,049,000	
カーリット	19,500	1,069.00	20,845,500	貸付有価証券 1,500株
日本精化	13,100	2,220.00	29,082,000	貸付有価証券 1,100株
扶桑化学工業	18,300	3,685.00	67,435,500	貸付有価証券

				500 株
トリケミカル研究所	21,600	2,725.00	58,860,000	貸付有価証券 3,200 株
A D E K A	68,900	2,695.00	185,685,500	
日油	226,900	2,261.00	513,020,900	貸付有価証券 1,700 株
ハリマ化成グループ	15,400	796.00	12,258,400	
花王	481,400	6,474.00	3,116,583,600	
第一工業製薬	7,100	2,625.00	18,637,500	貸付有価証券 700 株 (200 株)
石原ケミカル	8,400	2,191.00	18,404,400	貸付有価証券 500 株
三洋化成工業	12,200	3,780.00	46,116,000	
大日本塗料	21,900	1,286.00	28,163,400	貸付有価証券 1,900 株
日本ペイントホールディングス	874,800	1,095.00	957,906,000	貸付有価証券 7,000 株
関西ペイント	157,600	2,177.00	343,095,200	貸付有価証券 3,400 株
中国塗料	44,700	2,132.00	95,300,400	貸付有価証券 200 株
藤倉化成	25,000	476.00	11,900,000	
太陽ホールディングス	34,500	5,030.00	173,535,000	貸付有価証券 1,000 株 (400 株)
D I C	70,200	2,759.50	193,716,900	貸付有価証券 6,000 株 (100 株)
サカタインクス	44,000	1,847.00	81,268,000	
a r t i e n c e	35,400	2,988.00	105,775,200	貸付有価証券 400 株
富士フイルムホールディングス	1,193,400	3,354.00	4,002,663,600	貸付有価証券 5,800 株
資生堂	413,300	2,462.50	1,017,751,250	貸付有価証券 2,100 株
ライオン	251,900	1,592.50	401,150,750	貸付有価証券 5,400 株
高砂香料工業	13,400	6,620.00	88,708,000	
マンダム	39,200	1,395.00	54,684,000	貸付有価証券 500 株
ミルボン	31,800	2,747.00	87,354,600	
コーセー	40,200	5,566.00	223,753,200	貸付有価証券 500 株
コタ	20,100	1,448.00	29,104,800	貸付有価証券 1,500 株 (100 株)
ポーラ・オルビスホールディングス	101,500	1,378.50	139,917,750	貸付有価証券 15,200 株
ノエビアホールディングス	17,600	4,260.00	74,976,000	貸付有価証券 200 株

新日本製薬	11,300	2,456.00	27,752,800	
I - n e	6,600	1,751.00	11,556,600	貸付有価証券 3,100株 (200株)
アクシージア	12,500	463.00	5,787,500	貸付有価証券 5,000株 (5,000株)
エステー	13,600	1,544.00	20,998,400	貸付有価証券 500株 (100株)
コニシ	62,400	1,138.00	71,011,200	
長谷川香料	37,800	2,882.00	108,939,600	
小林製薬	51,800	5,233.00	271,069,400	貸付有価証券 2,700株 (200株)
荒川化学工業	18,300	1,085.00	19,855,500	貸付有価証券 100株
メック	16,300	2,601.00	42,396,300	
日本高純度化学	4,900	2,980.00	14,602,000	
タカラバイオ	62,200	812.00	50,506,400	貸付有価証券 2,200株
J C U	21,500	3,275.00	70,412,500	
O A Tアグリオ	8,200	2,053.00	16,834,600	貸付有価証券 400株
デクセリアルズ	169,300	1,760.00	297,968,000	貸付有価証券 300株
アース製薬	18,000	5,050.00	90,900,000	貸付有価証券 500株
北興化学工業	17,700	1,238.00	21,912,600	貸付有価証券 500株
大成ラミックグループ	5,700	2,414.00	13,759,800	
クミアイ化学工業	78,600	766.00	60,207,600	貸付有価証券 2,000株 (200株)
日本農薬	30,200	820.00	24,764,000	貸付有価証券 2,500株
アキレス	10,700	1,380.00	14,766,000	
有沢製作所	29,800	1,386.00	41,302,800	貸付有価証券 400株
日東電工	625,900	2,689.50	1,683,358,050	貸付有価証券 6,500株
レック	25,400	1,225.00	31,115,000	貸付有価証券 1,600株
三光合成	24,900	621.00	15,462,900	
Z A C R O S	15,600	3,910.00	60,996,000	
前澤化成工業	13,900	1,826.00	25,381,400	貸付有価証券 6,300株
未来工業	9,400	3,645.00	34,263,000	貸付有価証券 1,400株 (200株)
J S P	16,200	1,933.00	31,314,600	貸付有価証券 200株 (100株)

エフピコ	43,700	2,908.00	127,079,600	貸付有価証券 800株
天馬	16,500	3,580.00	59,070,000	貸付有価証券 600株 (600株)
信越ポリマー	42,700	1,578.00	67,380,600	
ニフコ	74,000	3,522.00	260,628,000	
バルカー	15,200	3,075.00	46,740,000	
ユニ・チャーム	1,237,100	1,210.50	1,497,509,550	貸付有価証券 46,900株
協和キリン	232,800	2,140.00	498,192,000	貸付有価証券 1,900株
武田薬品工業	1,761,300	4,000.00	7,045,200,000	貸付有価証券 30,200株
アステラス製薬	1,736,300	1,342.00	2,330,114,600	貸付有価証券 16,800株
住友ファーマ	176,200	914.00	161,046,800	貸付有価証券 41,400株 (5,900株)
塩野義製薬	656,600	2,252.50	1,478,991,500	
日本新薬	51,800	3,284.00	170,111,200	貸付有価証券 3,000株
中外製薬	619,600	7,304.00	4,525,558,400	貸付有価証券 1,100株
科研製薬	33,900	3,867.00	131,091,300	貸付有価証券 200株
エーザイ	258,300	3,890.00	1,004,787,000	貸付有価証券 7,200株
ロート製薬	209,200	2,428.50	508,042,200	貸付有価証券 300株
小野薬品工業	404,900	1,510.50	611,601,450	貸付有価証券 32,600株
久光製薬	44,000	4,312.00	189,728,000	貸付有価証券 5,100株
持田製薬	24,200	3,095.00	74,899,000	
参天製薬	353,400	1,418.50	501,297,900	
扶桑薬品工業	7,700	2,318.00	17,848,600	
ツムラ	68,000	3,688.00	250,784,000	貸付有価証券 3,100株
キッセイ薬品工業	31,800	4,025.00	127,995,000	
生化学工業	37,700	722.00	27,219,400	
栄研化学	31,300	2,195.00	68,703,500	貸付有価証券 600株
鳥居薬品	10,600	6,330.00	67,098,000	貸付有価証券 200株
JCRファーマ	67,000	471.00	31,557,000	貸付有価証券 1,500株
東和薬品	26,600	2,613.00	69,505,800	

富士製薬工業	14,700	1,302.00	19,139,400	貸付有価証券 700株
ゼリア新薬工業	31,400	2,172.00	68,200,800	
ネクセラファーマ	92,900	852.00	79,150,800	貸付有価証券 14,300株 (1,400株)
第一三共	1,830,900	3,258.00	5,965,072,200	
杏林製薬	42,900	1,458.00	62,548,200	貸付有価証券 400株
大幸薬品	44,800	280.00	12,544,000	貸付有価証券 12,200株
ダイト	13,600	2,070.00	28,152,000	
大塚ホールディングス	488,900	6,695.00	3,273,185,500	貸付有価証券 1,200株
ペプチドリーム	96,000	1,846.50	177,264,000	貸付有価証券 7,300株
セルソース	13,200	652.00	8,606,400	
あすか製薬ホールディングス	17,000	2,316.00	39,372,000	
サワイグループホールディングス	116,400	1,970.00	229,308,000	貸付有価証券 11,200株
日本コークス工業	200,800	88.00	17,670,400	貸付有価証券 83,100株 (21,200株)
ニチレキグループ	21,000	2,450.00	51,450,000	貸付有価証券 100株
ユシロ	10,300	1,939.00	19,971,700	
富士石油	51,900	276.00	14,324,400	貸付有価証券 2,500株
出光興産	902,100	919.20	829,210,320	貸付有価証券 26,500株
E N E O Sホールディングス	3,357,500	703.90	2,363,344,250	貸付有価証券 161,400株
コスモエネルギーホールディングス	65,200	6,139.00	400,262,800	貸付有価証券 100株
横浜ゴム	100,100	3,268.00	327,126,800	貸付有価証券 1,200株
TOYO TIRE	113,700	2,755.00	313,243,500	
ブリヂストン	579,400	6,145.00	3,560,413,000	貸付有価証券 2,500株
住友ゴム工業	194,100	1,889.50	366,751,950	貸付有価証券 11,200株
藤倉コンポジット	19,000	1,381.00	26,239,000	
オカモト	10,600	5,180.00	54,908,000	
フコク	11,700	1,647.00	19,269,900	
ニッタ	19,400	3,680.00	71,392,000	
住友理工	38,400	1,688.00	64,819,200	

三ツ星ベルト	27,500	3,645.00	100,237,500	貸付有価証券 600株
バンドー化学	29,400	1,529.00	44,952,600	
日東紡績	22,300	4,315.00	96,224,500	貸付有価証券 100株
A G C	192,600	4,351.00	838,002,600	貸付有価証券 1,600株
日本板硝子	101,300	415.00	42,039,500	貸付有価証券 17,800株
日本電気硝子	66,100	3,470.00	229,367,000	
オハラ	9,400	1,056.00	9,926,400	貸付有価証券 1,400株
住友大阪セメント	34,300	3,845.00	131,883,500	貸付有価証券 400株
太平洋セメント	122,100	3,945.00	481,684,500	貸付有価証券 400株
日本ヒューム	17,300	1,702.00	29,444,600	貸付有価証券 8,100株 (700株)
日本コンクリート工業	38,400	336.00	12,902,400	貸付有価証券 1,700株
三谷セキサン	7,000	6,900.00	48,300,000	
アジアパイルホールディングス	28,100	903.00	25,374,300	貸付有価証券 100株
東海カーボン	182,600	943.00	172,191,800	貸付有価証券 9,300株
日本カーボン	11,400	4,225.00	48,165,000	貸付有価証券 300株
東洋炭素	13,900	4,180.00	58,102,000	貸付有価証券 300株
ノリタケ	21,400	3,625.00	77,575,000	貸付有価証券 200株
T O T O	143,700	3,853.00	553,676,100	貸付有価証券 9,400株
日本碍子	219,900	1,807.50	397,469,250	貸付有価証券 800株
日本特殊陶業	161,800	4,930.00	797,674,000	貸付有価証券 7,600株
MARUWA	8,200	33,240.00	272,568,000	貸付有価証券 300株
品川リフラクトリーズ	24,400	1,700.00	41,480,000	貸付有価証券 300株
黒崎播磨	13,500	2,553.00	34,465,500	貸付有価証券 500株
ヨータイ	10,100	1,789.00	18,068,900	貸付有価証券 4,800株 (1,600株)
フジミインコーポレーテッド	53,200	1,945.00	103,474,000	貸付有価証券 200株
ニチアス	50,000	4,947.00	247,350,000	貸付有価証券 1,300株

ニチハ	24,800	2,949.00	73,135,200	
日本製鉄	1,031,100	2,883.00	2,972,661,300	貸付有価証券 30,500株
神戸製鋼所	409,500	1,661.00	680,179,500	貸付有価証券 28,100株
中山製鋼所	41,900	653.00	27,360,700	貸付有価証券 3,600株
合同製鉄	11,400	3,825.00	43,605,000	貸付有価証券 1,100株
J F E ホールディングス	613,500	1,687.50	1,035,281,250	貸付有価証券 60,200株
東京製鉄	56,900	1,578.00	89,788,200	貸付有価証券 15,600株
共英製鋼	19,900	1,958.00	38,964,200	貸付有価証券 700株
大和工業	38,400	8,478.00	325,555,200	貸付有価証券 600株
東京鐵鋼	9,000	5,650.00	50,850,000	貸付有価証券 1,200株
大阪製鉄	9,400	2,425.00	22,795,000	貸付有価証券 4,000株
淀川製鋼所	18,800	5,510.00	103,588,000	
中部鋼板	16,500	2,170.00	35,805,000	貸付有価証券 1,500株
丸一鋼管	62,000	3,677.00	227,974,000	貸付有価証券 200株
モリ工業	25,800	975.00	25,155,000	貸付有価証券 700株
大同特殊鋼	128,300	1,023.50	131,315,050	貸付有価証券 10,000株
日本冶金工業	13,700	3,960.00	54,252,000	貸付有価証券 800株
愛知製鋼	11,300	8,410.00	95,033,000	貸付有価証券 300株
大太平洋金属	18,800	1,704.00	32,035,200	貸付有価証券 5,400株
新日本電工	121,600	259.00	31,494,400	貸付有価証券 8,600株
栗本鐵工所	9,400	4,695.00	44,133,000	
三菱製鋼	15,100	1,614.00	24,371,400	
日本精線	16,200	1,066.00	17,269,200	貸付有価証券 400株
エンビプロ・ホールディングス	20,100	486.00	9,768,600	貸付有価証券 500株
J X 金属	513,900	820.00	421,398,000	貸付有価証券 82,600株
大紀アルミニウム工業所	29,000	915.00	26,535,000	貸付有価証券 300株

日本軽金属ホールディングス	59,500	1,537.00	91,451,500	貸付有価証券 400株
三井金属鉱業	50,800	4,022.00	204,317,600	貸付有価証券 100株
三菱マテリアル	145,600	2,300.00	334,880,000	貸付有価証券 11,900株
住友金属鉱山	257,600	3,186.00	820,713,600	貸付有価証券 3,700株
DOWAホールディングス	54,900	4,696.00	257,810,400	貸付有価証券 900株
古河機械金属	24,200	2,168.00	52,465,600	貸付有価証券 100株
大阪チタニウムテクノロジーズ	35,300	1,675.00	59,127,500	貸付有価証券 16,500株 (4,900株)
東邦チタニウム	42,100	1,014.00	42,689,400	貸付有価証券 2,800株 (2,500株)
UACJ	27,400	4,990.00	136,726,000	貸付有価証券 200株
CKサンエツ	4,900	3,800.00	18,620,000	
古河電気工業	67,800	4,920.00	333,576,000	貸付有価証券 100株
住友電気工業	703,200	2,462.00	1,731,278,400	貸付有価証券 9,600株
フジクラ	218,400	6,056.00	1,322,630,400	貸付有価証券 7,600株
SWCC	27,300	6,750.00	184,275,000	貸付有価証券 100株
平河ヒューテック	13,700	1,384.00	18,960,800	
リョービ	21,700	2,086.00	45,266,200	貸付有価証券 1,000株
AREホールディングス	82,400	1,793.00	147,743,200	
稲葉製作所	11,300	1,756.00	19,842,800	貸付有価証券 5,300株
宮地エンジニアリンググループ	24,500	1,824.00	44,688,000	貸付有価証券 6,100株
トーカロ	58,700	1,791.00	105,131,700	貸付有価証券 1,700株
SUMCO	387,700	1,010.00	391,577,000	貸付有価証券 61,100株 (18,200株)
川田テクノロジーズ	12,900	3,340.00	43,086,000	貸付有価証券 300株
RS Technologies	15,600	2,839.00	44,288,400	貸付有価証券 500株
東洋製罐グループホールディングス	120,400	2,544.00	306,297,600	貸付有価証券 2,500株
ホッカンホールディングス	10,900	1,931.00	21,047,900	
コロナ	11,400	914.00	10,419,600	貸付有価証券

				800株
横河ブリッジホールディングス	35,000	2,657.00	92,995,000	
三和ホールディングス	201,000	4,951.00	995,151,000	貸付有価証券 4,000株
文化シヤッター	53,300	2,160.00	115,128,000	貸付有価証券 1,600株 (100株)
三協立山	25,600	636.00	16,281,600	貸付有価証券 1,900株 (700株)
アルインコ	15,500	1,019.00	15,794,500	
L I X I L	296,900	1,654.50	491,221,050	貸付有価証券 3,300株
ノーリツ	28,700	1,796.00	51,545,200	
長府製作所	22,700	1,803.00	40,928,100	貸付有価証券 200株
リンナイ	106,200	3,625.00	384,975,000	
日東精工	29,500	592.00	17,464,000	貸付有価証券 2,100株
岡部	36,400	855.00	31,122,000	貸付有価証券 100株
ジーテクト	22,700	1,617.00	36,705,900	貸付有価証券 900株
東プレ	35,900	1,829.00	65,661,100	貸付有価証券 200株
高周波熱錬	28,000	941.00	26,348,000	
東京製綱	12,000	1,278.00	15,336,000	貸付有価証券 200株
サンコール	22,600	321.00	7,254,600	貸付有価証券 200株
パイオラックス	27,300	2,147.00	58,613,100	貸付有価証券 200株
エイチワン	21,000	1,137.00	23,877,000	貸付有価証券 100株
日本発條	170,500	1,648.00	280,984,000	貸付有価証券 100株
中央発條	13,200	1,550.00	20,460,000	貸付有価証券 1,100株 (300株)
立川プラインド工業	9,200	1,474.00	13,560,800	貸付有価証券 2,200株
日本製鋼所	60,400	6,126.00	370,010,400	貸付有価証券 1,000株
三浦工業	92,500	3,155.00	291,837,500	
タクマ	65,400	1,881.00	123,017,400	
ツガミ	42,500	1,850.00	78,625,000	
オークマ	34,900	3,540.00	123,546,000	貸付有価証券 600株 (600株)
芝浦機械	25,600	3,685.00	94,336,000	貸付有価証券

				600 株
アマダ	266,400	1,502.50	400,266,000	貸付有価証券 2,100 株
アイダエンジニアリング	44,600	921.00	41,076,600	
F U J I	86,600	2,166.00	187,575,600	
牧野フライス製作所	22,000	9,120.00	200,640,000	貸付有価証券 1,900 株 (1,900 株)
オーエスジー	87,800	1,692.50	148,601,500	貸付有価証券 13,200 株 (2,400 株)
旭ダイヤモンド工業	49,800	788.00	39,242,400	
DMG 森精機	125,700	2,894.00	363,775,800	貸付有価証券 4,400 株
ソディック	52,600	821.00	43,184,600	
ディスコ	96,000	32,910.00	3,159,360,000	貸付有価証券 1,300 株
日東工器	7,100	1,756.00	12,467,600	
日進工具	16,600	700.00	11,620,000	
富士ダイス	14,800	709.00	10,493,200	貸付有価証券 100 株
リケンNPR	25,000	2,478.00	61,950,000	貸付有価証券 9,600 株 (9,200 株)
島精機製作所	31,700	898.00	28,466,600	貸付有価証券 7,000 株 (2,000 株)
オプトラン	32,700	1,475.00	48,232,500	貸付有価証券 3,600 株 (2,600 株)
イワキポンプ	13,300	2,376.00	31,600,800	
フリュー	18,800	931.00	17,502,800	
ヤマシンフィルタ	42,100	556.00	23,407,600	貸付有価証券 18,500 株 (300 株)
日阪製作所	21,200	1,010.00	21,412,000	貸付有価証券 600 株
やまびこ	32,600	2,273.00	74,099,800	
野村マイクロ・サイエンス	33,000	2,510.00	82,830,000	貸付有価証券 11,200 株 (2,900 株)
平田機工	28,600	1,826.00	52,223,600	貸付有価証券 1,200 株
P E G A S U S	22,000	526.00	11,572,000	貸付有価証券 300 株
マルマエ	7,700	1,252.00	9,640,400	貸付有価証券 2,600 株 (600 株)
タツモ	14,200	1,878.00	26,667,600	貸付有価証券 3,000 株 (3,000 株)
ナブテスコ	125,100	2,449.00	306,369,900	貸付有価証券 500 株
三井海洋開発	25,200	4,375.00	110,250,000	
レオン自動機	21,000	1,231.00	25,851,000	

SMC	59,700	48,530.00	2,897,241,000	
ホソカワミクロン	15,100	3,965.00	59,871,500	
ユニオンツール	8,800	3,825.00	33,660,000	
瑞光	17,000	1,068.00	18,156,000	貸付有価証券 2,800株
オイレス工業	27,000	2,156.00	58,212,000	
日精エー・エス・ビー機 械	7,900	4,880.00	38,552,000	貸付有価証券 300株
サトー	24,800	2,051.00	50,864,800	
技研製作所	18,700	1,453.00	27,171,100	貸付有価証券 1,300株 (500株)
日本エアータック	9,300	1,047.00	9,737,100	貸付有価証券 1,400株
日精樹脂工業	13,200	836.00	11,035,200	貸付有価証券 800株
ワイエイシイホールディ ングス	20,200	850.00	17,170,000	貸付有価証券 6,200株 (4,500株)
小松製作所	982,600	4,303.00	4,228,127,800	貸付有価証券 23,600株
住友重機械工業	117,900	3,045.00	359,005,500	貸付有価証券 1,400株
日立建機	79,400	4,431.00	351,821,400	貸付有価証券 4,000株
日工	29,500	694.00	20,473,000	貸付有価証券 1,400株
巴工業	23,300	1,409.00	32,829,700	貸付有価証券 2,800株
井関農機	18,700	1,028.00	19,223,600	貸付有価証券 1,000株 (500株)
TOWA	61,000	1,500.00	91,500,000	貸付有価証券 28,000株 (1,300株)
北川鉄工所	7,800	1,268.00	9,890,400	貸付有価証券 500株
ローツェ	104,200	1,602.50	166,980,500	貸付有価証券 7,500株
クボタ	1,019,300	1,612.00	1,643,111,600	貸付有価証券 10,800株
荏原実業	9,500	3,405.00	32,347,500	貸付有価証券 300株
三菱化工機	21,000	1,310.00	27,510,000	貸付有価証券 1,300株
月島ホールディングス	26,100	2,113.00	55,149,300	貸付有価証券 1,000株
帝国電機製作所	12,500	2,962.00	37,025,000	貸付有価証券 800株
新東工業	44,300	849.00	37,610,700	
澁谷工業	18,700	3,085.00	57,689,500	

アイチ コーポレーション	33,000	1,379.00	45,507,000	貸付有価証券 500株
小森コーポレーション	47,400	1,328.00	62,947,200	
鶴見製作所	15,200	3,475.00	52,820,000	貸付有価証券 200株
酒井重工業	7,800	2,081.00	16,231,800	
荏原製作所	409,200	2,414.00	987,808,800	貸付有価証券 8,300株
西島製作所	17,100	2,104.00	35,978,400	貸付有価証券 600株
A I R M A N	20,000	1,819.00	36,380,000	貸付有価証券 100株
ダイキン工業	259,600	16,150.00	4,192,540,000	
オルガノ	30,800	7,350.00	226,380,000	貸付有価証券 2,900株
トーヨーカネツ	7,100	3,675.00	26,092,500	
栗田工業	111,500	5,293.00	590,169,500	
椿本チエイン	86,200	1,847.00	159,211,400	貸付有価証券 300株
木村化工機	15,200	838.00	12,737,600	貸付有価証券 1,400株
アネスト岩田	33,900	1,403.00	47,561,700	貸付有価証券 300株 (300株)
ダイフク	336,400	3,904.00	1,313,305,600	貸付有価証券 2,300株
サムコ	5,300	2,477.00	13,128,100	貸付有価証券 200株
タダノ	114,700	969.00	111,144,300	貸付有価証券 700株
フジテック	64,100	5,793.00	371,331,300	貸付有価証券 3,200株
C K D	55,100	2,215.00	122,046,500	貸付有価証券 100株
平和	66,300	2,225.00	147,517,500	貸付有価証券 100株
理想科学工業	31,900	1,154.00	36,812,600	貸付有価証券 6,500株 (200株)
S A N K Y O	230,300	2,275.50	524,047,650	貸付有価証券 14,800株
日本金銭機械	24,100	1,000.00	24,100,000	貸付有価証券 8,300株 (7,300株)
マースグループホールディングス	13,400	2,996.00	40,146,400	貸付有価証券 2,100株 (300株)
ガリレイ	29,300	3,070.00	89,951,000	
ダイコク電機	8,700	2,551.00	22,193,700	貸付有価証券 4,000株 (4,000株)
竹内製作所	36,200	4,680.00	169,416,000	貸付有価証券 4,200株

アマノ	56,600	4,193.00	237,323,800	貸付有価証券 200株
JUKI	30,900	410.00	12,669,000	貸付有価証券 1,200株
ジャノメ	16,000	1,203.00	19,248,000	貸付有価証券 500株
マックス	24,000	4,485.00	107,640,000	貸付有価証券 100株
グローリー	52,200	2,562.50	133,762,500	貸付有価証券 100株
新晃工業	57,100	1,243.00	70,975,300	貸付有価証券 13,400株 (10,800 株)
大和冷機工業	30,500	1,653.00	50,416,500	貸付有価証券 200株
セガサミーホールディング ス	178,000	3,163.00	563,014,000	貸付有価証券 200株
T P R	25,300	2,135.00	54,015,500	貸付有価証券 100株
ツバキ・ナカシマ	49,100	405.00	19,885,500	貸付有価証券 13,700株
ホシザキ	128,300	5,909.00	758,124,700	貸付有価証券 3,300株
大豊工業	17,200	670.00	11,524,000	貸付有価証券 1,100株 (100株)
日本精工	369,000	632.00	233,208,000	貸付有価証券 4,500株
N T N	471,600	224.50	105,874,200	貸付有価証券 16,200株
ジェイテクト	164,600	1,148.50	189,043,100	貸付有価証券 700株
不二越	14,700	3,090.00	45,423,000	貸付有価証券 2,000株 (800株)
日本トムソン	54,200	494.00	26,774,800	貸付有価証券 5,600株
THK	115,000	3,708.00	426,420,000	
Y U S H I N	18,400	635.00	11,684,000	貸付有価証券 1,600株 (100株)
前澤給装工業	14,300	1,304.00	18,647,200	貸付有価証券 800株
イーグル工業	22,000	1,879.00	41,338,000	
P I L L A R	18,500	3,825.00	70,762,500	貸付有価証券 200株
キッツ	64,600	1,131.00	73,062,600	
マキタ	248,000	4,520.00	1,120,960,000	
三井E&S	106,500	1,939.00	206,503,500	貸付有価証券 1,400株
カナデビア	163,300	950.00	155,135,000	

三菱重工業	3,485,800	2,736.50	9,538,891,700	貸付有価証券 4,500株
I H I	159,800	12,410.00	1,983,118,000	貸付有価証券 8,600株
スター精密	33,600	1,689.00	56,750,400	
キオクシアホールディングス	119,400	2,221.00	265,187,400	貸付有価証券 42,300株
日清紡ホールディングス	149,900	883.30	132,406,670	貸付有価証券 300株
イビデン	114,400	4,966.00	568,110,400	貸付有価証券 4,600株
コニカミノルタ	445,200	451.50	201,007,800	貸付有価証券 7,800株
ブラザー工業	266,300	2,436.50	648,839,950	貸付有価証券 200株 (200株)
ミネベアミツミ	346,700	2,149.00	745,058,300	貸付有価証券 6,200株
日立製作所	5,070,700	3,837.00	19,456,275,900	
三菱電機	2,027,500	2,857.50	5,793,581,250	
富士電機	121,200	6,755.00	818,706,000	
安川電機	216,500	3,226.00	698,429,000	貸付有価証券 23,200株
シンフォニアテクノロジー	19,800	6,310.00	124,938,000	
明電舎	33,600	4,350.00	146,160,000	
山洋電気	8,600	9,980.00	85,828,000	
デンヨー	15,200	2,490.00	37,848,000	貸付有価証券 800株
PHCホールディングス	37,300	961.00	35,845,300	貸付有価証券 6,400株
KOKUSAI ELECTRIC	140,500	3,010.00	422,905,000	貸付有価証券 66,000株
ソシオネクスト	199,000	1,773.50	352,926,500	貸付有価証券 15,400株 (700株)
東芝テック	29,800	2,776.00	82,724,800	
芝浦メカトロニクス	14,400	7,430.00	106,992,000	貸付有価証券 300株
マブチモーター	86,600	2,174.00	188,268,400	
ニデック	880,200	2,663.50	2,344,412,700	貸付有価証券 700株
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,500	357.00	4,462,500	貸付有価証券 600株 (300株)
トレックス・セミコンダクター	9,400	1,169.00	10,988,600	貸付有価証券 200株
東光高岳	10,800	2,318.00	25,034,400	貸付有価証券 400株
ダブル・スコープ	61,100	267.00	16,313,700	貸付有価証券

				28,700株(16,200株)
ダイヘン	18,600	6,610.00	122,946,000	貸付有価証券 100株
ヤーマン	38,800	855.00	33,174,000	貸付有価証券 18,100株(5,700株)
JVCケンウッド	157,400	1,254.00	197,379,600	貸付有価証券 500株
ミマキエンジニアリング	16,600	1,534.00	25,464,400	
大崎電気工業	42,700	888.00	37,917,600	貸付有価証券 1,200株
オムロン	182,700	4,096.00	748,339,200	貸付有価証券 12,900株
日東工業	26,900	3,025.00	81,372,500	貸付有価証券 1,500株
I D E C	29,400	2,345.00	68,943,000	貸付有価証券 500株(200株)
ジーエス・ユアサコーポレーション	89,000	2,558.50	227,706,500	貸付有価証券 6,100株
B U F F A L O	4,500	2,158.00	9,711,000	貸付有価証券 100株
テクノメディカ	3,900	1,802.00	7,027,800	貸付有価証券 200株
ダイヤモンドエレクトリックホールディング	8,100	604.00	4,892,400	貸付有価証券 500株
日本電気	1,409,600	3,737.00	5,267,675,200	貸付有価証券 900株
富士通	1,834,300	3,329.00	6,106,384,700	貸付有価証券 1,800株
沖電気工業	96,600	1,342.00	129,637,200	貸付有価証券 1,200株
電気興業	8,000	1,833.00	14,664,000	貸付有価証券 100株
サンケン電気	20,400	7,254.00	147,981,600	貸付有価証券 9,500株
アイホン	12,100	2,640.00	31,944,000	貸付有価証券 600株
ルネサスエレクトロニクス	1,518,600	1,867.00	2,835,226,200	貸付有価証券 46,900株
セイコーエプソン	248,100	1,990.00	493,719,000	貸付有価証券 7,700株
ワコム	140,100	632.00	88,543,200	貸付有価証券 1,800株
アルバック	43,700	5,188.00	226,715,600	
アクセル	9,900	1,002.00	9,919,800	
E I Z O	26,000	2,038.00	52,988,000	貸付有価証券 100株
日本信号	45,400	980.00	44,492,000	貸付有価証券 200株

京三製作所	46,400	489.00	22,689,600	貸付有価証券 100株
能美防災	26,900	3,645.00	98,050,500	
ホーチキ	11,700	2,670.00	31,239,000	貸付有価証券 100株
エレコム	47,600	1,757.00	83,633,200	
パナソニック ホールディングス	2,354,900	1,702.00	4,008,039,800	
シャープ	288,000	937.40	269,971,200	貸付有価証券 89,000株
アンリツ	140,400	1,537.50	215,865,000	貸付有価証券 100株
富士通ゼネラル	56,500	2,805.00	158,482,500	
ソニーグループ	6,808,200	3,592.00	24,455,054,400	
TDK	1,721,600	1,616.00	2,782,105,600	貸付有価証券 4,700株
帝国通信工業	8,700	2,366.00	20,584,200	貸付有価証券 500株
タムラ製作所	79,400	476.00	37,794,400	貸付有価証券 2,900株
アルプスアルパイン	161,800	1,385.00	224,093,000	貸付有価証券 700株
日本電波工業	18,800	810.00	15,228,000	貸付有価証券 100株
鈴木	10,600	1,642.00	17,405,200	貸付有価証券 900株
メイコー	19,800	6,930.00	137,214,000	
日本トリム	4,500	4,260.00	19,170,000	
フォスター電機	20,300	1,275.00	25,882,500	貸付有価証券 2,100株
SMK	4,800	2,244.00	10,771,200	
ヨコオ	17,600	1,235.00	21,736,000	貸付有価証券 600株
ホシデン	48,800	2,018.00	98,478,400	貸付有価証券 500株
ヒロセ電機	29,000	16,880.00	489,520,000	
日本航空電子工業	51,900	2,457.00	127,518,300	
TOA	20,200	1,028.00	20,765,600	貸付有価証券 200株
マクセル	38,100	1,760.00	67,056,000	
古野電気	23,500	2,571.00	60,418,500	貸付有価証券 500株
スミダコーポレーション	26,900	993.00	26,711,700	貸付有価証券 1,400株
アイコム	7,700	2,762.00	21,267,400	
リオン	8,200	2,480.00	20,336,000	

横河電機	218,100	3,373.00	735,651,300	貸付有価証券 200株
新電元工業	7,600	2,121.00	16,119,600	貸付有価証券 2,300株
アズビル	537,900	1,279.50	688,243,050	
日本光電工業	176,600	1,738.00	306,930,800	貸付有価証券 5,900株
チノー	8,200	2,021.00	16,572,200	貸付有価証券 3,800株
日本電子材料	12,100	2,022.00	24,466,200	貸付有価証券 5,600株 (2,400株)
堀場製作所	37,400	10,530.00	393,822,000	
アドバンテスト	622,000	7,300.00	4,540,600,000	貸付有価証券 1,400株
エスペック	17,600	2,485.00	43,736,000	
キーエンス	197,400	63,420.00	12,519,108,000	
日置電機	10,400	5,770.00	60,008,000	
シスメックス	511,000	2,640.00	1,349,040,000	貸付有価証券 8,600株
日本マイクロニクス	32,500	3,525.00	114,562,500	貸付有価証券 500株
メガチップス	15,200	4,925.00	74,860,000	
OBARA GROUP	10,800	3,745.00	40,446,000	
コーセル	24,300	1,102.00	26,778,600	貸付有価証券 1,000株
イリソ電子工業	19,900	2,576.00	51,262,400	
オブテックスグループ	36,200	1,552.00	56,182,400	
千代田インテグレ	6,900	2,769.00	19,106,100	
レーザーテック	76,500	14,775.00	1,130,287,500	貸付有価証券 8,500株
スタンレー電気	112,200	2,695.50	302,435,100	貸付有価証券 2,200株
ウシオ電機	75,100	1,817.00	136,456,700	貸付有価証券 5,100株
日本セラミック	18,100	2,900.00	52,490,000	
古河電池	14,500	1,380.00	20,010,000	貸付有価証券 500株
山一電機	16,100	2,142.00	34,486,200	貸付有価証券 1,400株
図研	18,100	5,260.00	95,206,000	貸付有価証券 300株 (200株)
日本電子	45,600	4,777.00	217,831,200	
カシオ計算機	157,900	1,109.00	175,111,100	貸付有価証券 4,600株
ファナック	955,100	3,780.00	3,610,278,000	貸付有価証券 4,400株

日本シイエムケイ	57,800	404.00	23,351,200	貸付有価証券 15,400株(1,000株)
エンプラス	5,700	3,935.00	22,429,500	貸付有価証券 1,100株(1,000株)
大真空	21,300	511.00	10,884,300	貸付有価証券 500株
ローム	357,600	1,411.00	504,573,600	貸付有価証券 1,500株
浜松ホトニクス	341,200	1,454.00	496,104,800	貸付有価証券 9,500株
三井ハイテック	87,400	707.00	61,791,800	貸付有価証券 24,700株(500株)
京セラ	1,226,300	1,762.00	2,160,740,600	貸付有価証券 13,600株
太陽誘電	86,500	2,240.00	193,760,000	貸付有価証券 1,100株
村田製作所	1,738,500	2,071.50	3,601,302,750	貸付有価証券 9,200株
双葉電子工業	37,600	520.00	19,552,000	貸付有価証券 2,700株(500株)
ニチコン	46,500	1,142.00	53,103,000	貸付有価証券 1,100株
日本ケミコン	24,300	1,031.00	25,053,300	貸付有価証券 1,200株(900株)
KOA	30,400	814.00	24,745,600	貸付有価証券 1,100株
市光工業	35,600	407.00	14,489,200	貸付有価証券 1,000株
小糸製作所	204,500	1,781.50	364,316,750	
ミツバ	37,000	848.00	31,376,000	貸付有価証券 2,600株
SCREENホールディングス	82,500	10,550.00	870,375,000	貸付有価証券 400株
キャノン電子	18,700	2,558.00	47,834,600	
キャノン	984,400	4,683.00	4,609,945,200	貸付有価証券 23,200株
リコー	504,600	1,616.50	815,685,900	貸付有価証券 6,400株
象印マホービン	58,900	1,398.00	82,342,200	貸付有価証券 4,400株
東京エレクトロン	417,700	22,890.00	9,561,153,000	
イノテック	14,200	1,243.00	17,650,600	
トヨタ紡織	83,100	2,067.50	171,809,250	貸付有価証券 1,900株
ユニプレス	33,200	1,021.00	33,897,200	貸付有価証券 100株
豊田自動織機	168,300	17,285.00	2,909,065,500	貸付有価証券 700株

モリタホールディングス	31,200	2,131.00	66,487,200	
三櫻工業	27,400	630.00	17,262,000	貸付有価証券 1,200株
デンソー	1,933,600	1,966.00	3,801,457,600	
東海理化電機製作所	55,600	2,148.00	119,428,800	貸付有価証券 100株
川崎重工業	148,700	8,652.00	1,286,552,400	貸付有価証券 7,500株
名村造船所	56,300	2,045.00	115,133,500	貸付有価証券 3,600株
日本車輛製造	7,600	2,112.00	16,051,200	貸付有価証券 500株
三菱ロジスネクスト	31,500	2,041.00	64,291,500	貸付有価証券 10,200株
日産自動車	2,467,000	346.40	854,568,800	貸付有価証券 444,400株
いすゞ自動車	579,300	1,984.00	1,149,331,200	貸付有価証券 13,100株
トヨタ自動車	10,491,600	2,753.50	28,888,620,600	貸付有価証券 4,900株
日野自動車	296,800	462.60	137,299,680	貸付有価証券 21,800株
三菱自動車工業	754,500	415.00	313,117,500	貸付有価証券 276,300株
武蔵精密工業	48,400	2,612.00	126,420,800	貸付有価証券 8,000株
日産車体	30,000	1,094.00	32,820,000	貸付有価証券 13,200株
新明和工業	56,800	1,371.00	77,872,800	貸付有価証券 400株
極東開発工業	26,700	2,488.00	66,429,600	貸付有価証券 300株
トピー工業	16,000	2,240.00	35,840,000	貸付有価証券 900株
ティラド	4,400	3,950.00	17,380,000	
タチエス	36,400	1,611.00	58,640,400	
NOK	76,700	1,992.00	152,786,400	
フタバ産業	59,500	780.00	46,410,000	貸付有価証券 1,700株
カヤバ	33,500	2,997.00	100,399,500	貸付有価証券 1,300株
大同メタル工業	38,600	518.00	19,994,800	貸付有価証券 3,000株 (400株)
プレス工業	73,800	562.00	41,475,600	貸付有価証券 4,200株
太平洋工業	45,300	1,300.00	58,890,000	貸付有価証券 2,900株
アイシン	418,000	1,840.00	769,120,000	貸付有価証券

				32,600株
マツダ	606,200	876.10	531,091,820	貸付有価証券 400株
本田技研工業	4,676,200	1,488.50	6,960,523,700	貸付有価証券 95,800株
スズキ	1,594,900	1,800.00	2,870,820,000	貸付有価証券 9,000株
S U B A R U	595,100	2,733.00	1,626,408,300	貸付有価証券 10,400株
ヤマハ発動機	833,200	1,158.50	965,262,200	貸付有価証券 39,000株
エクセディ	32,300	4,380.00	141,474,000	貸付有価証券 100株
豊田合成	56,500	2,819.00	159,273,500	貸付有価証券 100株
愛三工業	37,400	1,964.00	73,453,600	貸付有価証券 2,200株
ヨロズ	20,300	975.00	19,792,500	貸付有価証券 1,500株 (100株)
エフ・シー・シー	34,600	2,825.00	97,745,000	
シマノ	85,500	20,105.00	1,718,977,500	貸付有価証券 2,400株
テイ・エス テック	80,300	1,644.00	132,013,200	貸付有価証券 600株
ジャムコ	11,900	1,797.00	21,384,300	貸付有価証券 1,700株 (1,300株)
リガク・ホールディング ス	133,000	927.00	123,291,000	貸付有価証券 13,700株 (200株)
テルモ	1,311,300	2,766.50	3,627,711,450	貸付有価証券 6,100株
日機装	51,100	1,203.00	61,473,300	
日本エム・ディ・エム	15,600	541.00	8,439,600	貸付有価証券 500株
島津製作所	284,100	3,687.00	1,047,476,700	
JMS	18,300	435.00	7,960,500	
長野計器	12,900	1,876.00	24,200,400	
ブイ・テクノロジー	9,600	2,221.00	21,321,600	
東京計器	13,900	3,555.00	49,414,500	貸付有価証券 2,500株 (600株)
愛知時計電機	9,400	2,171.00	20,407,400	貸付有価証券 700株
インターアクション	11,900	1,231.00	14,648,900	貸付有価証券 100株
東京精密	40,500	8,676.00	351,378,000	
マニー	79,000	1,212.50	95,787,500	貸付有価証券 900株
ニコン	295,400	1,425.50	421,092,700	貸付有価証券

				3,700株(3,000株)
トブコン	112,000	3,223.00	360,976,000	貸付有価証券 7,100株
オリンパス	1,092,900	2,021.00	2,208,750,900	貸付有価証券 8,600株
理研計器	27,900	2,837.00	79,152,300	貸付有価証券 100株(100株)
タムロン	27,200	3,330.00	90,576,000	貸付有価証券 200株
HOYA	382,900	17,730.00	6,788,817,000	貸付有価証券 6,100株
ノーリツ鋼機	18,700	4,335.00	81,064,500	
A&Dホロンホールディングス	24,700	1,898.00	46,880,600	
朝日インテック	240,600	2,230.50	536,658,300	
シチズン時計	181,600	850.00	154,360,000	貸付有価証券 13,000株
メニコン	73,500	1,393.00	102,385,500	貸付有価証券 1,200株
松風	19,800	2,094.00	41,461,200	貸付有価証券 500株
セイコーグループ	30,600	3,965.00	121,329,000	貸付有価証券 200株
ニプロ	164,500	1,360.00	223,720,000	貸付有価証券 39,900株(39,400株)
三井松島ホールディングス	13,500	4,155.00	56,092,500	
パラマウントベッドホールディングス	42,500	2,383.00	101,277,500	貸付有価証券 600株
トランザクション	10,800	2,553.00	27,572,400	貸付有価証券 5,000株
ニホンフラッシュ	16,600	831.00	13,794,600	貸付有価証券 800株(800株)
前田工織	40,200	2,044.00	82,168,800	貸付有価証券 1,100株
アートネイチャー	20,300	797.00	16,179,100	貸付有価証券 200株(200株)
フルヤ金属	16,900	2,587.00	43,720,300	貸付有価証券 400株
バンダイナムコホールディングス	535,800	4,721.00	2,529,511,800	
SHOEI	51,500	1,635.00	84,202,500	貸付有価証券 2,300株
フランスベッドホールディングス	25,600	1,290.00	33,024,000	貸付有価証券 2,500株(2,200株)
パイロットコーポレーション	30,200	4,059.00	122,581,800	
萩原工業	13,200	1,465.00	19,338,000	貸付有価証券

				4,300株(100株)
フジシールインターナショナル	44,400	2,573.00	114,241,200	貸付有価証券 100株
タカラトミー	82,900	3,051.00	252,927,900	貸付有価証券 300株
広済堂ホールディングス	74,500	522.00	38,889,000	貸付有価証券 26,000株(11,000株)
プロネクサス	20,500	1,154.00	23,657,000	貸付有価証券 1,700株
TOPPANホールディングス	258,700	4,289.00	1,109,564,300	
大日本印刷	387,100	2,068.00	800,522,800	貸付有価証券 1,300株
共同印刷	22,200	1,117.00	24,797,400	
NISSHA	33,800	1,319.00	44,582,200	
TAKARA & COMPANY	10,700	3,440.00	36,808,000	
アシックス	704,700	3,372.00	2,376,248,400	貸付有価証券 1,400株
ツツミ	4,600	2,280.00	10,488,000	
ローランド	14,500	3,295.00	47,777,500	貸付有価証券 1,600株
小松ウオール工業	13,100	2,195.00	28,754,500	貸付有価証券 400株
ヤマハ	352,700	1,005.50	354,639,850	貸付有価証券 8,700株
河合楽器製作所	6,000	2,684.00	16,104,000	貸付有価証券 100株
クリナップ	19,300	673.00	12,988,900	貸付有価証券 2,600株(300株)
ピジョン	125,700	1,700.00	213,690,000	貸付有価証券 1,400株
キングジム	17,400	870.00	15,138,000	貸付有価証券 8,100株(600株)
リンテック	37,400	2,776.00	103,822,400	
イトーキ	39,400	1,820.00	71,708,000	貸付有価証券 4,900株(100株)
任天堂	1,246,000	11,580.00	14,428,680,000	貸付有価証券 1,700株
三菱鉛筆	27,000	2,184.00	58,968,000	貸付有価証券 3,000株(700株)
タカラスタンダード	44,700	2,308.00	103,167,600	
コクヨ	94,000	2,986.50	280,731,000	
ナカバヤシ	21,300	538.00	11,459,400	貸付有価証券 500株
グローブライト	19,500	1,896.00	36,972,000	貸付有価証券 1,200株

オカムラ	59,400	2,213.00	131,452,200	貸付有価証券 1,100株
美津濃	58,800	2,573.00	151,292,400	貸付有価証券 1,400株
グリムス	8,800	2,413.00	21,234,400	
東京電力ホールディングス	1,660,500	418.90	695,583,450	貸付有価証券 3,700株
中部電力	727,300	1,804.00	1,312,049,200	貸付有価証券 30,800株
関西電力	962,700	1,716.00	1,651,993,200	貸付有価証券 28,000株
中国電力	342,900	755.50	259,060,950	貸付有価証券 9,400株
北陸電力	201,800	744.20	150,179,560	貸付有価証券 27,100株
東北電力	519,600	1,040.00	540,384,000	
四国電力	183,800	1,196.50	219,916,700	貸付有価証券 1,400株
九州電力	455,000	1,319.50	600,372,500	
北海道電力	206,600	770.40	159,164,640	貸付有価証券 94,200株 (1,000株)
沖縄電力	50,400	912.00	45,964,800	貸付有価証券 7,800株
電源開発	148,600	2,500.50	371,574,300	
エフオン	14,400	335.00	4,824,000	貸付有価証券 1,800株
イーレックス	38,500	836.00	32,186,000	貸付有価証券 5,600株
レノバ	53,900	670.00	36,113,000	貸付有価証券 10,800株 (5,500株)
東京瓦斯	373,100	4,824.00	1,799,834,400	貸付有価証券 3,100株
大阪瓦斯	387,700	3,698.00	1,433,714,600	貸付有価証券 2,600株
東邦瓦斯	72,500	4,246.00	307,835,000	貸付有価証券 800株
北海道瓦斯	58,900	551.00	32,453,900	
広島ガス	41,800	351.00	14,671,800	貸付有価証券 3,300株 (900株)
西部ガスホールディングス	20,600	1,773.00	36,523,800	
静岡ガス	45,000	1,125.00	50,625,000	
メタウォーター	26,100	2,087.00	54,470,700	
SBSホールディングス	17,600	2,933.00	51,620,800	貸付有価証券 800株 (100株)
東武鉄道	207,900	2,675.00	556,132,500	
相鉄ホールディングス	65,200	2,219.50	144,711,400	貸付有価証券

				1,700株
東急	553,400	1,789.00	990,032,600	貸付有価証券 21,200株
京浜急行電鉄	244,200	1,543.00	376,800,600	貸付有価証券 19,300株(10,600株)
小田急電鉄	326,400	1,577.00	514,732,800	貸付有価証券 3,500株
京王電鉄	104,400	3,947.00	412,066,800	貸付有価証券 800株(200株)
京成電鉄	343,600	1,541.50	529,659,400	貸付有価証券 2,500株
富士急行	24,300	2,086.00	50,689,800	貸付有価証券 100株
東日本旅客鉄道	1,088,400	3,179.00	3,460,023,600	貸付有価証券 42,000株
西日本旅客鉄道	486,700	3,140.00	1,528,238,000	
東海旅客鉄道	760,200	3,074.00	2,336,854,800	
東京地下鉄	440,000	1,823.00	802,120,000	貸付有価証券 68,900株
西武ホールディングス	214,900	3,523.00	757,092,700	貸付有価証券 4,500株
鴻池運輸	33,600	2,903.00	97,540,800	貸付有価証券 100株
西日本鉄道	57,100	2,238.00	127,789,800	貸付有価証券 200株
ハマキョウレックス	67,400	1,315.00	88,631,000	
サカイ引越センター	25,000	2,582.00	64,550,000	
近鉄グループホールディングス	211,100	3,065.00	647,021,500	貸付有価証券 600株
阪急阪神ホールディングス	261,400	4,139.00	1,081,934,600	
南海電気鉄道	87,900	2,261.50	198,785,850	貸付有価証券 300株
京阪ホールディングス	108,600	3,408.00	370,108,800	貸付有価証券 5,600株
神戸電鉄	5,400	2,418.00	13,057,200	貸付有価証券 2,400株
名古屋鉄道	217,800	1,677.00	365,250,600	貸付有価証券 6,400株
山陽電気鉄道	14,800	2,026.00	29,984,800	貸付有価証券 6,900株
ヤマトホールディングス	239,500	2,051.00	491,214,500	貸付有価証券 100株
山九	45,000	6,520.00	293,400,000	貸付有価証券 1,200株
丸全昭和運輸	12,200	6,200.00	75,640,000	貸付有価証券 100株(100株)

センコーグループホールディングス	129,700	1,739.00	225,548,300	貸付有価証券 5,900株
トナミホールディングス	1,600	10,160.00	16,256,000	貸付有価証券 700株(500株)
ニッコンホールディングス	112,000	3,051.00	341,712,000	貸付有価証券 29,000株(26,400株)
福山通運	21,100	3,635.00	76,698,500	貸付有価証券 600株(600株)
セイノーホールディングス	97,000	2,349.00	227,853,000	貸付有価証券 23,700株(9,100株)
神奈川中央交通	5,600	3,735.00	20,916,000	貸付有価証券 400株
AZ-COM丸和ホールディングス	61,100	1,321.00	80,713,100	貸付有価証券 15,800株(4,500株)
九州旅客鉄道	150,900	3,880.00	585,492,000	
SGホールディングス	330,800	1,484.00	490,907,200	貸付有価証券 19,100株
NIPPON EXPRESSホールディング	211,900	2,599.00	550,728,100	貸付有価証券 1,000株
日本郵船	408,300	4,940.00	2,017,002,000	貸付有価証券 4,500株
商船三井	374,900	4,733.00	1,774,401,700	貸付有価証券 160,800株
川崎汽船	424,600	2,008.00	852,596,800	貸付有価証券 122,500株(122,000株)
NSユナイテッド海運	12,400	3,685.00	45,694,000	貸付有価証券 300株
飯野海運	72,300	988.00	71,432,400	貸付有価証券 5,300株
乾汽船	25,000	1,313.00	32,825,000	貸付有価証券 11,700株(7,700株)
日本航空	451,700	2,788.00	1,259,339,600	
ANAホールディングス	536,100	2,859.50	1,532,977,950	
日新	13,500	6,350.00	85,725,000	
三菱倉庫	200,600	1,040.00	208,624,000	
三井倉庫ホールディングス	60,900	3,450.00	210,105,000	貸付有価証券 5,300株
住友倉庫	57,400	3,050.00	175,070,000	
澁澤倉庫	9,000	3,690.00	33,210,000	貸付有価証券 600株
日本トランスシティ	39,600	929.00	36,788,400	
中央倉庫	11,600	1,548.00	17,956,800	
安田倉庫	13,400	1,866.00	25,004,400	貸付有価証券 100株
上組	86,500	3,613.00	312,524,500	

キューソー流通システム	13,100	1,915.00	25,086,500	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
エーアイテイー	12,400	1,754.00	21,749,600	
内外トランスライン	7,900	4,045.00	31,955,500	貸付有価証券 3,700株 (200株)
日本コンセプト	7,200	1,757.00	12,650,400	貸付有価証券 1,200株
クロスキャット	11,300	1,085.00	12,260,500	
システナ	282,900	389.00	110,048,100	
デジタルアーツ	12,500	6,520.00	81,500,000	貸付有価証券 2,000株
日鉄ソリューションズ	67,500	3,802.00	256,635,000	貸付有価証券 31,500株
キューブシステム	10,500	1,075.00	11,287,500	貸付有価証券 400株
コア	8,800	1,828.00	16,086,400	
手間いらず	2,900	3,380.00	9,802,000	
ラクーンホールディングス	14,800	820.00	12,136,000	貸付有価証券 6,900株 (700株)
ソリトンシステムズ	10,200	1,233.00	12,576,600	
ソフトクリエイイトホールディングス	14,200	1,979.00	28,101,800	貸付有価証券 700株
T I S	209,200	4,594.00	961,064,800	貸付有価証券 200株
グリーンホールディングス	66,300	532.00	35,271,600	貸付有価証券 900株
GMOペパボ	2,400	1,460.00	3,504,000	
コーエーテクモホールディングス	148,800	2,404.50	357,789,600	貸付有価証券 12,100株
三菱総合研究所	9,500	4,540.00	43,130,000	
ファインデックス	15,700	701.00	11,005,700	貸付有価証券 600株 (100株)
ブレインパッド	14,800	1,292.00	19,121,600	貸付有価証券 3,300株 (2,300株)
K L a b	53,600	110.00	5,896,000	貸付有価証券 24,900株 (5,800株)
ポールトゥウィンホールディングス	28,200	359.00	10,123,800	貸付有価証券 1,400株 (300株)
ネクソン	425,200	2,277.50	968,393,000	貸付有価証券 400株
アイスタイル	60,500	484.00	29,282,000	貸付有価証券 9,600株
エムアップホールディングス	24,200	1,851.00	44,794,200	
エイチームホールディングス	13,100	1,092.00	14,305,200	貸付有価証券 6,100株
セルシス	37,500	1,489.00	55,837,500	貸付有価証券

				2,500株(300株)
エニグモ	22,000	289.00	6,358,000	貸付有価証券 10,300株
コロプラ	67,300	504.00	33,919,200	貸付有価証券 2,700株
ブロードリーフ	79,500	717.00	57,001,500	貸付有価証券 100株
デジタルハーツホールディングス	14,100	1,010.00	14,241,000	貸付有価証券 100株
メディアドゥ	9,000	1,710.00	15,390,000	貸付有価証券 100株
じげん	49,500	452.00	22,374,000	貸付有価証券 600株(100株)
ブイキューブ	27,200	183.00	4,977,600	貸付有価証券 11,400株(7,200株)
フィックスターズ	27,300	1,856.00	50,668,800	貸付有価証券 11,300株(8,100株)
CARTA HOLDINGS	11,200	1,597.00	17,886,400	貸付有価証券 5,200株
オブティム	20,400	673.00	13,729,200	貸付有価証券 9,500株(4,900株)
セレス	8,900	1,996.00	17,764,400	貸付有価証券 4,000株
SHIFT	177,700	1,440.50	255,976,850	貸付有価証券 15,200株(9,000株)
セック	3,400	4,590.00	15,606,000	貸付有価証券 300株
テクマトリックス	42,700	2,125.00	90,737,500	
プロシップ	8,700	2,410.00	20,967,000	貸付有価証券 100株
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	40,800	2,810.00	114,648,000	貸付有価証券 600株
GMOペイメントゲートウェイ	39,600	9,196.00	364,161,600	貸付有価証券 900株
システムリサーチ	13,600	1,881.00	25,581,600	貸付有価証券 100株
インターネットイニシアティブ	108,200	2,816.50	304,745,300	
さくらインターネット	30,900	3,395.00	104,905,500	貸付有価証券 6,500株
GMOグローバルサイン・ホールディングス	6,000	2,323.00	13,938,000	
SRAホールディングス	11,200	4,595.00	51,464,000	
朝日ネット	21,300	677.00	14,420,100	貸付有価証券 1,100株
eBASE	27,800	546.00	15,178,800	貸付有価証券 900株
アバントグループ	27,800	1,568.00	43,590,400	

アドソル日進	15,800	1,086.00	17,158,800	貸付有価証券 1,100株
フリービット	10,400	1,517.00	15,776,800	
コムチュア	26,200	1,800.00	47,160,000	
アステリア	15,500	536.00	8,308,000	貸付有価証券 2,500株 (400株)
アイル	11,100	2,422.00	26,884,200	
マークラインズ	11,700	2,294.00	26,839,800	貸付有価証券 400株
メディカル・データ・ビジョン	23,600	431.00	10,171,600	貸付有価証券 8,300株
g u m i	36,500	493.00	17,994,500	貸付有価証券 17,100株 (12,100株)
テラスカイ	7,600	2,539.00	19,296,400	貸付有価証券 700株 (200株)
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	11,400	2,512.00	28,636,800	貸付有価証券 1,700株
ネオジャパン	5,200	1,525.00	7,930,000	
P R T I M E S	4,000	2,360.00	9,440,000	
ラクス	93,600	2,300.50	215,326,800	貸付有価証券 300株
ダブルスタンダード	7,000	1,593.00	11,151,000	貸付有価証券 400株
オープンドア	13,800	536.00	7,396,800	貸付有価証券 6,400株 (900株)
アカツキ	9,600	3,105.00	29,808,000	
U b i c o mホールディングス	6,300	1,076.00	6,778,800	貸付有価証券 1,200株
カナミックネットワーク	24,900	436.00	10,856,400	貸付有価証券 2,000株 (1,400株)
チェンジホールディングス	49,100	1,390.00	68,249,000	貸付有価証券 13,100株 (7,000株)
オークネット	18,300	1,289.00	23,588,700	貸付有価証券 100株
マクロミル	9,000	1,271.00	11,439,000	貸付有価証券 5,800株 (1,400株)
オロ	8,300	2,543.00	21,106,900	貸付有価証券 3,900株
ユーザーローカル	9,600	1,730.00	16,608,000	貸付有価証券 2,100株
P K S H A T e c h n o l o g y	23,600	2,967.00	70,021,200	貸付有価証券 7,400株
マネーフォワード	48,700	4,506.00	219,442,200	貸付有価証券 10,900株
S u n A s t e r i s k	14,200	575.00	8,165,000	貸付有価証券 1,000株
プラスアルファ・コンサ	25,100	1,647.00	41,339,700	貸付有価証券

ルディング				6,700株
電算システムホールディングス	8,800	2,539.00	22,343,200	
Appier Group	60,400	1,332.00	80,452,800	貸付有価証券 25,100株
ビジョナル	23,500	8,869.00	208,421,500	貸付有価証券 500株
ハイマックス	6,200	1,254.00	7,774,800	貸付有価証券 200株
野村総合研究所	429,000	5,805.00	2,490,345,000	貸付有価証券 12,900株
日本システム技術	18,300	1,931.00	35,337,300	貸付有価証券 900株 (300株)
インテージホールディングス	14,900	1,813.00	27,013,700	
東邦システムサイエンス	9,200	1,217.00	11,196,400	貸付有価証券 200株 (200株)
ソースネクスト	102,700	211.00	21,669,700	貸付有価証券 19,800株
シンプレクス・ホールディングス	39,000	3,565.00	139,035,000	貸付有価証券 1,200株
HEROZ	7,800	1,014.00	7,909,200	貸付有価証券 3,600株 (3,100株)
ラクスル	39,300	1,187.00	46,649,100	貸付有価証券 500株
メルカリ	109,100	2,345.00	255,839,500	貸付有価証券 2,600株
I P S	5,700	2,301.00	13,115,700	貸付有価証券 2,200株
システムサポートホールディングス	6,900	2,317.00	15,987,300	貸付有価証券 500株
ボードルア	2,700	6,260.00	16,902,000	貸付有価証券 200株
イーソル	13,300	606.00	8,059,800	貸付有価証券 2,700株 (200株)
ウイングアーク1st	20,600	3,880.00	79,928,000	貸付有価証券 3,600株 (300株)
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	7,900	942.00	7,441,800	貸付有価証券 2,900株
サーバーワークス	3,500	2,321.00	8,123,500	
S a n s a n	56,000	1,999.00	111,944,000	貸付有価証券 200株
ギフトイ	17,500	1,674.00	29,295,000	貸付有価証券 1,100株
メドレー	21,700	3,660.00	79,422,000	貸付有価証券 10,100株
ベース	9,700	3,095.00	30,021,500	貸付有価証券 400株
J M D C	24,100	3,343.00	80,566,300	貸付有価証券 4,400株

フォーカスシステムズ	13,200	1,306.00	17,239,200	
クレスコ	31,000	1,516.00	46,996,000	
フジ・メディア・ホールディングス	190,100	2,925.00	556,042,500	貸付有価証券 88,800株(12,900株)
オービック	367,500	5,249.00	1,929,007,500	貸付有価証券 5,100株
ジャストシステム	28,400	3,410.00	96,844,000	
TDCソフト	33,400	1,289.00	43,052,600	貸付有価証券 1,400株(700株)
LINEヤフー	3,168,000	544.90	1,726,243,200	貸付有価証券 107,000株
トレンドマイクロ	104,000	10,310.00	1,072,240,000	
IDホールディングス	12,700	2,085.00	26,479,500	
日本オラクル	37,900	17,455.00	661,544,500	貸付有価証券 4,800株
アルファシステムズ	6,200	3,555.00	22,041,000	貸付有価証券 200株
フューチャー	49,200	1,928.00	94,857,600	貸付有価証券 2,000株(400株)
CAC Holdings	12,100	2,198.00	26,595,800	貸付有価証券 200株
オービックビジネスコンサルタント	33,400	7,664.00	255,977,600	貸付有価証券 1,300株
アイティフォー	22,700	1,581.00	35,888,700	
東計電算	5,500	3,875.00	21,312,500	
大塚商会	224,400	2,996.00	672,302,400	
サイボウズ	27,300	3,095.00	84,493,500	貸付有価証券 100株
電通総研	19,200	6,860.00	131,712,000	
ACCESS	20,600	804.00	16,562,400	貸付有価証券 7,500株
デジタルガレージ	31,700	4,650.00	147,405,000	
EMシステムズ	31,200	764.00	23,836,800	貸付有価証券 1,800株
ウェザーニューズ	15,700	3,665.00	57,540,500	貸付有価証券 100株
C I J	54,200	490.00	26,558,000	貸付有価証券 4,300株(600株)
ビジネスエンジニアリング	4,600	3,895.00	17,917,000	
WOWOW	14,900	1,023.00	15,242,700	貸付有価証券 800株
スカラ	18,400	418.00	7,691,200	貸付有価証券 700株
ANYCOLOR	27,000	3,820.00	103,140,000	貸付有価証券 500株(500株)

IMAGICA GROUP	19,800	656.00	12,988,800	貸付有価証券 1,600株
システムソフト	68,900	67.00	4,616,300	貸付有価証券 31,900株
アルゴグラフィックス	18,100	5,570.00	100,817,000	
マーベラス	36,700	480.00	17,616,000	貸付有価証券 7,800株 (700株)
エイベックス	37,200	1,237.00	46,016,400	貸付有価証券 500株
BIPROGY	66,900	5,562.00	372,097,800	貸付有価証券 400株
都築電気	11,200	2,771.00	31,035,200	貸付有価証券 400株
TBSホールディングス	97,800	4,646.00	454,378,800	貸付有価証券 7,700株
日本テレビホールディングス	175,200	3,318.00	581,313,600	貸付有価証券 35,800株
朝日放送グループホールディングス	24,700	676.00	16,697,200	貸付有価証券 8,600株 (300株)
テレビ朝日ホールディングス	48,100	2,626.00	126,310,600	貸付有価証券 9,000株 (4,000株)
スカパーJ SATホールディングス	153,800	1,192.00	183,329,600	
テレビ東京ホールディングス	12,200	3,990.00	48,678,000	貸付有価証券 100株
ビジョン	30,100	1,286.00	38,708,600	貸付有価証券 12,000株
U-NEXT HOLDINGS	66,600	2,098.00	139,726,800	貸付有価証券 900株
日本通信	159,200	150.00	23,880,000	貸付有価証券 3,200株 (2,100株)
日本電信電話	58,878,600	156.60	9,220,388,760	貸付有価証券 744,300株
KDDI	2,911,800	2,659.00	7,742,476,200	貸付有価証券 3,000株
ソフトバンク	31,718,300	221.90	7,038,290,770	貸付有価証券 441,100株
光通信	22,900	41,180.00	943,022,000	貸付有価証券 300株
エムティーアイ	13,300	827.00	10,999,100	貸付有価証券 500株
GMOインターネットグループ	63,900	3,483.00	222,563,700	
ファイバーゲート	7,600	993.00	7,546,800	貸付有価証券 1,400株 (100株)
KADOKAWA	101,300	3,571.00	361,742,300	貸付有価証券 400株
学研ホールディングス	36,200	983.00	35,584,600	貸付有価証券 1,500株

ゼンリン	33,800	1,200.00	40,560,000	貸付有価証券 2,800株
アイネット	11,400	1,921.00	21,899,400	貸付有価証券 1,200株
松竹	11,300	13,010.00	147,013,000	貸付有価証券 4,900株 (4,900株)
東宝	123,900	7,534.00	933,462,600	貸付有価証券 6,500株
東映	32,700	4,985.00	163,009,500	
NTTデータグループ	517,600	3,980.00	2,060,048,000	
ピー・シー・エー	13,000	1,848.00	24,024,000	貸付有価証券 1,200株 (200株)
ビジネスブレイン太田昭和	8,500	3,070.00	26,095,000	貸付有価証券 600株
D T S	33,700	4,740.00	159,738,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	99,500	8,561.00	851,819,500	貸付有価証券 200株
シーイーシー	24,000	2,380.00	57,120,000	
カブコン	393,400	4,035.00	1,587,369,000	貸付有価証券 5,200株
アイ・エス・ビー	9,300	1,382.00	12,852,600	貸付有価証券 800株
S C S K	161,600	4,403.00	711,524,800	貸付有価証券 1,500株
N S W	8,800	2,841.00	25,000,800	
アイネス	15,400	1,643.00	25,302,200	
T K C	30,900	4,085.00	126,226,500	
N S D	76,200	3,422.00	260,756,400	
コナミグループ	74,100	19,295.00	1,429,759,500	貸付有価証券 200株
福井コンピュータホールディングス	13,700	3,095.00	42,401,500	貸付有価証券 800株
J B C Cホールディングス	52,500	1,300.00	68,250,000	
ミロク情報サービス	16,700	1,905.00	31,813,500	貸付有価証券 500株
ソフトバンクグループ	976,400	7,507.00	7,329,834,800	貸付有価証券 500株
リョーサン菱洋ホールディングス	31,900	2,466.00	78,665,400	貸付有価証券 2,100株
高千穂交易	8,300	4,215.00	34,984,500	貸付有価証券 3,900株 (100株)
伊藤忠食品	4,700	9,780.00	45,966,000	貸付有価証券 200株
あらた	31,900	3,360.00	107,184,000	
トーマンデバイス	3,000	5,590.00	16,770,000	貸付有価証券 300株

東京エレクトロン デバイス	20,800	2,944.00	61,235,200	貸付有価証券 5,000株
円谷フィールドホールディングス	33,800	1,914.00	64,693,200	貸付有価証券 10,000株 (7,000株)
双日	232,500	3,582.00	832,815,000	
アルフレッサ ホールディングス	183,500	2,174.00	398,929,000	
横浜冷凍	52,500	858.00	45,045,000	貸付有価証券 400株
ラサ商事	10,900	1,429.00	15,576,100	
アルコニックス	29,800	1,559.00	46,458,200	貸付有価証券 300株
神戸物産	161,500	4,435.00	716,252,500	貸付有価証券 600株
あい ホールディングス	37,600	2,170.00	81,592,000	
ダイワボウホールディングス	92,400	2,437.00	225,178,800	貸付有価証券 600株
マクニカホールディングス	158,600	1,763.50	279,691,100	貸付有価証券 14,900株
ラクト・ジャパン	8,900	3,410.00	30,349,000	貸付有価証券 3,300株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	28,700	1,325.00	38,027,500	
八洲電機	16,900	1,722.00	29,101,800	貸付有価証券 3,400株
メディアスホールディングス	13,500	962.00	12,987,000	貸付有価証券 6,300株
レスター	17,800	2,350.00	41,830,000	貸付有価証券 100株
TOKAI ホールディングス	113,400	1,004.00	113,853,600	貸付有価証券 200株
三洋貿易	25,700	1,415.00	36,365,500	貸付有価証券 1,300株
ビューティガレージ	5,600	1,543.00	8,640,800	
ウイン・パートナーズ	15,200	1,304.00	19,820,800	貸付有価証券 700株
シップヘルスケアホールディングス	82,500	2,101.00	173,332,500	
明治電機工業	10,400	1,572.00	16,348,800	貸付有価証券 900株
コメダホールディングス	54,600	2,868.00	156,592,800	
アセンテック	8,200	1,306.00	10,709,200	貸付有価証券 3,800株 (1,500株)
フルサト・マルカホールディングス	16,700	2,279.00	38,059,300	貸付有価証券 800株
ヤマエグループホールディングス	22,500	2,424.00	54,540,000	貸付有価証券 400株
小野建	22,300	1,544.00	34,431,200	

佐鳥電機	13,200	1,728.00	22,809,600	貸付有価証券 300株
伯東	10,900	3,750.00	40,875,000	貸付有価証券 2,500株(2,100株)
コンドーテック	16,000	1,456.00	23,296,000	貸付有価証券 100株
ナガイレーベン	26,400	2,215.00	58,476,000	貸付有価証券 100株
三菱食品	19,300	6,320.00	121,976,000	
松田産業	15,900	3,385.00	53,821,500	
第一興商	80,800	1,657.00	133,885,600	貸付有価証券 1,300株
メディパルホールディング ス	226,500	2,475.50	560,700,750	貸付有価証券 600株
S P K	8,500	2,163.00	18,385,500	
萩原電気ホールディング ス	9,000	3,180.00	28,620,000	
アズワン	64,700	2,321.00	150,168,700	貸付有価証券 2,100株
スズデン	11,900	1,708.00	20,325,200	貸付有価証券 2,100株
シモジマ	14,000	1,341.00	18,774,000	
ドウシシャ	19,300	2,282.00	44,042,600	
高速	12,400	2,555.00	31,682,000	貸付有価証券 700株
たけびし	8,900	1,831.00	16,295,900	
リックス	4,800	2,961.00	14,212,800	
丸文	18,600	981.00	18,246,600	貸付有価証券 200株
ハピネット	16,000	5,470.00	87,520,000	
橋本総業ホールディング ス	8,300	1,330.00	11,039,000	貸付有価証券 300株(300株)
日本ライフライン	55,900	1,420.00	79,378,000	貸付有価証券 4,700株
タカショー	16,900	416.00	7,030,400	貸付有価証券 6,300株(1,200株)
I D O M	71,000	1,076.00	76,396,000	貸付有価証券 200株
進和	12,800	3,110.00	39,808,000	貸付有価証券 200株
ダイトロン	9,100	3,440.00	31,304,000	貸付有価証券 200株
シークス	29,800	1,079.00	32,154,200	貸付有価証券 1,200株
オーハシテクニカ	9,700	2,049.00	19,875,300	
白銅	5,900	2,201.00	12,985,900	貸付有価証券 2,700株

伊藤忠商事	1,403,700	7,488.00	10,510,905,600	貸付有価証券 18,200株
丸紅	1,716,000	2,766.50	4,747,314,000	貸付有価証券 17,900株
長瀬産業	93,300	2,653.50	247,571,550	貸付有価証券 400株
蝶理	11,200	3,840.00	43,008,000	貸付有価証券 300株
豊田通商	627,100	3,025.00	1,896,977,500	貸付有価証券 4,100株
三共生興	27,200	658.00	17,897,600	貸付有価証券 300株
兼松	87,300	2,645.00	230,908,500	貸付有価証券 100株
三井物産	3,001,900	2,910.50	8,737,029,950	貸付有価証券 1,200株
日本紙パルプ商事	99,800	633.00	63,173,400	貸付有価証券 5,100株 (4,300株)
カメイ	19,500	2,001.00	39,019,500	貸付有価証券 100株
スターゼン	43,200	1,153.00	49,809,600	
山善	70,300	1,433.00	100,739,900	貸付有価証券 33,000株 (32,500株)
椿本興業	11,500	2,270.00	26,105,000	貸付有価証券 200株
住友商事	1,251,400	3,680.00	4,605,152,000	貸付有価証券 10,200株
内田洋行	7,700	8,190.00	63,063,000	
三菱商事	3,859,300	2,795.50	10,788,673,150	貸付有価証券 50,400株
第一実業	19,300	2,323.00	44,833,900	
キャノンマーケティング ジャパン	41,000	5,456.00	223,696,000	
西華産業	10,000	4,355.00	43,550,000	貸付有価証券 300株
佐藤商事	14,500	1,534.00	22,243,000	
東京産業	21,200	716.00	15,179,200	
ユアサ商事	17,900	4,520.00	80,908,000	
神鋼商事	13,700	1,938.00	26,550,600	
阪和興業	34,400	5,150.00	177,160,000	
正栄食品工業	13,900	4,035.00	56,086,500	貸付有価証券 1,100株
カナデン	14,900	1,534.00	22,856,600	
RYODEN	16,000	2,664.00	42,624,000	貸付有価証券 100株
岩谷産業	207,500	1,457.50	302,431,250	貸付有価証券

				6,500株
極東貿易	12,000	1,582.00	18,984,000	
アステナホールディングス	39,300	484.00	19,021,200	貸付有価証券 100株
三愛オブリ	48,700	1,750.00	85,225,000	貸付有価証券 1,900株
稲畑産業	56,500	3,225.00	182,212,500	貸付有価証券 2,200株
G S I クレオス	11,200	1,934.00	21,660,800	
明和産業	29,800	670.00	19,966,000	貸付有価証券 200株
ワキタ	30,700	1,771.00	54,369,700	貸付有価証券 10,600株
東邦ホールディングス	53,900	4,611.00	248,532,900	貸付有価証券 24,300株 (18,300 株)
サンゲツ	52,400	2,871.00	150,440,400	貸付有価証券 400株
ミツウロコグループホールディングス	25,300	2,090.00	52,877,000	貸付有価証券 700株
シナネンホールディングス	5,300	6,600.00	34,980,000	貸付有価証券 600株
伊藤忠エネクス	51,800	1,646.00	85,262,800	
サンリオ	169,700	5,750.00	975,775,000	貸付有価証券 5,900株
サンワテクノス	9,500	2,257.00	21,441,500	貸付有価証券 100株
新光商事	28,100	911.00	25,599,100	貸付有価証券 300株
トーヨー	8,900	3,175.00	28,257,500	
三信電気	8,400	2,072.00	17,404,800	貸付有価証券 200株
東陽テクニカ	19,300	1,416.00	27,328,800	貸付有価証券 1,500株
モスフードサービス	30,700	3,690.00	113,283,000	貸付有価証券 500株
加賀電子	42,400	2,674.00	113,377,600	貸付有価証券 800株
ソーダニッカ	20,300	1,053.00	21,375,900	貸付有価証券 200株
立花エレテック	12,500	2,507.00	31,337,500	貸付有価証券 100株
フォーバル	8,200	1,332.00	10,922,400	貸付有価証券 3,800株 (100株)
P A L T A C	32,500	4,238.00	137,735,000	
三谷産業	36,500	335.00	12,227,500	貸付有価証券 800株 (300株)
コア商事ホールディング	18,700	678.00	12,678,600	貸付有価証券

グス				8,700株
K P Pグループホールディングス	39,700	674.00	26,757,800	
ヤマタネ	8,400	4,940.00	41,496,000	貸付有価証券 200株
泉州電業	13,700	4,520.00	61,924,000	貸付有価証券 600株
トラスコ中山	43,800	2,000.00	87,600,000	
オートバックスセブン	72,700	1,473.00	107,087,100	貸付有価証券 2,700株
モリト	16,600	1,429.00	23,721,400	貸付有価証券 1,400株
加藤産業	25,800	5,540.00	142,932,000	
イエローハット	70,800	1,534.00	108,607,200	貸付有価証券 2,300株
J Kホールディングス	16,000	1,060.00	16,960,000	
日伝	11,600	2,951.00	34,231,600	貸付有価証券 2,500株
杉本商事	18,500	1,820.00	33,670,000	
因幡電機産業	58,700	3,821.00	224,292,700	
東テク	20,900	2,759.00	57,663,100	貸付有価証券 300株
ミスミグループ本社	315,600	2,018.00	636,880,800	
スズケン	63,900	5,230.00	334,197,000	
ジェコス	12,500	1,143.00	14,287,500	貸付有価証券 1,200株
インターメスティック	15,800	2,310.00	36,498,000	貸付有価証券 1,400株
サンエー	35,400	2,940.00	104,076,000	貸付有価証券 3,400株
カワチ薬品	16,300	2,879.00	46,927,700	貸付有価証券 200株
エービーシー・マート	91,400	2,850.00	260,490,000	貸付有価証券 8,100株
ハードオフコーポレーション	8,200	1,830.00	15,006,000	
アスクル	49,000	1,548.00	75,852,000	貸付有価証券 10,700株
ゲオホールディングス	23,500	1,632.00	38,352,000	
アダストリア	28,800	2,855.00	82,224,000	貸付有価証券 600株 (600株)
くら寿司	24,400	3,120.00	76,128,000	貸付有価証券 11,400株 (400株)
キャンドゥ	7,400	3,610.00	26,714,000	貸付有価証券 3,400株 (700株)
パルグループホールディングス	47,800	3,650.00	174,470,000	貸付有価証券 1,700株

エディオン	90,900	1,930.00	175,437,000	貸付有価証券 900株
サーラコーポレーション	43,900	907.00	39,817,300	
ハローズ	8,300	4,570.00	37,931,000	
フジオフードグループ本社	26,100	1,228.00	32,050,800	貸付有価証券 12,200株
あみやき亭	15,200	1,457.00	22,146,400	貸付有価証券 7,100株
大黒天物産	7,500	7,930.00	59,475,000	貸付有価証券 3,500株 (100株)
ハニーズホールディングス	18,500	1,618.00	29,933,000	貸付有価証券 8,600株
アルペン	20,100	2,338.00	46,993,800	貸付有価証券 9,400株
クオールホールディングス	25,800	1,909.00	49,252,200	貸付有価証券 100株
ジンズホールディングス	14,200	8,700.00	123,540,000	貸付有価証券 6,600株
ビックカメラ	111,100	1,568.00	174,204,800	貸付有価証券 6,700株
DCMホールディングス	108,100	1,345.00	145,394,500	貸付有価証券 700株
Monotaro	296,000	2,953.00	874,088,000	貸付有価証券 4,300株
J. フロント リテイリング	239,600	1,815.00	434,874,000	貸付有価証券 26,100株
ドトール・日レスホールディングス	37,000	2,693.00	99,641,000	
マツキヨココカラ&カンパニー	368,100	2,974.00	1,094,729,400	貸付有価証券 22,200株
ブロンコビリー	12,200	3,610.00	44,042,000	貸付有価証券 5,400株
ZOZO	465,700	1,609.50	749,544,150	貸付有価証券 3,400株
トレジャー・ファクトリー	14,400	1,983.00	28,555,200	貸付有価証券 300株
物語コーポレーション	40,500	3,565.00	144,382,500	貸付有価証券 14,800株
三越伊勢丹ホールディングス	308,700	1,988.50	613,849,950	貸付有価証券 24,200株
Hamee	9,600	1,250.00	12,000,000	
ウエルシアホールディングス	108,300	2,513.00	272,157,900	貸付有価証券 50,700株 (47,600株)
クリエイトSDホールディングス	29,600	3,185.00	94,276,000	貸付有価証券 14,200株 (400株)
シュッピン	20,600	1,095.00	22,557,000	貸付有価証券 700株
オイシックス・ラ・大地	33,700	1,597.00	53,818,900	貸付有価証券

				11,600株(7,100株)
ネクステージ	47,700	1,594.00	76,033,800	貸付有価証券 22,100株
ジョイフル本田	57,900	2,022.00	117,073,800	貸付有価証券 27,200株
エターナルホスピタリティグループ	8,600	2,891.00	24,862,600	貸付有価証券 3,600株(3,000株)
ホットランドホールディングス	16,000	2,198.00	35,168,000	貸付有価証券 7,500株
すかいらくホールディングス	285,400	3,033.00	865,618,200	貸付有価証券 131,500株
SFPホールディングス	11,800	2,169.00	25,594,200	貸付有価証券 100株(100株)
綿半ホールディングス	16,200	1,594.00	25,822,800	
ヨシックスホールディングス	6,900	2,669.00	18,416,100	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	89,200	909.00	81,082,800	貸付有価証券 20,200株
BEENOS	13,100	3,990.00	52,269,000	貸付有価証券 400株(100株)
あさひ	17,400	1,385.00	24,099,000	貸付有価証券 4,000株
日本調剤	13,700	3,135.00	42,949,500	貸付有価証券 6,400株
コスモス薬品	41,300	8,847.00	365,381,100	貸付有価証券 3,400株(400株)
セブン&アイ・ホールディングス	2,306,700	2,298.50	5,301,949,950	貸付有価証券 37,700株
クリエイト・レストランツ・ホールディング	157,100	1,400.00	219,940,000	貸付有価証券 68,600株
ツルハホールディングス	36,600	11,380.00	416,508,000	貸付有価証券 17,200株(11,700株)
サンマルクホールディングス	20,500	2,527.00	51,803,500	貸付有価証券 300株
トリドールホールディングス	58,700	4,410.00	258,867,000	貸付有価証券 23,600株
TOKYO BASE	22,500	282.00	6,345,000	貸付有価証券 2,700株(2,200株)
JMホールディングス	15,000	2,503.00	37,545,000	
アレンザホールディングス	15,600	1,042.00	16,255,200	貸付有価証券 6,400株
串カツ田中ホールディングス	6,300	1,408.00	8,870,400	貸付有価証券 2,900株
バロックジャパンリミテッド	24,400	730.00	17,812,000	貸付有価証券 2,100株(1,700株)
クスリのアオキホールディングス	54,300	3,578.00	194,285,400	貸付有価証券 25,500株
力の源ホールディングス	15,700	1,334.00	20,943,800	貸付有価証券

				7,300株(3,600株)
FOOD & LIFE COMPANIE	119,900	5,732.00	687,266,800	貸付有価証券 1,100株
メディカルシステムネッ トワーク	20,400	449.00	9,159,600	
ノジマ	68,100	2,930.00	199,533,000	貸付有価証券 500株
カッパ・クリエイト	32,800	1,514.00	49,659,200	貸付有価証券 15,400株(1,100株)
良品計画	227,900	4,889.00	1,114,203,100	貸付有価証券 5,700株
アドヴァングループ	16,700	853.00	14,245,100	貸付有価証券 1,700株
アルビス	6,800	2,965.00	20,162,000	
G-7ホールディングス	22,800	1,418.00	32,330,400	貸付有価証券 800株
イオン北海道	51,400	895.00	46,003,000	貸付有価証券 22,100株(200株)
コジマ	34,500	1,097.00	37,846,500	貸付有価証券 16,200株
コーナン商事	23,000	3,835.00	88,205,000	
エコス	7,700	2,447.00	18,841,900	
ワタミ	25,200	1,074.00	27,064,800	貸付有価証券 500株
パン・パシフィック・イ ンターナショナルホ	421,900	4,491.00	1,894,752,900	貸付有価証券 2,400株
西松屋チェーン	46,200	2,155.00	99,561,000	貸付有価証券 21,500株
ゼンショーホールディン グス	118,600	8,830.00	1,047,238,000	貸付有価証券 900株
幸楽苑	18,100	1,039.00	18,805,900	貸付有価証券 7,600株
サイゼリヤ	27,000	4,760.00	128,520,000	貸付有価証券 1,800株
V Tホールディングス	81,400	516.00	42,002,400	貸付有価証券 1,500株
魚力	7,300	2,445.00	17,848,500	貸付有価証券 3,400株
フジ・コーポレーション	9,500	1,998.00	18,981,000	貸付有価証券 1,600株
ユナイテッドアローズ	22,300	2,141.00	47,744,300	
ハイデイ日高	33,800	3,135.00	105,963,000	貸付有価証券 200株
コロワイド	117,900	1,832.00	215,992,800	貸付有価証券 54,100株(700株)
壺番屋	82,500	943.00	77,797,500	貸付有価証券 3,500株(1,900株)
スギホールディングス	112,200	3,117.00	349,727,400	貸付有価証券

				600株
薬王堂ホールディングス	10,200	2,015.00	20,553,000	貸付有価証券 100株
ダブルユー	5,600	1,353.00	7,576,800	貸付有価証券 1,900株(1,900株)
スクロール	30,500	1,066.00	32,513,000	
ヨンドシーホールディングス	19,800	1,768.00	35,006,400	貸付有価証券 200株
木曾路	31,600	2,418.00	76,408,800	貸付有価証券 10,400株(1,800株)
SRSホールディングス	34,400	1,211.00	41,658,400	貸付有価証券 16,000株
千趣会	42,300	272.00	11,505,600	貸付有価証券 7,400株
リテールパートナーズ	31,000	1,411.00	43,741,000	
上新電機	20,700	2,312.00	47,858,400	
日本瓦斯	99,900	2,570.00	256,743,000	貸付有価証券 1,300株
ロイヤルホールディングス	36,800	2,620.00	96,416,000	貸付有価証券 17,600株(400株)
チヨダ	19,900	1,187.00	23,621,300	
ライフコーポレーション	43,800	2,093.00	91,673,400	貸付有価証券 3,700株
リンガーハット	26,900	2,259.00	60,767,100	貸付有価証券 8,000株
MrMaxHD	26,300	675.00	17,752,500	貸付有価証券 400株(200株)
AOKIホールディングス	44,800	1,481.00	66,348,800	
オークワ	31,000	942.00	29,202,000	貸付有価証券 2,200株(800株)
コメリ	28,100	3,005.00	84,440,500	貸付有価証券 200株
青山商事	44,600	2,037.00	90,850,200	
しまむら	49,000	9,665.00	473,585,000	
高島屋	279,500	1,125.00	314,437,500	貸付有価証券 101,500株(68,100株)
松屋	35,400	957.00	33,877,800	貸付有価証券 3,500株(1,900株)
エイチ・ツー・オー リテイリング	101,600	1,933.00	196,392,800	
近鉄百貨店	11,900	1,928.00	22,943,200	貸付有価証券 500株
丸井グループ	138,600	2,899.00	401,801,400	貸付有価証券 1,100株
アクシアル リテイリング	57,000	1,091.00	62,187,000	

イオン	772,200	4,384.00	3,385,324,800	貸付有価証券 81,400株
イズミ	31,700	3,318.00	105,180,600	貸付有価証券 200株
平和堂	34,200	2,688.00	91,929,600	貸付有価証券 14,400株
フジ	38,500	2,134.00	82,159,000	貸付有価証券 16,200株
ヤオコー	24,700	9,814.00	242,405,800	
ゼビオホールディングス	28,300	1,178.00	33,337,400	貸付有価証券 2,400株
ケーズホールディングス	129,200	1,354.50	175,001,400	貸付有価証券 200株
シルバーライフ	5,600	746.00	4,177,600	貸付有価証券 700株
Genky Drug Stores	18,300	3,625.00	66,337,500	貸付有価証券 600株
ブックオフグループホールディングス	15,200	1,491.00	22,663,200	貸付有価証券 7,200株 (100株)
ギフトホールディングス	10,300	3,435.00	35,380,500	貸付有価証券 1,800株
アインホールディングス	20,900	5,497.00	114,887,300	貸付有価証券 2,800株
Genki Global Dining	11,800	4,055.00	47,849,000	貸付有価証券 200株
ヤマダホールディングス	642,200	439.60	282,311,120	貸付有価証券 3,700株
アークランズ	62,100	1,690.00	104,949,000	貸付有価証券 25,900株
ニトリホールディングス	76,000	17,055.00	1,296,180,000	貸付有価証券 500株
グルメ杵屋	16,900	1,002.00	16,933,800	貸付有価証券 7,900株
ケーユーホールディングス	12,200	1,105.00	13,481,000	
吉野家ホールディングス	81,700	3,182.00	259,969,400	貸付有価証券 38,300株
松屋フーズホールディングス	9,800	5,920.00	58,016,000	貸付有価証券 200株
サガミホールディングス	33,500	1,733.00	58,055,500	貸付有価証券 100株
王将フードサービス	41,200	3,450.00	142,140,000	貸付有価証券 500株
ミニストップ	17,300	1,863.00	32,229,900	貸付有価証券 8,100株
アークス	35,100	2,950.00	103,545,000	貸付有価証券 200株
バローホールディングス	39,800	2,563.00	102,007,400	貸付有価証券 400株 (200株)

ベルク	10,400	7,220.00	75,088,000	
大庄	14,100	1,128.00	15,904,800	貸付有価証券 2,100株
ファーストリテイリング	140,900	48,660.00	6,856,194,000	貸付有価証券 300株
サンドラッグ	70,500	4,866.00	343,053,000	貸付有価証券 500株
サックスバー ホールディングス	19,800	858.00	16,988,400	貸付有価証券 400株
ベルーナ	50,200	940.00	47,188,000	貸付有価証券 400株
いよぎんホールディングス	254,400	1,594.00	405,513,600	貸付有価証券 4,100株
しずおかフィナンシャルグループ	428,200	1,574.50	674,200,900	貸付有価証券 3,000株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	163,600	1,582.00	258,815,200	貸付有価証券 3,400株
楽天銀行	90,100	5,600.00	504,560,000	貸付有価証券 1,000株
京都フィナンシャルグループ	244,700	2,504.00	612,728,800	貸付有価証券 6,900株
めぶきフィナンシャルグループ	947,000	686.20	649,831,400	貸付有価証券 29,200株
東京きらぼしフィナンシャルグループ	24,900	5,460.00	135,954,000	
九州フィナンシャルグループ	342,000	696.80	238,305,600	貸付有価証券 4,200株
ゆうちょ銀行	1,596,100	1,482.50	2,366,218,250	貸付有価証券 33,200株
富山第一銀行	61,700	1,084.00	66,882,800	貸付有価証券 3,700株 (100株)
コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,013,700	925.10	937,773,870	貸付有価証券 19,900株
西日本フィナンシャルホールディングス	118,800	2,141.00	254,350,800	貸付有価証券 4,700株
三十三フィナンシャルグループ	17,400	2,721.00	47,345,400	貸付有価証券 400株
第四北越フィナンシャルグループ	61,000	3,265.00	199,165,000	貸付有価証券 14,700株
ひろぎんホールディングス	273,500	1,234.00	337,499,000	貸付有価証券 4,300株
おきなわフィナンシャルグループ	15,300	2,750.00	42,075,000	貸付有価証券 400株
十六フィナンシャルグループ	27,300	4,830.00	131,859,000	貸付有価証券 100株
北國フィナンシャルホールディングス	19,000	4,910.00	93,290,000	貸付有価証券 600株 (100株)
プロクレアホールディングス	22,200	1,607.00	35,675,400	貸付有価証券 1,400株 (400株)

あいちフィナンシャルグループ	36,300	2,704.00	98,155,200	貸付有価証券 400株
あおぞら銀行	134,100	1,962.50	263,171,250	貸付有価証券 39,000株
三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,469,000	1,839.50	22,936,725,500	貸付有価証券 73,200株
りそなホールディングス	2,383,900	1,162.50	2,771,283,750	貸付有価証券 18,700株
三井住友トラストグループ	692,100	3,551.00	2,457,647,100	貸付有価証券 14,300株
三井住友フィナンシャルグループ	4,013,600	3,456.00	13,871,001,600	貸付有価証券 3,700株
千葉銀行	594,500	1,261.00	749,664,500	貸付有価証券 1,800株
群馬銀行	329,500	1,190.50	392,269,750	貸付有価証券 26,200株
武蔵野銀行	29,600	3,250.00	96,200,000	
千葉興業銀行	45,900	1,236.00	56,732,400	貸付有価証券 1,800株
筑波銀行	85,300	245.00	20,898,500	貸付有価証券 15,600株 (4,600株)
七十七銀行	62,200	4,860.00	302,292,000	貸付有価証券 100株
秋田銀行	13,000	2,902.00	37,726,000	
山形銀行	21,400	1,305.00	27,927,000	貸付有価証券 200株
岩手銀行	12,300	2,997.00	36,863,100	
東邦銀行	223,600	345.00	77,142,000	貸付有価証券 35,300株 (4,600株)
ふくおかフィナンシャルグループ	169,300	3,882.00	657,222,600	貸付有価証券 1,200株
スルガ銀行	130,900	1,229.00	160,876,100	貸付有価証券 27,400株 (1,600株)
八十二銀行	437,300	1,154.00	504,644,200	貸付有価証券 17,200株
山梨中央銀行	21,800	2,137.00	46,586,600	貸付有価証券 400株
大垣共立銀行	37,000	2,426.00	89,762,000	貸付有価証券 200株
福井銀行	17,400	1,713.00	29,806,200	貸付有価証券 400株
清水銀行	7,700	1,377.00	10,602,900	貸付有価証券 800株
滋賀銀行	29,400	6,100.00	179,340,000	貸付有価証券 1,100株
南都銀行	29,200	4,010.00	117,092,000	貸付有価証券 200株
百五銀行	182,900	705.00	128,944,500	貸付有価証券 18,300株

紀陽銀行	69,500	2,472.00	171,804,000	貸付有価証券 3,500株
ほくほくフィナンシャル グループ	109,300	2,757.00	301,340,100	貸付有価証券 2,400株
山陰合同銀行	121,600	1,275.00	155,040,000	貸付有価証券 600株
百十四銀行	19,000	3,685.00	70,015,000	
四国銀行	28,200	1,148.00	32,373,600	貸付有価証券 600株
阿波銀行	26,600	2,707.00	72,006,200	貸付有価証券 200株
大分銀行	11,300	3,565.00	40,284,500	貸付有価証券 100株
宮崎銀行	12,300	3,305.00	40,651,500	
佐賀銀行	11,200	2,121.00	23,755,200	
琉球銀行	44,500	1,158.00	51,531,000	貸付有価証券 600株
セブン銀行	696,300	256.30	178,461,690	貸付有価証券 71,000株 (2,500株)
みずほフィナンシャルグ ループ	2,597,400	3,698.00	9,605,185,200	貸付有価証券 4,600株
山口フィナンシャルグル ープ	190,600	1,526.00	290,855,600	貸付有価証券 1,800株
名古屋銀行	12,100	7,860.00	95,106,000	
北洋銀行	265,100	517.00	137,056,700	貸付有価証券 4,900株
愛媛銀行	28,400	1,037.00	29,450,800	貸付有価証券 1,100株
京葉銀行	87,300	879.00	76,736,700	貸付有価証券 1,000株
栃木銀行	89,000	357.00	31,773,000	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
北日本銀行	6,800	3,120.00	21,216,000	貸付有価証券 600株
東和銀行	35,700	731.00	26,096,700	貸付有価証券 2,400株
トモニホールディングス	185,700	557.00	103,434,900	貸付有価証券 3,200株
フィデアホールディング ス	20,100	1,486.00	29,868,600	貸付有価証券 1,300株
池田泉州ホールディング ス	269,600	474.00	127,790,400	貸付有価証券 47,100株 (31,200 株)
F P G	62,400	2,317.00	144,580,800	貸付有価証券 700株
ジャパンインベストメン トアドバイザー	31,500	1,681.00	52,951,500	貸付有価証券 2,200株
S B I ホールディングス	313,100	3,897.00	1,220,150,700	貸付有価証券 4,000株

ジャフコ グループ	57,900	2,444.50	141,536,550	
大和証券グループ本社	1,389,900	951.30	1,322,211,870	貸付有価証券 46,400株
野村ホールディングス	3,268,800	841.20	2,749,714,560	貸付有価証券 52,800株
岡三証券グループ	153,600	673.00	103,372,800	貸付有価証券 10,300株 (500株)
丸三証券	64,700	877.00	56,741,900	貸付有価証券 24,000株 (6,400株)
東洋証券	49,100	452.00	22,193,200	貸付有価証券 19,500株 (5,200株)
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	230,800	468.00	108,014,400	貸付有価証券 19,100株
水戸証券	53,300	538.00	28,675,400	貸付有価証券 4,700株 (200株)
いちよし証券	39,200	794.00	31,124,800	貸付有価証券 2,000株 (700株)
松井証券	133,900	726.00	97,211,400	貸付有価証券 16,100株
マネックスグループ	187,200	689.00	128,980,800	貸付有価証券 4,000株
極東証券	24,200	1,421.00	34,388,200	貸付有価証券 9,000株 (200株)
岩井コスモホールディングス	22,200	2,096.00	46,531,200	貸付有価証券 100株
アイザワ証券グループ	23,300	1,253.00	29,194,900	貸付有価証券 10,000株 (1,300株)
スパークス・グループ	21,500	1,525.00	32,787,500	貸付有価証券 700株
かんぽ生命保険	226,200	2,849.00	644,443,800	貸付有価証券 5,700株
F P パートナー	8,500	2,504.00	21,284,000	貸付有価証券 4,000株 (400株)
S O M P Oホールディングス	950,300	4,778.00	4,540,533,400	貸付有価証券 1,000株
アニコム ホールディングス	60,800	661.00	40,188,800	貸付有価証券 500株
MS&ADインシュアランスグループホール	1,424,500	3,314.00	4,720,793,000	貸付有価証券 4,700株
第一生命ホールディングス	3,550,400	1,075.00	3,816,680,000	貸付有価証券 15,400株
東京海上ホールディングス	1,855,600	5,932.00	11,007,419,200	貸付有価証券 2,000株
T & Dホールディングス	521,900	3,106.00	1,621,021,400	
全国保証	101,700	3,230.00	328,491,000	貸付有価証券 800株
ジェイリース	14,600	1,430.00	20,878,000	貸付有価証券 100株
S B I アルヒ	19,800	765.00	15,147,000	貸付有価証券

				3,800株
プレミアムグループ	32,900	2,169.00	71,360,100	貸付有価証券 400株
ネットプロテクションズ ホールディングス	66,000	473.00	31,218,000	貸付有価証券 3,800株
クレディセゾン	123,200	3,484.00	429,228,800	貸付有価証券 5,000株
芙蓉総合リース	53,600	4,019.00	215,418,400	
みずほリース	146,000	1,091.00	159,286,000	貸付有価証券 1,200株
東京センチュリー	145,300	1,555.50	226,014,150	貸付有価証券 4,900株
日本証券金融	71,400	1,719.00	122,736,600	貸付有価証券 800株(700株)
アイフル	321,900	413.00	132,944,700	貸付有価証券 100株
リコーリース	18,400	5,400.00	99,360,000	貸付有価証券 2,600株
イオンフィナンシャルサ ービス	111,600	1,287.00	143,629,200	貸付有価証券 4,400株
アコム	462,500	419.60	194,065,000	貸付有価証券 3,800株
ジャックス	23,300	3,860.00	89,938,000	貸付有価証券 1,300株(800株)
オリエントコーポレーシ ョン	63,400	822.00	52,114,800	貸付有価証券 5,800株
オリックス	1,115,800	2,947.00	3,288,262,600	貸付有価証券 6,400株
三菱HCキャピタル	974,400	1,017.00	990,964,800	貸付有価証券 8,600株
日本取引所グループ	1,156,400	1,684.50	1,947,955,800	貸付有価証券 15,000株
イー・ギャランティ	31,800	1,790.00	56,922,000	
NECキャピタルソリュ ーション	9,500	4,010.00	38,095,000	貸付有価証券 300株
r o b o t h o m e	53,800	168.00	9,038,400	貸付有価証券 25,200株
大東建託	66,200	16,300.00	1,079,060,000	
いちご	164,500	388.00	63,826,000	貸付有価証券 900株
日本駐車場開発	231,400	245.00	56,693,000	貸付有価証券 400株
スター・マイカ・ホール ディングス	20,100	967.00	19,436,700	
S R Eホールディングス	7,200	3,630.00	26,136,000	
ヒューリック	453,400	1,546.50	701,183,100	貸付有価証券 32,700株
野村不動産ホールディン	609,400	878.10	535,114,140	貸付有価証券

グス				24,800株
三重交通グループホールディングス	41,600	497.00	20,675,200	貸付有価証券 19,500株
ディア・ライフ	29,800	1,134.00	33,793,200	貸付有価証券 100株
地主	17,200	2,132.00	36,670,400	
JPMC	11,200	1,178.00	13,193,600	
フージャースホールディングス	30,000	1,245.00	37,350,000	貸付有価証券 200株
オープンハウスグループ	62,400	6,289.00	392,433,600	貸付有価証券 1,100株
東急不動産ホールディングス	584,400	1,089.00	636,411,600	貸付有価証券 28,400株
飯田グループホールディングス	186,200	2,265.00	421,743,000	貸付有価証券 8,500株
And Doホールディングス	11,800	1,333.00	15,729,400	貸付有価証券 5,500株
シーアールイー	10,800	1,696.00	18,316,800	貸付有価証券 2,200株 (900株)
ケイアイスター不動産	10,500	5,070.00	53,235,000	貸付有価証券 100株
グッドコムアセット	15,800	1,253.00	19,797,400	貸付有価証券 7,500株 (2,400株)
ジェイ・エス・ビー	8,100	3,600.00	29,160,000	貸付有価証券 300株
ロードスターキャピタル	11,100	2,625.00	29,137,500	貸付有価証券 1,000株
霞ヶ関キャピタル	8,000	12,600.00	100,800,000	貸付有価証券 2,700株
パーク24	151,500	2,033.00	307,999,500	貸付有価証券 22,100株 (10,700株)
パラカ	5,400	1,858.00	10,033,200	
三井不動産	2,669,400	1,455.00	3,883,977,000	貸付有価証券 11,200株
三菱地所	1,107,800	2,533.00	2,806,057,400	
平和不動産	31,500	4,545.00	143,167,500	
東京建物	169,800	2,621.00	445,045,800	
京阪神ビルディング	32,400	1,556.00	50,414,400	貸付有価証券 200株
住友不動産	316,200	5,479.00	1,732,459,800	貸付有価証券 13,500株
テーオーシー	34,600	675.00	23,355,000	貸付有価証券 100株
レオパレス21	170,200	552.00	93,950,400	
スターツコーポレーション	31,900	4,190.00	133,661,000	

フジ住宅	24,500	687.00	16,831,500	貸付有価証券 400株 (300株)
空港施設	27,400	764.00	20,933,600	
明和地所	15,600	949.00	14,804,400	貸付有価証券 200株 (200株)
ゴールドクレスト	13,200	3,310.00	43,692,000	貸付有価証券 100株
エスリード	9,100	4,725.00	42,997,500	貸付有価証券 600株
日神グループホールディングス	31,200	501.00	15,631,200	貸付有価証券 100株
日本エスコン	50,900	1,029.00	52,376,100	貸付有価証券 1,100株
MIRARTHホールディングス	113,900	515.00	58,658,500	貸付有価証券 500株
イオンモール	117,600	2,826.00	332,337,600	
カチタス	52,200	2,323.00	121,260,600	貸付有価証券 800株
トーセイ	32,300	2,535.00	81,880,500	貸付有価証券 600株
サンフロンティア不動産	32,400	2,208.00	71,539,200	
FJネクストホールディングス	20,500	1,238.00	25,379,000	貸付有価証券 1,700株
グランディハウス	18,200	552.00	10,046,400	貸付有価証券 200株
日本空港ビルデング	68,700	4,378.00	300,768,600	貸付有価証券 2,500株
LIFULL	59,500	152.00	9,044,000	貸付有価証券 10,500株
MIXI	38,100	3,130.00	119,253,000	貸付有価証券 500株
ジェイエシーリクルートメント	73,300	826.00	60,545,800	貸付有価証券 100株
日本M&Aセンターホールディングス	298,400	627.20	187,156,480	貸付有価証券 30,100株
メンバーズ	7,900	1,232.00	9,732,800	貸付有価証券 300株 (300株)
UTグループ	26,500	2,002.00	53,053,000	
アイティメディア	10,900	1,569.00	17,102,100	貸付有価証券 3,100株 (400株)
ケアネット	41,500	746.00	30,959,000	貸付有価証券 2,000株
E・Jホールディングス	11,900	1,628.00	19,373,200	
オープンアップグループ	67,800	1,777.00	120,480,600	
コシダカホールディングス	55,700	1,030.00	57,371,000	貸付有価証券 26,100株
パソナグループ	24,600	2,188.00	53,824,800	貸付有価証券 11,500株 (7,200株)

リンクアンドモチベーション	48,300	598.00	28,883,400	貸付有価証券 2,700株
エス・エム・エス	77,500	1,370.50	106,213,750	貸付有価証券 200株
パーソルホールディングス	1,849,700	267.90	495,534,630	貸付有価証券 600株
クックパッド	55,500	164.00	9,102,000	貸付有価証券 26,000株 (1,200株)
学情	10,300	1,714.00	17,654,200	貸付有価証券 500株 (500株)
スタジオアリス	10,100	2,109.00	21,300,900	貸付有価証券 4,700株 (200株)
N J S	5,000	3,945.00	19,725,000	貸付有価証券 2,300株
総合警備保障	338,900	1,161.50	393,632,350	貸付有価証券 400株
カカクコム	146,300	2,576.50	376,941,950	貸付有価証券 7,200株
セントケア・ホールディング	12,900	778.00	10,036,200	貸付有価証券 200株
ルネサンス	15,800	1,022.00	16,147,600	貸付有価証券 5,200株
ディップ	35,500	2,160.00	76,680,000	貸付有価証券 16,600株 (9,300株)
デジタルホールディングス	10,300	1,460.00	15,038,000	貸付有価証券 800株
新日本科学	21,500	1,304.00	28,036,000	
エムスリー	400,900	1,912.50	766,721,250	貸付有価証券 12,400株 (2,200株)
ワールドホールディングス	8,000	2,039.00	16,312,000	貸付有価証券 800株
ディー・エヌ・エー	81,100	3,035.00	246,138,500	貸付有価証券 37,600株 (9,200株)
博報堂D Yホールディングス	230,000	1,110.00	255,300,000	
ぐるなび	37,800	266.00	10,054,800	貸付有価証券 1,600株 (100株)
タカミヤ	27,500	384.00	10,560,000	貸付有価証券 700株
ファンコミュニケーションズ	24,400	429.00	10,467,600	貸付有価証券 2,500株
ライク	10,600	1,494.00	15,836,400	貸付有価証券 5,000株 (100株)
エスプール	64,100	306.00	19,614,600	貸付有価証券 2,900株
WDBホールディングス	10,400	2,140.00	22,256,000	貸付有価証券 100株
アドウェイズ	24,800	306.00	7,588,800	貸付有価証券 800株 (500株)

バリューコマース	17,800	764.00	13,599,200	
インフォマート	191,500	384.00	73,536,000	貸付有価証券 23,400株(4,500株)
J Pホールディングス	51,900	624.00	32,385,600	貸付有価証券 200株
C Lホールディングス	4,900	806.00	3,949,400	貸付有価証券 2,300株(100株)
プレステージ・インター ナショナル	95,000	640.00	60,800,000	貸付有価証券 800株
プロトコーポレーション	21,700	2,096.00	45,483,200	貸付有価証券 800株
アミューズ	12,400	1,615.00	20,026,000	貸付有価証券 100株(100株)
ドリームインキュベータ	4,900	3,365.00	16,488,500	貸付有価証券 2,300株(800株)
クイック	13,900	2,127.00	29,565,300	貸付有価証券 200株
電通グループ	215,800	3,076.00	663,800,800	貸付有価証券 5,400株
テイクアンドギヴ・ニ ーズ	9,700	912.00	8,846,400	
ぴあ	6,900	2,714.00	18,726,600	貸付有価証券 200株(100株)
イオンファンタジー	8,800	2,605.00	22,924,000	貸付有価証券 4,000株
シーティーエス	27,900	823.00	22,961,700	貸付有価証券 900株
H. U. グループホール ディングス	59,400	2,849.00	169,230,600	貸付有価証券 2,400株
アルプス技研	16,800	2,765.00	46,452,000	貸付有価証券 100株
日本空調サービス	21,800	1,029.00	22,432,200	貸付有価証券 1,700株
オリエンタルランド	1,195,900	3,294.00	3,939,294,600	貸付有価証券 102,900株
ダスキン	42,500	3,800.00	161,500,000	貸付有価証券 400株
明光ネットワークジャ パン	26,700	734.00	19,597,800	貸付有価証券 7,900株(2,000株)
ファルコホールディン グス	8,000	2,352.00	18,816,000	
ラウンドワン	191,600	964.00	184,702,400	
リゾートトラスト	160,200	1,497.00	239,819,400	貸付有価証券 3,600株
ビー・エム・エル	25,000	2,900.00	72,500,000	
リソー教育	126,800	238.00	30,178,400	貸付有価証券 29,000株
早稲田アカデミー	11,200	2,282.00	25,558,400	貸付有価証券 5,200株

ユー・エス・エス	417,300	1,449.50	604,876,350	
東京個別指導学院	24,000	304.00	7,296,000	貸付有価証券 800株
サイバーエージェント	411,200	1,254.50	515,850,400	貸付有価証券 1,100株
楽天グループ	1,433,100	884.20	1,267,147,020	貸付有価証券 39,600株
クリーク・アンド・リバー社	10,200	1,490.00	15,198,000	貸付有価証券 100株
SBIグローバルアセットマネジメント	39,700	649.00	25,765,300	貸付有価証券 4,200株(100株)
テー・オー・ダブリュー	36,100	319.00	11,515,900	貸付有価証券 3,100株
GMOインターネット	4,900	2,875.00	14,087,500	貸付有価証券 2,300株(200株)
山田コンサルティンググループ	10,300	1,649.00	16,984,700	
セントラルスポーツ	7,600	2,413.00	18,338,800	貸付有価証券 3,500株
フルキャストホールディングス	15,600	1,753.00	27,346,800	貸付有価証券 700株
エン・ジャパン	33,000	1,718.00	56,694,000	貸付有価証券 100株
テクノプロ・ホールディングス	123,400	3,341.00	412,279,400	貸付有価証券 400株
アイ・アールジャパンホールディングス	10,500	753.00	7,906,500	貸付有価証券 700株
Keeper 技研	12,500	4,315.00	53,937,500	貸付有価証券 5,600株(1,100株)
Gunosy	16,100	607.00	9,772,700	貸付有価証券 200株
イー・ガーディアン	6,200	2,169.00	13,447,800	貸付有価証券 100株
ジャパンマテリアル	62,100	1,296.00	80,481,600	貸付有価証券 17,700株
ベクトル	27,700	914.00	25,317,800	貸付有価証券 1,100株
チャーム・ケア・コーポレーション	16,900	1,262.00	21,327,800	貸付有価証券 2,100株
キャリアリンク	7,400	2,163.00	16,006,200	貸付有価証券 2,100株
I B J	15,500	773.00	11,981,500	貸付有価証券 7,200株
アサンテ	10,000	1,632.00	16,320,000	貸付有価証券 100株
バリューHR	18,200	1,604.00	29,192,800	貸付有価証券 8,500株(100株)
M&Aキャピタルパートナーズ	16,400	2,753.00	45,149,200	貸付有価証券 2,300株

ライドオンエクスプレス ホールディングス	8,100	1,007.00	8,156,700	貸付有価証券 100株
シグマクス・ホールデ ィングス	59,100	1,081.00	63,887,100	
ウィルグループ	17,000	970.00	16,490,000	
メドピア	16,200	471.00	7,630,200	貸付有価証券 100株
リクルートホールディ ングス	1,500,500	8,337.00	12,509,668,500	貸付有価証券 1,000株
エラン	26,800	785.00	21,038,000	貸付有価証券 2,800株
日本郵政	2,272,300	1,412.50	3,209,623,750	貸付有価証券 61,900株
ベルシステム24ホール ディングス	21,800	1,254.00	27,337,200	貸付有価証券 3,000株
鎌倉新書	17,300	478.00	8,269,400	貸付有価証券 6,900株 (6,800株)
エアトリ	16,500	973.00	16,054,500	貸付有価証券 6,900株 (200株)
アトラエ	15,700	726.00	11,398,200	貸付有価証券 6,800株 (6,800株)
ストライク	10,000	3,580.00	35,800,000	貸付有価証券 600株
ソラスト	55,900	435.00	24,316,500	貸付有価証券 8,300株
セラク	6,100	1,489.00	9,082,900	
インソース	44,000	937.00	41,228,000	貸付有価証券 3,300株
ベイカレント	149,100	8,143.00	1,214,121,300	貸付有価証券 500株
Orchestra H oldings	4,400	793.00	3,489,200	貸付有価証券 700株 (700株)
アイモバイル	30,000	544.00	16,320,000	貸付有価証券 3,000株
MS-Japan	11,100	928.00	10,300,800	貸付有価証券 1,700株 (700株)
ジャパンエレベーターサ ービスホールディ ン	78,900	3,240.00	255,636,000	貸付有価証券 400株
エル・ティー・エス	2,800	2,157.00	6,039,600	
ミダックホールディ ングス	12,300	2,233.00	27,465,900	貸付有価証券 300株
キュービーネットホール ディングス	11,600	1,103.00	12,794,800	貸付有価証券 5,400株
オープングループ	32,300	301.00	9,722,300	貸付有価証券 400株 (300株)
マネジメントソリューシ ョンズ	9,900	1,928.00	19,087,200	貸付有価証券 4,600株
プロレド・パートナーズ	5,000	416.00	2,080,000	貸付有価証券 1,100株 (700株)

フロンティア・マネジ メント	6,100	741.00	4,520,100	貸付有価証券 2,800株(100株)
アンビスホールディン グス	43,400	440.00	19,096,000	貸付有価証券 2,900株
カーブスホールディン グス	55,400	689.00	38,170,600	貸付有価証券 700株
フォーラムエンジニア リング	23,700	1,075.00	25,477,500	貸付有価証券 2,000株
F a s t F i t n e s s J a p a n	6,900	1,469.00	10,136,100	
M a c b e e P l a n e t	7,600	3,010.00	22,876,000	貸付有価証券 2,100株
ダイレクトマーケティ ングミックス	24,600	243.00	5,977,800	貸付有価証券 400株
ポピンズ	3,800	1,173.00	4,457,400	貸付有価証券 200株
L I T A L I C O	18,400	1,323.00	24,343,200	貸付有価証券 1,200株
リログループ	112,900	1,733.00	195,655,700	
東祥	17,000	550.00	9,350,000	貸付有価証券 400株
ビーウィズ	5,200	1,709.00	8,886,800	貸付有価証券 2,400株(600株)
サンウェルズ	10,400	531.00	5,522,400	貸付有価証券 4,900株(4,900株)
T R E ホールディン グス	46,600	1,564.00	72,882,400	貸付有価証券 200株
人・夢・技術グループ	8,300	1,792.00	14,873,600	
N I S S O ホールディ ングス	17,600	690.00	12,144,000	貸付有価証券 8,200株
大栄環境	44,200	3,025.00	133,705,000	貸付有価証券 1,700株(400株)
G E N O V A	9,200	1,015.00	9,338,000	貸付有価証券 300株
日本管財ホールディ ングス	21,300	2,729.00	58,127,700	
M & A 総研ホールディ ングス	26,300	1,314.00	34,558,200	貸付有価証券 11,600株(6,300株)
エイチ・アイ・エス	64,800	1,619.00	104,911,200	貸付有価証券 4,900株(2,900株)
ラックランド	8,400	1,691.00	14,204,400	貸付有価証券 1,500株(100株)
共立メンテナンス	63,700	3,293.00	209,764,100	貸付有価証券 29,900株(13,500 株)
イチネンホールディ ングス	19,700	1,649.00	32,485,300	貸付有価証券 300株
建設技術研究所	20,900	2,461.00	51,434,900	
スペース	14,700	1,141.00	16,772,700	貸付有価証券

				1,600株
燦ホールディングス	17,000	1,450.00	24,650,000	
スバル興業	7,900	3,340.00	26,386,000	貸付有価証券 400株(400株)
タナベコンサルティング グループ	16,900	771.00	13,029,900	
ナガワ	5,400	6,300.00	34,020,000	貸付有価証券 2,500株
東京都競馬	14,900	4,300.00	64,070,000	
カナモト	31,500	3,165.00	99,697,500	貸付有価証券 3,600株
ニシオホールディングス	16,800	3,880.00	65,184,000	
トランス・コスモス	25,900	3,275.00	84,822,500	
乃村工藝社	88,500	856.00	75,756,000	貸付有価証券 4,700株
藤田観光	9,000	9,180.00	82,620,000	
KN T - C Tホールディ ングス	12,100	1,234.00	14,931,400	貸付有価証券 400株(100株)
トーカイ	18,000	2,171.00	39,078,000	
セコム	413,200	5,474.00	2,261,856,800	
セントラル警備保障	10,900	2,603.00	28,372,700	貸付有価証券 100株
丹青社	42,900	1,045.00	44,830,500	貸付有価証券 2,800株
メイテックグループホー ルディングス	74,800	3,085.00	230,758,000	貸付有価証券 5,100株
応用地質	18,300	2,681.00	49,062,300	貸付有価証券 300株
船井総研ホールディ ングス	40,600	2,348.00	95,328,800	
学究社	8,100	2,248.00	18,208,800	
ナック	20,600	620.00	12,772,000	貸付有価証券 9,600株(200株)
ダイセキ	48,900	3,760.00	183,864,000	貸付有価証券 10,700株
ステップ	7,400	2,303.00	17,042,200	貸付有価証券 600株
小計	銘柄数：1,677		769,055,116,590	
	組入時価比率：97.5%		100.0%	
合計			769,055,116,590	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2025年5月12日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年5月12日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	19,206,917,131	—	19,516,950,000	309,680,924
合計	19,206,917,131	—	19,516,950,000	309,680,924

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025年5月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	15,064,007,793
コール・ローン	2,192,537,782
株式	2,748,521,933,399
投資証券	52,119,824,842
派生商品評価勘定	172,284,134
未収入金	54,027,093
未収配当金	2,479,485,930
未収利息	29,327
差入委託証拠金	16,382,821,077
流動資産合計	2,836,986,951,377
資産合計	2,836,986,951,377
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,125,224
未払金	7,364,309,243
未払解約金	1,935,946,089
その他未払費用	11,760,900
流動負債合計	9,315,141,456
負債合計	9,315,141,456
純資産の部	
元本等	
元本	393,693,376,419
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2,433,978,433,502

元本等合計	2,827,671,809,921
純資産合計	2,827,671,809,921
負債純資産合計	2,836,986,951,377

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引</p> <p>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年5月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7.1824円
(10,000口当たり純資産額)	(71,824円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

	自 2024年5月11日 至 2025年5月12日
1. 金融商品に対する取組方針	
<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月12日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

新株予約権証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年5月12日現在

期首	2024年5月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	341,134,085,807円
同期中における追加設定元本額	78,683,697,998円
同期中における一部解約元本額	26,124,407,386円
期末元本額	393,693,376,419円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	15,404,808円
バランスセレクト50	58,162,605円
バランスセレクト70	82,747,978円
野村外国株式インデックスファンド	436,610,522円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,905,629,517円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,881,105,744円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,764,137,219円
野村資産設計ファンド2015	5,516,287円
野村資産設計ファンド2020	5,996,449円
野村資産設計ファンド2025	8,860,047円
野村資産設計ファンド2030	16,099,829円
野村資産設計ファンド2035	16,930,020円
野村資産設計ファンド2040	30,508,055円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	34,823,497,752円
のむらっぴ・ファンド(保守型)	1,463,065,505円

のむラップ・ファンド（普通型）	22,569,909,566円
のむラップ・ファンド（積極型）	28,273,521,562円
野村資産設計ファンド2045	7,205,752円
野村インデックスファンド・外国株式	10,321,262,489円
マイ・ロード	1,562,448,155円
ネクストコア	8,951,552円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	160,336,859円
野村外国株インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	4,503,718,281円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	147,507,614円
野村資産設計ファンド2050	7,836,069円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,407,886円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,074,679円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,032,806円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,018,216円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	613,801,127円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	4,168,095,893円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,938,138円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,428,617円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	26,077,158円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	12,108,833円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	46,494,027円
野村6資産均等バランス	2,552,488,792円
野村つみたて外国株投信	21,121,825,680円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	5,415,683,734円
世界6資産分散ファンド	44,949,020円
野村資産設計ファンド2060	8,279,924円
野村スリーゼロ先進国株式投信	4,854,211,795円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	7,168,188,118円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	8,053,932,149円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	8,191,296,379円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	55,591,504円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	38,757,147円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	227,439,987円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	180,296,320円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	344,700円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	1,697,214円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	417,641円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	1,362,917円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	370,101,704円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,301,768円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	18,506,340円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	44,390,759円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,494,651,125円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	6,795,743円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1,098,741,534円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSA Iインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11,736,537,553円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	480,439円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	663,096,670円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	1,030,098円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	6,249,014円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,662,435円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I（確定拠出年金向け）	122,337,334,137円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1,496,566,711円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	6,310,576,965円

マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,384,493,839 円
マイバランスDC30	684,891,395 円
マイバランスDC50	1,746,119,737 円
マイバランスDC70	1,843,468,846 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I	54,075,558,974 円
野村DC運用戦略ファンド	587,545,853 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	35,532,632 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	641,154,054 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	484,416,372 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	615,909,454 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	25,407,892 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	13,084,632 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	88,807,659 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	16,665,682 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	18,894,738 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	14,583,290 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	367,465,268 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	308,862,480 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	225,813,004 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	313,715,705 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	14,850,227 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	128,639,489 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	104,275,169 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	68,596,548 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	101,826,880 円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	5,300,175 円
野村全世界株式インデックスファンド (確定拠出年金向け)	312,262,793 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年5月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	293,000	36.49	10,691,570.00	
		HALLIBURTON CO	254,000	20.36	5,171,440.00	
		SCHLUMBERGER LTD	417,000	34.55	14,407,350.00	
		CHENIERE ENERGY INC	65,300	233.80	15,267,140.00	
		CHEVRON CORP	498,600	138.49	69,051,114.00	
		CONOCOPHILLIPS	379,000	88.59	33,575,610.00	
		COTERRA ENERGY INC	213,000	23.39	4,982,070.00	
		DEVON ENERGY CORP	179,000	32.53	5,822,870.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	54,000	137.89	7,446,060.00	
		EOG RESOURCES INC	162,800	111.12	18,090,336.00	
		EQT CORP	163,000	55.62	9,066,060.00	
		EXPAND ENERGY CORP	59,500	112.38	6,686,610.00	

EXXON MOBIL CORP	1,283,500	107.31	137,732,385.00
HESS CORP	82,200	132.37	10,880,814.00
KINDER MORGAN INC	589,000	27.31	16,085,590.00
MARATHON PETROLEUM CORP	94,900	150.89	14,319,461.00
OCCIDENTAL PETE CORP	207,000	42.16	8,727,120.00
ONEOK INC	183,000	82.30	15,060,900.00
OVINTIV INC	75,000	36.14	2,710,500.00
PHILLIPS 66	119,400	110.92	13,243,848.00
TARGA RESOURCES CORP	60,000	159.56	9,573,600.00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	5,820	1,301.40	7,574,148.00
VALERO ENERGY CORP	93,800	122.93	11,530,834.00
WILLIAMS COS	354,000	57.66	20,411,640.00
AIR PRODUCTS	64,700	271.13	17,542,111.00
ALBEMARLE CORP	33,300	57.93	1,929,069.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	50,000	82.41	4,120,500.00
CORTEVA INC	201,000	67.79	13,625,790.00
DOW INC	205,000	29.48	6,043,400.00
DUPONT DE NEMOURS INC	124,000	66.77	8,279,480.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	34,000	77.50	2,635,000.00
ECOLAB INC	74,100	252.67	18,722,847.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	73,000	73.43	5,360,390.00
LINDE PLC	139,100	452.66	62,965,006.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	77,000	56.93	4,383,610.00
PPG INDUSTRIES	69,200	109.44	7,573,248.00
RPM INTERNATIONAL INC	35,800	110.53	3,956,974.00
SHERWIN-WILLIAMS	69,400	351.86	24,419,084.00
WESTLAKE CORPORATION	9,400	80.00	752,000.00
CRH PLC	200,000	94.59	18,918,000.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	18,100	541.85	9,807,485.00
VULCAN MATERIALS CO	38,300	269.63	10,326,829.00
AMCOR PLC	658,000	9.12	6,000,960.00
AVERY DENNISON CORP	24,400	172.20	4,201,680.00
BALL CORP	84,000	52.13	4,378,920.00
CROWN HOLDINGS INC	33,700	96.98	3,268,226.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	144,000	44.27	6,374,880.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	25,500	181.42	4,626,210.00

SMURFIT WESTROCK PLC	150,000	41.90	6,285,000.00
FREEMPORT-MCMORAN INC	415,000	37.86	15,711,900.00
NEWMONT CORP	335,000	53.98	18,083,300.00
NUCOR CORP	69,900	115.22	8,053,878.00
RELIANCE INC	16,000	296.32	4,741,120.00
STEEL DYNAMICS	41,600	130.51	5,429,216.00
AXON ENTERPRISE INC	21,100	684.59	14,444,849.00
BOEING CO	218,500	194.85	42,574,725.00
GENERAL DYNAMICS	67,900	271.56	18,438,924.00
GENERAL ELECTRIC CO	316,100	214.96	67,948,856.00
HEICO CORP	13,400	264.16	3,539,744.00
HEICO CORP-CLASS A	22,300	209.30	4,667,390.00
HOWMET AEROSPACE INC	112,400	157.41	17,692,884.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	55,400	219.39	12,154,206.00
LOCKHEED MARTIN	62,600	473.52	29,642,352.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	40,200	482.62	19,401,324.00
RTX CORP	388,700	128.67	50,014,029.00
TEXTRON INC	54,000	72.41	3,910,140.00
TRANSDIGM GROUP INC	16,320	1,373.49	22,415,356.80
ALLEGION PLC	24,300	141.85	3,446,955.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	34,100	110.72	3,775,552.00
CARLISLE COS INC	13,300	390.31	5,191,123.00
CARRIER GLOBAL CORP	235,000	71.44	16,788,400.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	35,000	51.31	1,795,850.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	195,000	91.92	17,924,400.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	9,400	573.70	5,392,780.00
MASCO CORP	63,000	62.10	3,912,300.00
OWENS CORNING INC	25,200	136.44	3,438,288.00
SMITH (A. O.) CORP	36,000	68.29	2,458,440.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	66,100	404.73	26,752,653.00
AECOM	37,700	104.65	3,945,305.00
EMCOR GROUP INC	13,500	439.43	5,932,305.00
QUANTA SERVICES INC	43,100	325.89	14,045,859.00
AMETEK INC	68,400	171.75	11,747,700.00
EATON CORP PLC	115,900	309.87	35,913,933.00

EMERSON ELEC	165,600	112.55	18,638,280.00
GE VERNOVA INC	80,900	399.26	32,300,134.00
HUBBELL INC	15,700	356.72	5,600,504.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	32,400	294.80	9,551,520.00
VERTIV HOLDINGS CO	105,000	94.06	9,876,300.00
3M CORP	160,100	142.60	22,830,260.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	189,900	213.03	40,454,397.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	46,000	46.49	2,138,540.00
CATERPILLAR INC DEL	141,000	325.62	45,912,420.00
CNH INDUSTRIAL NV	247,000	12.77	3,154,190.00
CUMMINS INC	39,700	306.71	12,176,387.00
DEERE & COMPANY	75,900	492.60	37,388,340.00
DOVER CORP	41,000	176.16	7,222,560.00
FORTIVE CORP	101,000	70.52	7,122,520.00
GRACO INC	47,000	83.27	3,913,690.00
IDEX CORP	22,000	183.47	4,036,340.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	86,900	242.50	21,073,250.00
INGERSOLL-RAND INC	118,000	79.32	9,359,760.00
NORDSON CORP	14,900	192.62	2,870,038.00
OTIS WORLDWIDE CORP	115,500	97.00	11,203,500.00
PACCAR	153,000	90.66	13,870,980.00
PARKER HANNIFIN CORP	37,400	647.59	24,219,866.00
PENTAIR PLC	49,000	93.46	4,579,540.00
SNAP-ON INC	15,600	315.66	4,924,296.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	42,000	62.67	2,632,140.00
WABTEC CORP	49,900	192.62	9,611,738.00
XYLEM INC	70,700	122.85	8,685,495.00
AERCAP HOLDINGS NV	56,300	109.57	6,168,791.00
FASTENAL CO	167,000	78.60	13,126,200.00
FERGUSON ENTERPRISES INC	57,400	171.19	9,826,306.00
GRAINGER(W.W.) INC	12,780	1,037.06	13,253,626.80
UNITED RENTALS INC	19,400	672.40	13,044,560.00
WATSCO INC	10,100	475.90	4,806,590.00
CINTAS CORP	105,400	214.74	22,633,596.00
COPART INC	252,000	61.52	15,503,040.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	63,800	248.58	15,859,404.00

ROLLINS INC	88,000	56.72	4,991,360.00
VERALTO CORP	72,200	97.06	7,007,732.00
WASTE CONNECTIONS INC	76,100	195.29	14,861,569.00
WASTE MANAGEMENT INC	117,900	232.75	27,441,225.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	32,500	88.97	2,891,525.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	40,400	109.10	4,407,640.00
FEDEX CORPORATION	67,500	217.83	14,703,525.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	212,300	95.89	20,357,447.00
DELTA AIR LINES INC	50,000	48.34	2,417,000.00
SOUTHWEST AIRLINES	44,000	31.18	1,371,920.00
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	24,000	77.27	1,854,480.00
CSX CORP	569,000	28.74	16,353,060.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	670,000	4.90	3,283,000.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	22,400	135.53	3,035,872.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	65,300	223.50	14,594,550.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	55,800	158.28	8,832,024.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	30,000	57.05	1,711,500.00
UBER TECHNOLOGIES INC	553,000	82.81	45,793,930.00
UNION PAC CORP	177,800	216.32	38,461,696.00
APTIV PLC	71,000	61.97	4,399,870.00
FORD MOTOR COMPANY	1,140,000	10.43	11,890,200.00
GENERAL MOTORS CO	324,000	47.50	15,390,000.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	234,000	14.26	3,336,840.00
TESLA INC	843,700	298.26	251,641,962.00
DR HORTON INC	85,600	122.03	10,445,768.00
GARMIN LTD	45,000	191.43	8,614,350.00
LENNAR CORP-A	71,200	108.64	7,735,168.00
NVR INC	890	7,150.19	6,363,669.10
PULTEGROUP INC	59,300	102.47	6,076,471.00
DECKERS OUTDOOR CORP	44,700	121.07	5,411,829.00
LULULEMON ATHLETICA INC	32,200	279.77	9,008,594.00
NIKE INC-B	348,000	58.30	20,288,400.00
AIRBNB INC-CLASS A	126,000	127.04	16,007,040.00
BOOKING HOLDINGS INC	9,670	5,072.54	49,051,461.80
CARNIVAL CORP	311,000	20.19	6,279,090.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	401,000	49.72	19,937,720.00

DARDEN RESTAURANTS INC	33,800	198.41	6,706,258.00
DOMINOS PIZZA INC	10,100	478.90	4,836,890.00
DOORDASH INC-A	101,900	183.52	18,700,688.00
DRAFTKINGS INC	130,000	36.23	4,709,900.00
EXPEDIA GROUP INC	36,000	156.66	5,639,760.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	51,400	234.47	12,051,758.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	71,800	243.01	17,448,118.00
HYATT HOTELS CORP-CL A	12,900	127.11	1,639,719.00
LAS VEGAS SANDS CORP	109,000	39.79	4,337,110.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	69,600	257.97	17,954,712.00
MCDONALD'S CORP	209,300	313.68	65,653,224.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	32.58	2,117,700.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	75,300	233.26	17,564,478.00
STARBUCKS CORP	333,000	80.30	26,739,900.00
WYNN RESORTS LTD	28,400	87.93	2,497,212.00
YUM BRANDS INC	80,700	147.13	11,873,391.00
GENUINE PARTS CO	40,900	117.42	4,802,478.00
LKQ CORP	76,000	40.10	3,047,600.00
POOL CORP	10,500	301.92	3,170,160.00
AMAZON.COM INC	2,763,600	193.06	533,540,616.00
EBAY INC	142,000	69.51	9,870,420.00
GLOBAL-E ONLINE LTD	28,000	37.83	1,059,240.00
MERCADOLIBRE INC	13,390	2,450.00	32,805,500.00
AUTOZONE	4,940	3,663.73	18,098,826.20
BEST BUY COMPANY INC	61,000	68.85	4,199,850.00
BURLINGTON STORES INC	18,700	239.31	4,475,097.00
CARMAX INC	45,000	66.10	2,974,500.00
CARVANA CO	34,400	268.12	9,223,328.00
DICK S SPORTING GOODS INC	17,300	190.88	3,302,224.00
HOME DEPOT	290,100	362.71	105,222,171.00
LOWES COS INC	165,600	222.26	36,806,256.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	16,970	1,359.34	23,067,999.80
ROSS STORES INC	97,400	142.28	13,858,072.00
TJX COS INC	328,300	128.10	42,055,230.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	155,000	51.30	7,951,500.00

ULTA BEAUTY INC	13,900	392.17	5,451,163.00
WILLIAMS SONOMA INC	34,700	160.31	5,562,757.00
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	105,000	22.47	2,359,350.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	129,630	1,008.09	130,678,706.70
DOLLAR GENERAL CORP	63,000	91.66	5,774,580.00
DOLLAR TREE INC	60,000	85.47	5,128,200.00
KROGER CO	200,000	71.87	14,374,000.00
SYSCO CORP	144,000	70.75	10,188,000.00
TARGET CORP	133,700	96.40	12,888,680.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	201,000	11.22	2,255,220.00
WALMART INC	1,290,300	96.72	124,797,816.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	55,000	34.66	1,906,300.00
COCA COLA CO	1,195,000	70.52	84,271,400.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	61,000	89.50	5,459,500.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	47,200	190.07	8,971,304.00
KEURIG DR PEPPER INC	381,000	33.54	12,778,740.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	52,000	54.63	2,840,760.00
MONSTER BEVERAGE CORP	211,000	61.00	12,871,000.00
PEPSICO INC	400,700	130.44	52,267,308.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	138,000	48.53	6,697,140.00
BUNGE GLOBAL SA	41,000	77.35	3,171,350.00
CONAGRA BRANDS INC	135,000	23.09	3,117,150.00
GENERAL MILLS	161,000	54.50	8,774,500.00
HERSHEY CO/THE	44,100	170.90	7,536,690.00
HORMEL FOODS CORP	86,000	29.21	2,512,060.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	32,400	111.54	3,613,896.00
KELLANOVA	82,000	82.48	6,763,360.00
KRAFT HEINZ CO/THE	258,000	28.07	7,242,060.00
MCCORMICK & CO INC.	76,000	76.07	5,781,320.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	388,000	66.37	25,751,560.00
THE CAMPBELL'S COMPANY	52,000	35.32	1,836,640.00
TYSON FOODS INC-CL A	84,000	55.30	4,645,200.00
ALTRIA GROUP INC	497,000	59.43	29,536,710.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	454,100	169.70	77,060,770.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	69,800	91.57	6,391,586.00
CLOROX CO	35,200	134.76	4,743,552.00

COLGATE PALMOLIVE CO.	225,300	89.81	20,234,193.00
KIMBERLY-CLARK CORP	96,300	133.05	12,812,715.00
PROCTER & GAMBLE CO	687,700	157.66	108,422,782.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	68,000	60.99	4,147,320.00
KENVUE INC	567,000	24.44	13,857,480.00
ABBOTT LABORATORIES	506,500	133.24	67,486,060.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	21,100	181.88	3,837,668.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	143,000	30.90	4,418,700.00
BECTON, DICKINSON	84,300	167.22	14,096,646.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	430,400	102.86	44,270,944.00
COOPER COS INC/THE	58,000	82.27	4,771,660.00
DEXCOM INC	116,000	84.67	9,821,720.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	171,000	73.68	12,599,280.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	136,000	69.87	9,502,320.00
HOLOGIC INC	69,000	56.75	3,915,750.00
IDEXX LABORATORIES INC	23,900	491.70	11,751,630.00
INSULET CORP	19,900	310.67	6,182,333.00
INTUITIVE SURGICAL INC	104,000	536.51	55,797,040.00
MEDTRONIC PLC	376,000	83.48	31,388,480.00
RESMED INC	42,600	245.04	10,438,704.00
SOLVENTUM CORP	44,000	70.23	3,090,120.00
STERIS PLC	28,000	226.43	6,340,040.00
STRYKER CORP	100,600	380.92	38,320,552.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	57,000	95.21	5,426,970.00
CARDINAL HEALTH INC	70,200	148.22	10,405,044.00
CENCORA INC	50,700	283.00	14,348,100.00
CENTENE CORP	146,000	62.79	9,167,340.00
CVS HEALTH CORP	365,000	66.97	24,444,050.00
DAVITA INC	12,300	143.76	1,768,248.00
ELEVANCE HEALTH INC	68,100	404.58	27,551,898.00
HCA HEALTHCARE INC	55,200	353.70	19,524,240.00
HUMANA INC	34,900	249.53	8,708,597.00
LABCORP HOLDINGS INC	24,200	245.73	5,946,666.00
MCKESSON CORP	37,300	693.46	25,866,058.00
MOLINA HEALTHCARE INC	16,700	322.20	5,380,740.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	31,700	176.96	5,609,632.00

THE CIGNA GROUP	81,700	333.46	27,243,682.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	268,700	380.64	102,277,968.00
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	18,000	181.78	3,272,040.00
ABBVIE INC	516,100	184.60	95,272,060.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	37,000	251.15	9,292,550.00
AMGEN INC	157,000	265.86	41,740,020.00
BIOGEN INC	41,800	118.17	4,939,506.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	55,000	58.86	3,237,300.00
EXACT SCIENCES CORP	57,000	51.63	2,942,910.00
GILEAD SCIENCES INC	365,500	96.91	35,420,605.00
INCYTE CORP	47,000	58.98	2,772,060.00
MODERNA INC	89,000	24.25	2,158,250.00
NATERA INC	35,600	151.95	5,409,420.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	30,800	115.71	3,563,868.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	31,400	527.78	16,572,292.00
UNITED THERAPEUTICS CORP	12,300	301.42	3,707,466.00
VERTEX PHARMACEUTICALS	75,600	424.99	32,129,244.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	595,000	46.45	27,637,750.00
ELI LILLY & CO.	235,600	734.57	173,064,692.00
JOHNSON & JOHNSON	703,100	154.22	108,432,082.00
MERCK & CO INC	739,100	75.97	56,149,427.00
PFIZER INC	1,662,000	22.28	37,029,360.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	108,000	33.15	3,580,200.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	333,000	16.93	5,637,690.00
VIATRIS INC	370,000	8.77	3,244,900.00
ZOETIS INC	132,700	159.27	21,135,129.00
BANK OF AMERICA CORP	2,000,000	41.79	83,580,000.00
CITIGROUP	552,000	71.45	39,440,400.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	125,000	39.12	4,890,000.00
FIFTH THIRD BANCORP	197,000	37.35	7,357,950.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,890	1,841.60	5,322,224.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC	434,000	15.22	6,605,480.00
JPMORGAN CHASE & CO	822,200	253.08	208,082,376.00
KEYCORP	260,000	15.49	4,027,400.00
M & T BANK CORP	48,300	177.15	8,556,345.00
PNC FINANCIAL	115,300	166.44	19,190,532.00

REGIONS FINANCIAL CORP	269,000	21.16	5,692,040.00
TRUIST FINANCIAL CORP	387,000	39.01	15,096,870.00
US BANCORP	453,000	42.02	19,035,060.00
WELLS FARGO CO	960,000	72.45	69,552,000.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	116,800	132.46	15,471,328.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	388,600	513.74	199,639,364.00
BLOCK INC	163,000	50.36	8,208,680.00
COREBRIDGE FINANCIAL INC	76,000	31.14	2,366,640.00
CORPAY INC	19,100	327.29	6,251,239.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	91,000	51.34	4,671,940.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	159,000	78.34	12,456,060.00
FISERV INC	167,000	184.07	30,739,690.00
GLOBAL PAYMENTS INC	73,400	80.50	5,908,700.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	21,400	180.96	3,872,544.00
MASTERCARD INC	239,400	568.64	136,132,416.00
PAYPAL HOLDINGS INC	277,000	70.26	19,462,020.00
TOAST INC-CLASS A	118,000	40.84	4,819,120.00
VISA INC-CLASS A SHARES	505,000	352.54	178,032,700.00
AFLAC INC	155,500	105.97	16,478,335.00
ALLSTATE CORP	76,400	202.64	15,481,696.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	20,000	121.82	2,436,400.00
AMERICAN INTL GROUP	182,000	82.41	14,998,620.00
AON PLC	56,500	354.32	20,019,080.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	107,800	94.54	10,191,412.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	72,500	338.18	24,518,050.00
ASSURANT INC	14,600	195.71	2,857,366.00
BROWN & BROWN INC	69,800	111.32	7,770,136.00
CHUBB LTD	112,400	289.88	32,582,512.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	46,700	147.80	6,902,260.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,900	353.20	2,437,080.00
EVEREST GROUP LTD	12,400	348.04	4,315,696.00
FNF GROUP	75,000	57.87	4,340,250.00
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	84,000	127.52	10,711,680.00
LOEWS CORP	53,000	88.40	4,685,200.00
MARKEL GROUP INC	3,710	1,901.24	7,053,600.40
MARSH & MCLENNAN COS	144,100	226.85	32,689,085.00

METLIFE INC	174,000	77.85	13,545,900.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	65,000	78.90	5,128,500.00
PROGRESSIVE CO	171,100	284.51	48,679,661.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	103,100	103.59	10,680,129.00
TRAVELERS COS INC/THE	66,000	269.75	17,803,500.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	28,900	309.07	8,932,123.00
WR BERKLEY CORP	88,000	72.49	6,379,120.00
ACCENTURE PLC-CL A	182,700	307.90	56,253,330.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	41,600	76.25	3,172,000.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	90,500	132.34	11,976,770.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	144,000	79.17	11,400,480.00
EPAM SYSTEMS INC	15,400	177.10	2,727,340.00
GARTNER INC	22,100	432.50	9,558,250.00
GODADDY INC - CLASS A	40,100	182.60	7,322,260.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	270,000	249.20	67,284,000.00
MONGODB INC	20,700	178.54	3,695,778.00
OKTA INC	47,000	119.45	5,614,150.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	86,600	174.14	15,080,524.00
TWILIO INC - A	40,700	105.69	4,301,583.00
VERISIGN INC	25,300	281.41	7,119,673.00
WIX.COM LTD	16,000	171.53	2,744,480.00
ADOBE INC	127,100	383.28	48,714,888.00
ANSYS INC	25,200	333.74	8,410,248.00
APPROVIN CORP-CLASS A	61,600	328.54	20,238,064.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	47,900	207.52	9,940,208.00
AUTODESK INC.	63,300	287.48	18,197,484.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	48,000	46.59	2,236,320.00
CADENCE DESIGN SYS INC	79,600	305.78	24,340,088.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	24,700	218.33	5,392,751.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	72,300	410.57	29,684,211.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	13,400	359.51	4,817,434.00
DATADOG INC - CLASS A	83,800	107.88	9,040,344.00
DOCUSIGN INC	61,000	83.29	5,080,690.00
DYNATRACE INC	84,000	48.66	4,087,440.00
FAIR ISAAC CORP	7,180	2,088.22	14,993,419.60

FORTINET INC	191,700	97.42	18,675,414.00
GEN DIGITAL INC	167,000	28.91	4,827,970.00
HUBSPOT INC	14,100	603.05	8,503,005.00
INTUIT INC	81,700	653.88	53,421,996.00
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	18,400	184.37	3,392,408.00
MICROSOFT CORP	2,062,600	438.73	904,924,498.00
MICROSTRATEGY INC-CL A	65,800	416.03	27,374,774.00
MONDAY.COM LTD	11,500	278.24	3,199,760.00
NUTANIX INC - A	72,000	75.10	5,407,200.00
ORACLE CORPORATION	490,100	150.34	73,681,634.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	614,500	117.30	72,080,850.00
PALO ALTO NETWORKS INC	192,400	186.93	35,965,332.00
PTC INC	34,600	163.02	5,640,492.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	31,200	570.48	17,798,976.00
SALESFORCE INC	279,500	275.42	76,979,890.00
SAMSARA INC-CL A	75,000	43.30	3,247,500.00
SERVICENOW INC	60,160	980.06	58,960,409.60
SYNOPSYS INC	44,900	482.90	21,682,210.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	12,500	560.25	7,003,125.00
WORKDAY INC-CLASS A	63,100	259.18	16,354,258.00
ZOOM COMMUNICATIONS INC	73,000	81.31	5,935,630.00
ZSCALER INC	28,300	233.06	6,595,598.00
ARISTA NETWORKS INC	311,000	86.52	26,907,720.00
CISCO SYSTEMS	1,163,000	59.77	69,512,510.00
F5 INC	16,700	270.07	4,510,169.00
JUNIPER NETWORKS INC	99,000	36.35	3,598,650.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	49,200	406.50	19,999,800.00
APPLE INC	4,391,500	198.53	871,844,495.00
DELL TECHNOLOGIES-C	95,800	95.91	9,188,178.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	377,000	16.89	6,367,530.00
HP INC	270,000	26.46	7,144,200.00
NETAPP INC	58,400	93.45	5,457,480.00
PURE STORAGE INC - CLASS A	90,000	48.70	4,383,000.00
SEAGATE TECHNOLOGY	63,000	95.71	6,029,730.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	151,000	31.99	4,830,490.00
WESTERN DIGITAL CORP	104,000	44.10	4,586,400.00

AMPHENOL CORP-CL A	350,000	80.88	28,308,000.00
CDW CORPORATION	39,800	178.94	7,121,812.00
CORNING INC	241,000	45.08	10,864,280.00
JABIL INC	33,600	153.98	5,173,728.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	51,600	154.12	7,952,592.00
TE CONNECTIVITY PLC	87,300	152.88	13,346,424.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	13,300	484.96	6,449,968.00
TRIMBLE INC	74,000	68.12	5,040,880.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	14,900	266.71	3,973,979.00
ADVANCED MICRO DEVICES	473,900	102.84	48,735,876.00
ANALOG DEVICES INC	145,600	207.51	30,213,456.00
APPLIED MATERIALS	238,600	155.61	37,128,546.00
BROADCOM INC	1,300,400	208.20	270,743,280.00
ENTEGRIS INC	46,000	76.36	3,512,560.00
FIRST SOLAR INC	30,100	140.68	4,234,468.00
INTEL CORP	1,250,000	21.42	26,775,000.00
KLA CORP	38,800	701.20	27,206,560.00
LAM RESEARCH CORP	378,000	75.36	28,486,080.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	252,000	59.65	15,031,800.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	157,000	55.33	8,686,810.00
MICRON TECHNOLOGY	323,000	85.86	27,732,780.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	14,200	637.77	9,056,334.00
NVIDIA CORP	7,151,800	116.65	834,257,470.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	73,400	191.88	14,083,992.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	124,000	40.98	5,081,520.00
QUALCOMM INC	324,400	145.18	47,096,392.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	44,200	68.21	3,014,882.00
TERADYNE INC	50,000	77.42	3,871,000.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	266,400	172.27	45,892,728.00
AT & T INC	2,095,000	27.84	58,324,800.00
VERIZON COMMUNICATIONS	1,229,000	43.61	53,596,690.00
T-MOBILE US INC	153,100	243.81	37,327,311.00
ALLIANT ENERGY CORP	72,000	61.76	4,446,720.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	156,900	104.68	16,424,292.00
CONSTELLATION ENERGY	90,900	271.37	24,667,533.00
DUKE ENERGY CORP	226,800	120.33	27,290,844.00

EDISON INTERNATIONAL	113,000	56.19	6,349,470.00
ENTERGY CORP	123,000	82.92	10,199,160.00
EVERGY INC	68,000	66.59	4,528,120.00
EVERSOURCE ENERGY	105,000	63.00	6,615,000.00
EXELON CORPORATION	293,000	45.21	13,246,530.00
FIRSTENERGY CORP	158,000	42.51	6,716,580.00
NEXTERA ENERGY INC	601,000	70.31	42,256,310.00
NRG ENERGY INC	58,700	119.33	7,004,671.00
PG&E CORP	641,000	17.13	10,980,330.00
PPL CORPORATION	217,000	35.51	7,705,670.00
SOUTHERN CO.	322,000	90.35	29,092,700.00
XCEL ENERGY INC	166,000	70.61	11,721,260.00
ATMOS ENERGY CORP	46,300	159.86	7,401,518.00
AMEREN CORPORATION	76,800	97.40	7,480,320.00
CENTERPOINT ENERGY INC	186,000	37.54	6,982,440.00
CMS ENERGY CORP	88,000	72.28	6,360,640.00
CONSOLIDATED EDISON INC	100,200	107.68	10,789,536.00
DOMINION ENERGY INC	248,000	55.09	13,662,320.00
DTE ENERGY COMPANY	60,800	136.12	8,276,096.00
NISOURCE INC	134,000	39.58	5,303,720.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	144,000	78.94	11,367,360.00
SEMPRA	185,000	75.42	13,952,700.00
WEC ENERGY GROUP INC	93,800	107.62	10,094,756.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	57,900	146.94	8,507,826.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	76,000	40.76	3,097,760.00
ALLY FINANCIAL INC	84,000	34.61	2,907,240.00
AMERICAN EXPRESS CO	164,600	284.51	46,830,346.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	112,100	187.76	21,047,896.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	74,200	190.07	14,103,194.00
SYNCHRONY FINANCIAL	112,000	55.63	6,230,560.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	28,000	492.18	13,781,040.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	54,200	164.95	8,940,290.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	211,000	85.91	18,127,010.00
BLACKROCK INC	42,950	923.44	39,661,748.00
BLACKSTONE INC	212,000	139.39	29,550,680.00
CARLYLE GROUP INC/THE	65,000	42.04	2,732,600.00

CBOE GLOBAL MARKETS INC	31,200	231.71	7,229,352.00
CME GROUP INC	105,800	284.35	30,084,230.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	56,400	199.32	11,241,648.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	11,300	454.62	5,137,206.00
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	20.94	1,570,500.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	17,000	102.34	1,739,780.00
GOLDMAN SACHS GROUP	91,700	567.10	52,003,070.00
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	30,800	185.60	5,716,480.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	168,500	178.33	30,048,605.00
KKR & CO INC-A	182,900	118.08	21,596,832.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	23,200	360.42	8,361,744.00
MOODYS CORP	48,000	470.67	22,592,160.00
MORGAN STANLEY	352,900	121.70	42,947,930.00
MSCI INC	22,600	556.56	12,578,256.00
NASDAQ INC	126,000	79.21	9,980,460.00
NORTHERN TRUST CORP	59,400	100.59	5,975,046.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	57,200	145.37	8,315,164.00
ROBINHOOD MARKETS INC -A	180,000	54.65	9,837,000.00
S&P GLOBAL INC	92,700	507.73	47,066,571.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	503,000	84.47	42,488,410.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	32,000	81.54	2,609,280.00
STATE STREET CORP	87,000	93.81	8,161,470.00
T ROWE PRICE GROUP INC	65,100	92.74	6,037,374.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	33,300	147.46	4,910,418.00
VISTRA CORP	100,500	135.75	13,642,875.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	45,100	237.05	10,690,955.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	82,900	106.93	8,864,497.00
AVANTOR INC	185,000	12.02	2,223,700.00
BIO TECHNE CORP	49,000	49.94	2,447,060.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	238.68	1,217,268.00
DANAHER CORP	190,600	189.73	36,162,538.00
ILLUMINA INC	46,000	75.76	3,484,960.00
IQVIA HOLDINGS INC	54,000	148.99	8,045,460.00
METTLER-TOLEDO INTL	6,020	1,080.98	6,507,499.60
REVVITY INC	35,700	91.25	3,257,625.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	111,700	403.13	45,029,621.00

WATERS CORP	16,800	344.06	5,780,208.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	20,900	213.06	4,452,954.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	119,500	307.72	36,772,540.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	38,100	123.79	4,716,399.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	34,800	237.00	8,247,600.00
DAYFORCE INC	44,000	56.71	2,495,240.00
EQUIFAX INC	36,300	269.91	9,797,733.00
JACOBS SOLUTIONS INC	36,600	122.76	4,493,016.00
LEIDOS HOLDINGS INC	37,200	155.70	5,792,040.00
PAYCHEX INC	95,700	151.65	14,512,905.00
PAYCOM SOFTWARE INC	15,600	252.70	3,942,120.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	63,000	77.61	4,889,430.00
TRUNSONION	58,000	86.11	4,994,380.00
VERISK ANALYTICS INC	40,800	309.50	12,627,600.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	26,800	401.73	10,766,364.00
COMCAST CORP-CL A	1,119,000	34.25	38,325,750.00
FOX CORP-CLASS A	68,000	50.24	3,416,320.00
FOX CORP-CLASS B	39,000	46.72	1,822,080.00
INTERPUBRIC GROUP	104,000	25.12	2,612,480.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	109,000	28.06	3,058,540.00
OMNICOM GROUP	57,000	75.95	4,329,150.00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	128,000	71.04	9,093,120.00
DISNEY (WALT) CO	528,800	105.94	56,021,072.00
ELECTRONIC ARTS	72,800	153.30	11,160,240.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	60,000	95.34	5,720,400.00
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	47,200	136.52	6,443,744.00
NETFLIX INC	124,830	1,140.22	142,333,662.60
ROBLOX CORP -CLASS A	144,000	71.88	10,350,720.00
ROKU INC	35,000	60.93	2,132,550.00
SEA LTD-ADR	108,000	139.17	15,030,360.00
SPOTIFY TECHNOLOGY S. A.	45,200	648.25	29,300,900.00
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	52,000	226.55	11,780,600.00
WARNER BROS DISCOVERY INC	665,000	9.07	6,031,550.00
ALPHABET INC-CL A	1,706,300	152.75	260,637,325.00
ALPHABET INC-CL C	1,454,500	154.38	224,545,710.00

	META PLATFORMS INC-CLASS A	636,700	592.49	377,238,383.00
	PINTEREST INC- CLASS A	179,000	29.22	5,230,380.00
	REDDIT INC-CL A	19,200	108.46	2,082,432.00
	SNAP INC-A	295,000	8.25	2,433,750.00
	CBRE GROUP INC	88,600	126.59	11,215,874.00
	COSTAR GROUP INC	125,000	74.57	9,321,250.00
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	340,000	5.02	1,706,800.00
	ZILLOW GROUP INC - C	46,000	67.93	3,124,780.00
小計	銘柄数：556			14,248,123,077.00 (2,079,656,044,318) )
	組入時価比率：73.5%			75.6%
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	162,000	27.19	4,404,780.00
	CAMECO CORP	128,000	70.70	9,049,600.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	613,000	42.53	26,070,890.00
	CENOVUS ENERGY INC	397,000	18.45	7,324,650.00
	ENBRIDGE INC	639,000	64.30	41,087,700.00
	IMPERIAL OIL	54,000	99.26	5,360,040.00
	KEYERA CORP	68,000	43.69	2,970,920.00
	PEMBINA PIPELINE CORP	173,000	51.65	8,935,450.00
	SUNCOR ENERGY INC	367,000	48.72	17,880,240.00
	TC ENERGY CORP	306,000	68.84	21,065,040.00
	TOURMALINE OIL CORP	106,000	62.55	6,630,300.00
	NUTRIEN LTD	144,000	77.48	11,157,120.00
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,000	78.05	3,278,100.00
	AGNICO EAGLE MINES LTD	147,800	163.50	24,165,300.00
	BARRICK MINING CORP	512,000	27.09	13,870,080.00
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	211,000	19.39	4,091,290.00
	FRANCO-NEVADA CORP	55,800	235.72	13,153,176.00
	IVANHOE MINES LTD-CL A	230,000	13.38	3,077,400.00
	KINROSS GOLD CORP	361,000	20.99	7,577,390.00
	LUNDIN MINING CORP	220,000	11.93	2,624,600.00
	PAN AMERICAN SILVER CORP	109,000	37.90	4,131,100.00
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	135,000	49.80	6,723,000.00
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	133,000	119.56	15,901,480.00
	WEST FRASER TIMBER	14,200	103.94	1,475,948.00

CAE INC	92,000	36.09	3,320,280.00
STANTEC INC	34,000	131.34	4,465,560.00
WSP GLOBAL INC	38,900	262.36	10,205,804.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,700	113.43	2,574,861.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	112,000	31.35	3,511,200.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	69,000	69.12	4,769,280.00
RB GLOBAL INC	54,600	147.92	8,076,432.00
AIR CANADA	43,000	17.54	754,220.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	155,600	139.97	21,779,332.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	271,000	102.19	27,693,490.00
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	115.00	2,403,500.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	78,000	48.51	3,783,780.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	43,000	65.76	2,827,680.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	91,000	93.57	8,514,870.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	160.01	2,272,142.00
DOLLARAMA INC	82,400	166.14	13,689,936.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	219,000	70.00	15,330,000.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	50.61	1,973,790.00
LOBLAW COMPANIES LTD	43,600	218.17	9,512,212.00
METRO INC/CN	63,000	104.09	6,557,670.00
WESTON(GEORGE)LTD	17,400	262.81	4,572,894.00
SAPUTO INC	70,000	26.07	1,824,900.00
BANK OF MONTREAL	214,700	138.72	29,783,184.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	359,000	70.02	25,137,180.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	272,000	88.45	24,058,400.00
NATIONAL BANK OF CANADA	117,000	124.98	14,622,660.00
ROYAL BANK OF CANADA	413,100	167.59	69,231,429.00
TORONTO DOMINION BANK	514,000	88.07	45,267,980.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,760	2,199.35	12,668,256.00
GREAT-WEST LIFECO INC	83,000	52.21	4,333,430.00
IA FINANCIAL CORP INC	27,900	135.31	3,775,149.00
INTACT FINANCIAL CORP	51,600	298.04	15,378,864.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	510,000	42.88	21,868,800.00
POWER CORPORATION OF CANADA	162,000	50.60	8,197,200.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	171,000	86.54	14,798,340.00

	CGI INC	60,800	147.48	8,966,784.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	356,000	127.98	45,560,880.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,920	5,113.43	30,271,505.60	
	DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	23,900	149.71	3,578,069.00	
	OPEN TEXT CORP	70,000	37.82	2,647,400.00	
	CELESTICA INC	33,500	129.69	4,344,615.00	
	BCE INC	20,000	31.60	632,000.00	
	QUEBECOR INC-CL B	47,000	38.28	1,799,160.00	
	TELUS CORP	148,600	22.28	3,310,808.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	103,000	35.57	3,663,710.00	
	EMERA INC	86,000	61.53	5,291,580.00	
	FORTIS INC	141,000	66.91	9,434,310.00	
	HYDRO ONE LTD	98,000	51.05	5,002,900.00	
	ALTAGAS LTD	84,000	37.96	3,188,640.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	37.27	1,453,530.00	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	100,000	78.54	7,854,000.00	
	BROOKFIELD CORP	403,000	78.96	31,820,880.00	
	IGM FINANCIAL INC	21,000	43.72	918,120.00	
	ONEX CORPORATION	16,900	103.22	1,744,418.00	
	TMX GROUP LTD	76,000	56.33	4,281,080.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	38,000	40.30	1,531,400.00	
	THOMSON REUTERS CORP	46,200	261.13	12,064,206.00	
	FIRSTSERVICE CORP	11,800	241.45	2,849,110.00	
	小計 銘柄数：82			903,749,404.60	
				(94,631,600,155)	
	組入時価比率：3.3%				3.4%
ユーロ	TENARIS SA	130,000	15.09	1,961,700.00	
	ENI SPA	612,000	13.00	7,956,000.00	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	13.92	1,684,925.00	
	NESTE OYJ	116,000	9.01	1,045,392.00	
	OMV AG	38,000	46.34	1,760,920.00	
	REPSOL SA	338,000	11.26	3,807,570.00	
	TOTALENERGIES SE	633,000	51.89	32,846,370.00	
	AIR LIQUIDE SA	169,600	183.90	31,189,440.00	
	AKZO NOBEL	48,000	58.22	2,794,560.00	
	ARKEMA	16,800	66.20	1,112,160.00	

BASF SE	264,000	43.25	11,418,000.00
COVESTRO AG TEND	52,000	60.20	3,130,400.00
DSM-FIRMENICH AG	55,700	94.92	5,287,044.00
EVONIK INDUSTRIES AG	74,000	20.08	1,485,920.00
SYENSQO SA	19,300	64.32	1,241,376.00
SYMRISE AG	39,200	103.75	4,067,000.00
HEIDELBERG MATERIALS AG	38,900	185.00	7,196,500.00
ARCELORMITTAL	140,000	26.67	3,733,800.00
STORA ENSO OYJ-R	163,000	8.44	1,376,046.00
UPM-KYMMENE OYJ	150,000	23.85	3,577,500.00
AIRBUS SE	174,400	158.44	27,631,936.00
DASSAULT AVIATION SA	5,900	314.60	1,856,140.00
LEONARDO SPA	115,000	47.38	5,448,700.00
MTU AERO ENGINES AG	15,600	323.10	5,040,360.00
RHEINMETALL AG	12,800	1,694.00	21,683,200.00
SAFRAN SA	105,700	248.20	26,234,740.00
THALES SA	26,400	246.30	6,502,320.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	132,600	98.94	13,119,444.00
KINGSPAN GROUP PLC	45,000	77.30	3,478,500.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	53,792	56.30	3,028,489.60
BOUYGUES	57,000	37.80	2,154,600.00
EIFFAGE SA	19,000	123.40	2,344,600.00
FERROVIAL SE	133,743	43.59	5,829,857.37
VINCI	143,600	125.95	18,086,420.00
LEGRAND SA	77,000	103.05	7,934,850.00
PRYSMIAN SPA	79,000	52.76	4,168,040.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	160,300	214.80	34,432,440.00
SIEMENS ENERGY AG	185,000	74.76	13,830,600.00
SIEMENS AG	221,900	214.05	47,497,695.00
ALSTOM	99,000	22.11	2,188,890.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	143,000	37.11	5,306,730.00
GEA GROUP AG	47,000	59.00	2,773,000.00
KNORR-BREMSE AG	22,000	87.50	1,925,000.00
KONE OYJ	98,000	54.36	5,327,280.00
METSO CORPORATION	194,000	9.90	1,920,600.00
RATIONAL AG	1,360	762.00	1,036,320.00

WARTSILA OYJ	150,000	16.94	2,541,750.00
BRENNTAG SE	34,100	60.44	2,061,004.00
IMCD NV	17,300	119.55	2,068,215.00
REXEL SA	65,000	25.15	1,634,750.00
DHL GROUP	284,000	37.27	10,584,680.00
INPOST SA	57,000	15.86	904,020.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	190,000	6.27	1,192,820.00
ADP	9,000	113.10	1,017,900.00
AENA SME SA	22,000	229.00	5,038,000.00
GETLINK	87,000	16.96	1,475,520.00
CONTINENTAL AG	31,000	72.66	2,252,460.00
MICHELIN (CGDE)	200,000	33.37	6,674,000.00
BAYER MOTOREN WERK	85,000	79.68	6,772,800.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	75.45	1,131,750.00
DR ING HC F PORSCHE AG	32,000	47.11	1,507,520.00
FERRARI NV	36,700	433.10	15,894,770.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	211,000	51.07	10,775,770.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	37.37	1,532,170.00
RENAULT SA	59,000	47.66	2,811,940.00
STELLANTIS NV	572,000	8.75	5,009,004.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	60,300	99.82	6,019,146.00
ADIDAS AG	49,500	209.00	10,345,500.00
HERMES INTERNATIONAL	9,180	2,453.00	22,518,540.00
KERING SA	20,900	177.92	3,718,528.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	80,400	495.75	39,858,300.00
MONCLER SPA	71,000	54.44	3,865,240.00
PUMA SE	30,000	22.57	677,100.00
ACCOR SA	54,000	45.25	2,443,500.00
AMADEUS IT GROUP SA	133,000	67.88	9,028,040.00
DELIVERY HERO SE	59,000	25.92	1,529,280.00
FDJ UNITED	33,000	32.10	1,059,300.00
SODEXO	23,500	55.10	1,294,850.00
D'IETEREN GROUP	7,000	179.40	1,255,800.00
PROSUS NV	403,000	43.46	17,516,395.00
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL SA	314,000	46.48	14,594,720.00

ZALANDO SE	60,000	31.63	1,897,800.00
CARREFOUR SUPERMARCHE	164,000	13.80	2,263,200.00
JERONIMO MARTINS	82,000	22.32	1,830,240.00
KESKO OYJ-B SHS	85,000	20.46	1,739,100.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	267,000	36.87	9,844,290.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	261,000	59.84	15,618,240.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	5.89	930,936.00
HEINEKEN HOLDING NV	40,000	70.50	2,820,000.00
HEINEKEN NV	83,000	79.30	6,581,900.00
PERNOD RICARD SA	59,500	96.68	5,752,460.00
DANONE	190,000	74.36	14,128,400.00
JDE PEET'S BV	55,000	22.44	1,234,200.00
KERRY GROUP PLC-A	41,900	96.20	4,030,780.00
LOTUS BAKERIES	110	8,720.00	959,200.00
HENKEL AG & CO KGAA	31,000	62.00	1,922,000.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	48,000	69.02	3,312,960.00
BEIERSDORF AG	28,700	120.75	3,465,525.00
LOREAL-ORD	70,600	383.20	27,053,920.00
BIOMERIEUX	11,000	116.30	1,279,300.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	95.38	572,280.00
ESSILORLUXOTTICA	87,400	242.30	21,177,020.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	228,352	21.86	4,991,774.72
SIEMENS HEALTHINEERS AG	84,000	47.06	3,953,040.00
AMPLIFON SPA	30,000	18.70	561,000.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	58,000	50.36	2,920,880.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	126,000	43.16	5,438,160.00
ARGENX SE	17,500	496.00	8,680,000.00
GRIFOLS SA	89,000	8.13	723,570.00
BAYER AG-REG	289,000	24.04	6,949,005.00
IPSEN	11,800	101.70	1,200,060.00
MERCK KGAA	37,600	123.35	4,637,960.00
ORION OYJ	30,000	54.85	1,645,500.00
RECORDATI SPA	36,000	52.15	1,877,400.00
SANOFI	333,500	92.92	30,988,820.00
UCB SA	37,800	154.35	5,834,430.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	138,000	19.23	2,653,740.00

AIB GROUP PLC	630,000	6.24	3,934,350.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,694,000	12.81	21,708,610.00
BANCO BPM SPA	382,000	10.04	3,837,190.00
BANCO DE SABADELL SA	1,530,000	2.62	4,017,780.00
BANCO SANTANDER SA	4,450,000	6.65	29,605,850.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	296,000	11.00	3,257,480.00
BNP PARIBAS	295,000	77.50	22,862,500.00
BPER BANCA	290,000	7.84	2,274,180.00
CAIXABANK	1,170,000	7.27	8,505,900.00
COMMERZBANK AG	270,000	25.36	6,847,200.00
CREDIT AGRICOLE SA	312,000	16.84	5,254,080.00
ERSTE GROUP BANK AG	90,000	69.80	6,282,000.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	178,000	18.22	3,244,050.00
ING GROEP NV	915,000	18.20	16,656,660.00
INTESA SANPAOLO	4,390,000	4.85	21,311,255.00
KBC GROEP NV	67,000	82.04	5,496,680.00
MEDIOBANCA S. P. A.	141,000	20.38	2,873,580.00
NORDEA BANK ABP	912,000	12.39	11,304,240.00
SOCIETE GENERALE	213,000	46.80	9,968,400.00
UNICREDIT SPA	410,000	53.77	22,045,700.00
ADYEN NV	6,440	1,583.60	10,198,384.00
EDENRED	68,000	27.77	1,888,360.00
EURAZEO SE	10,700	66.10	707,270.00
EXOR NV	27,500	85.40	2,348,500.00
GROUPE BRUXELLES LAM	25,000	69.90	1,747,500.00
NEXI SPA	180,000	5.45	981,000.00
SOFINA SA	4,900	248.20	1,216,180.00
AEGON LTD	390,000	5.97	2,328,300.00
AGEAS	43,000	56.20	2,416,600.00
ALLIANZ SE-REG	112,800	362.40	40,878,720.00
ASR NEDERLAND NV	43,000	56.84	2,444,120.00
AXA SA	514,000	41.67	21,418,380.00
GENERALI	273,000	34.80	9,500,400.00
HANNOVER RUECK SE	17,500	281.40	4,924,500.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	39,300	595.20	23,391,360.00

NN GROUP NV	79,000	55.04	4,348,160.00
POSTE ITALIANE SPA	139,000	18.39	2,556,210.00
SAMPO OYJ-A SHS	712,000	9.30	6,623,024.00
TALANX AG	17,700	104.30	1,846,110.00
UNIPOL GRUPPO SPA	117,000	16.92	1,979,640.00
CAPGEMINI SA	45,400	149.35	6,780,490.00
DASSAULT SYSTEMES SE	190,000	33.69	6,401,100.00
NEMETSCHEK SE	16,900	123.90	2,093,910.00
SAP SE	304,900	261.65	79,777,085.00
NOKIA OYJ	1,520,000	4.47	6,805,040.00
ASM INTERNATIONAL NV	13,800	450.00	6,210,000.00
ASML HOLDING NV	115,000	626.80	72,082,000.00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	24,300	107.90	2,621,970.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	378,000	31.45	11,889,990.00
STMICROELECTRONICS NV	193,000	21.21	4,093,530.00
CELLNEX TELECOM SA	156,000	33.41	5,211,960.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	1,024,000	32.35	33,126,400.00
ELISA OYJ	42,000	46.08	1,935,360.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97,000	10.65	1,033,050.00
KONINKLIJKE KPN NV	1,150,000	4.06	4,672,450.00
ORANGE SA	542,000	12.64	6,853,590.00
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.36	993,330.00
TELEFONICA SA	1,140,000	4.47	5,102,640.00
ACCIONA S. A.	8,200	125.90	1,032,380.00
EDP SA	930,000	3.26	3,035,520.00
ENDESA S. A.	91,000	25.57	2,326,870.00
ENEL SPA	2,390,000	7.74	18,498,600.00
FORTUM OYJ	140,000	14.71	2,059,400.00
IBERDROLA SA	1,688,000	15.49	26,147,120.00
REDEIA CORP SA	123,000	17.65	2,170,950.00
TERNA SPA	410,000	8.59	3,522,720.00
VERBUND AG	21,000	65.65	1,378,650.00
SNAM SPA	590,000	5.10	3,012,540.00
E.ON SE	664,000	15.55	10,325,200.00
ENGIE	541,000	17.99	9,735,295.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	205,000	31.88	6,535,400.00

	AMUNDI SA	17,000	73.05	1,241,850.00	
	CVC CAPITAL PARTNERS PLC	57,000	15.90	906,300.00	
	DEUTSCHE BANK AG-REG	546,000	24.16	13,194,090.00	
	DEUTSCHE BOERSE AG	55,500	289.10	16,045,050.00	
	EURONEXT NV	23,200	149.40	3,466,080.00	
	EDP RENOVAVEIS SA	87,941	8.23	723,754.43	
	EDP RENOVAVEIS-BONUS RIGHTS	87,941	0.09	8,041.32	
	RWE AG	186,000	32.61	6,065,460.00	
	EUROFINS SCIENTIFIC SE	41,000	56.34	2,309,940.00	
	QIAGEN N. V.	64,000	37.56	2,403,840.00	
	SARTORIUS AG-VORZUG	7,200	229.70	1,653,840.00	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	8,500	202.50	1,721,250.00	
	BUREAU VERITAS SA	94,000	28.64	2,692,160.00	
	RANDSTAD NV	32,000	37.16	1,189,120.00	
	TELEPERFORMANCE	16,500	93.38	1,540,770.00	
	WOLTERS KLUWER	70,500	156.30	11,019,150.00	
	PUBLICIS GROUPE	65,400	92.18	6,028,572.00	
	BOLLORE SE	210,000	5.55	1,165,500.00	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	18,700	108.40	2,027,080.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	235,000	27.03	6,352,050.00	
	SCOUT24 SE	22,000	109.60	2,411,200.00	
	LEG IMMOBILIEN SE	20,000	76.65	1,533,000.00	
	VONOVIA SE	221,000	30.13	6,658,730.00	
小計	銘柄数：211			1,624,379,318.44	
				(266,284,501,671)	
	組入時価比率：9.4%			9.6%	
英ポンド	BP PLC	4,680,000	3.72	17,423,640.00	
	SHELL PLC-NEW	1,780,000	24.58	43,752,400.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	31.08	1,087,800.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	368,000	20.48	7,538,480.00	
	ANTOFAGASTA PLC	116,000	17.33	2,010,860.00	
	GLENCORE PLC	2,970,000	2.52	7,493,310.00	
	RIO TINTO PLC-REG	332,000	44.96	14,928,380.00	
	MONDI PLC	115,727	11.57	1,339,540.02	
	BAE SYSTEMS PLC	874,000	16.88	14,753,120.00	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	400,000	4.75	1,903,200.00	

ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,467,000	7.91	19,528,772.00
DCC PLC	30,000	49.94	1,498,200.00
SMITHS GROUP PLC	93,000	19.93	1,853,490.00
SPIRAX GROUP PLC	22,000	61.60	1,355,200.00
ASHTED GROUP PLC	127,000	41.08	5,217,160.00
BUNZLE	91,000	24.64	2,242,240.00
RENTOKIL INITIAL PLC	750,000	3.50	2,625,000.00
BARRATT REDROW PLC	420,000	4.69	1,971,900.00
COMPASS GROUP PLC	500,000	26.05	13,025,000.00
ENTAIN PLC	162,000	7.00	1,134,324.00
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	45,600	86.10	3,926,160.00
WHITBREAD PLC	56,000	28.10	1,573,600.00
NEXT PLC	33,800	122.25	4,132,050.00
JD SPORTS FASHION PLC	610,000	0.86	528,138.00
KINGFISHER PLC	520,000	3.05	1,586,000.00
MARKS & SPENCER GROUP PLC	580,000	3.58	2,076,400.00
SAINSBURY	520,000	2.76	1,437,280.00
TESCO PLC	1,970,000	3.77	7,440,690.00
COCA-COLA HBC AG-DI	63,000	38.08	2,399,040.00
DIAGEO PLC	655,000	21.79	14,272,450.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	100,000	21.12	2,112,000.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	584,000	31.35	18,308,400.00
IMPERIAL BRANDS PLC	235,000	30.18	7,092,300.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	203,000	48.76	9,898,280.00
UNILEVER PLC	724,000	47.19	34,165,560.00
SMITH & NEPHEW PLC	240,000	10.69	2,565,600.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00
ASTRAZENECA PLC	452,800	102.40	46,366,720.00
GSK PLC	1,203,000	13.77	16,571,325.00
HALEON PLC	2,670,000	4.06	10,861,560.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	48,000	20.04	961,920.00
BARCLAYS PLC	4,250,000	3.07	13,047,500.00
HSBC HOLDINGS PLC	5,219,000	8.49	44,319,748.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	17,620,000	0.73	12,866,124.00
NATWEST GROUP PLC	2,210,000	4.91	10,859,940.00
STANDARD CHARTERED PLC	612,000	10.67	6,533,100.00

	M&G PLC	710,000	2.18	1,547,800.00
	WISE PLC - A	189,000	10.39	1,963,710.00
	ADMIRAL GROUP PLC	77,000	33.50	2,579,500.00
	AVIVA PLC	760,000	5.83	4,433,840.00
	LEGAL & GENERAL	1,730,000	2.40	4,162,380.00
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	220,000	6.13	1,348,600.00
	PRUDENTIAL PLC	771,000	8.35	6,442,476.00
	SAGE GROUP PLC (THE)	302,000	12.67	3,827,850.00
	HALMA PLC	110,000	28.96	3,185,600.00
	BT GROUP PLC	1,860,000	1.65	3,073,650.00
	VODAFONE GROUP PLC	6,020,000	0.70	4,235,672.00
	SSE PLC	322,000	16.97	5,464,340.00
	CENTRICA PLC	1,430,000	1.47	2,112,110.00
	NATIONAL GRID PLC	1,421,000	10.54	14,977,340.00
	SEVERN TRENT PLC	75,000	26.83	2,012,250.00
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	190,000	11.11	2,110,900.00
	3I GROUP PLC	283,000	41.70	11,801,100.00
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	138,800	113.00	15,684,400.00
	SCHRODERS PLC	249,176	3.40	849,191.80
	PEARSON	164,000	11.64	1,909,780.00
	EXPERIAN PLC	272,000	38.35	10,431,200.00
	INTERTEK GROUP PLC	48,000	47.38	2,274,240.00
	RELX PLC	546,000	40.30	22,003,800.00
	INFORMA PLC	395,000	7.80	3,083,370.00
	WPP PLC	330,000	5.92	1,955,580.00
	AUTO TRADER GROUP PLC	251,000	8.60	2,159,102.00
	小計 銘柄数 : 72			574,213,682.82
				(111,368,743,782)
	組入時価比率 : 3.9%			4.1%
スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,970	587.00	1,156,390.00
	GIVAUDAN-REG	2,730	4,026.00	10,990,980.00
	SIKA AG-REG	43,700	207.10	9,050,270.00
	HOLCIM LTD	153,600	94.42	14,502,912.00
	SIG GROUP AG	88,000	16.35	1,438,800.00
	GEBERIT AG-REG	9,900	587.00	5,811,300.00
	ABB LTD	465,000	45.07	20,957,550.00

SCHINDLER HOLDING AG-REG	7,000	285.00	1,995,000.00
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	12,300	295.20	3,630,960.00
VAT GROUP AG	8,100	301.50	2,442,150.00
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	14,600	177.85	2,596,610.00
CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	155,800	145.05	22,598,790.00
THE SWATCH GROUP AG-B	8,400	139.55	1,172,220.00
AVOLTA AG	22,000	42.86	942,920.00
BARRY CALLEBAUT AG	960	769.50	738,720.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	273	12,390.00	3,382,470.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	31	119,800.00	3,713,800.00
NESTLE SA-REG	765,100	87.65	67,061,015.00
ALCON INC	145,600	79.82	11,621,792.00
SONOVA HOLDING AG-REG	14,500	262.10	3,800,450.00
STRAUMANN HOLDING AG-REG	31,300	106.90	3,345,970.00
GALDERMA GROUP AG	28,000	99.75	2,793,000.00
NOVARTIS AG-REG	575,600	90.91	52,327,796.00
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	205,200	257.60	52,859,520.00
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	9,300	277.40	2,579,820.00
SANDOZ GROUP AG	124,000	38.03	4,715,720.00
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9,000	99.95	899,550.00
BALOISE HOLDING AG	11,300	189.70	2,143,610.00
HELVETIA HOLDING AG-REG	11,400	186.90	2,130,660.00
SWISS LIFE HOLDING AG	8,200	840.80	6,894,560.00
SWISS RE LTD	88,900	149.80	13,317,220.00
ZURICH INSURANCE GROUP AG	43,000	581.00	24,983,000.00
TEMENOS AG-REG	16,400	61.80	1,013,520.00
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	45,000	66.76	3,004,200.00
SWISSCOM AG-REG	7,600	544.00	4,134,400.00
BKW AG	6,200	161.80	1,003,160.00
JULIUS BAER GROUP LTD	59,000	55.64	3,282,760.00
PARTNERS GROUP HOLDING AG	6,510	1,114.00	7,252,140.00
UBS GROUP AG	965,000	25.96	25,051,400.00
LONZA AG-REG	20,800	584.80	12,163,840.00
SGS SA-REG	45,800	83.76	3,836,208.00
SWISS PRIME SITE-REG	22,800	116.40	2,653,920.00
小計銘柄数：42			421,991,073.00

				(73,802,018,756)	
	組入時価比率：2.6%			2.7%	
スウェーデン ローナ	BOLIDEN AB	76,000	300.50	22,838,000.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	24,000	407.20	9,772,800.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	180,000	126.55	22,779,000.00	
	SAAB AB-B	93,000	449.80	41,831,400.00	
	ASSA ABLOY AB-B	291,000	299.80	87,241,800.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	450,000	44.38	19,971,000.00	
	SKANSKA AB-B SHS	93,000	225.00	20,925,000.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	43,000	260.10	11,184,300.00	
	LIFCO AB-B SHS	70,000	388.60	27,202,000.00	
	ALFA LAVAL AB	83,000	401.70	33,341,100.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	794,000	151.50	120,291,000.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	456,000	133.65	60,944,400.00	
	EPIROC AB - A	197,000	215.90	42,532,300.00	
	EPIROC AB - B	122,000	194.20	23,692,400.00	
	INDUTRADE AB	74,000	266.60	19,728,400.00	
	SANDVIK AB	314,000	206.10	64,715,400.00	
	SKF AB-B SHARES	102,000	197.35	20,129,700.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	63,000	344.10	21,678,300.00	
	VOLVO AB-B SHS	459,000	264.60	121,451,400.00	
	ADDTECH AB-B SHARES	78,000	345.00	26,910,000.00	
	BEIJER REF AB	113,000	147.00	16,611,000.00	
	SECURITAS AB-B SHS	138,857	139.20	19,328,894.40	
	EVOLUTION AB	48,000	663.00	31,824,000.00	
	HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	138.90	21,529,500.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	176,000	273.30	48,100,800.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	59,143	299.80	17,731,071.40	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	473,000	154.60	73,125,800.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	429,000	125.95	54,032,550.00	
	SWEDBANK AB	241,000	245.50	59,165,500.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	347.00	10,757,000.00	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	347.00	13,880,000.00		
INVESTOR AB-B SHS	504,000	284.15	143,211,600.00		
LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	507.00	10,140,000.00		

	ERICSSON LM-B	800,000	80.46	64,368,000.00	
	HEXAGON AB-B SHS	587,000	93.94	55,142,780.00	
	TELIA CO AB	680,000	35.89	24,405,200.00	
	TELE 2 AB-B SHS	170,000	140.45	23,876,500.00	
	EQT AB	113,000	280.80	31,730,400.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	230,000	66.62	15,322,600.00	
	SAGAX AB-B	62,000	213.20	13,218,400.00	
小計	銘柄数：40			1,566,661,295.80	
				(23,546,919,275)	
	組入時価比率：0.8%			0.9%	
ノルウェークロ ーネ	AKER BP ASA	95,000	232.90	22,125,500.00	
	EQUINOR ASA	238,000	238.20	56,691,600.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	47,000	340.70	16,012,900.00	
	NORSK HYDRO	400,000	57.08	22,832,000.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	26,600	1,627.00	43,278,200.00	
	MOWI ASA	141,000	187.60	26,451,600.00	
	ORKLA ASA	210,000	111.40	23,394,000.00	
	SALMAR ASA	21,000	487.40	10,235,400.00	
	DNB BANK ASA	256,000	263.30	67,404,800.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	253.20	13,166,400.00	
	TELENOR ASA	188,000	153.10	28,782,800.00	
	小計	銘柄数：11			330,375,200.00
				(4,648,379,064)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
デンマーククロ ーネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	100,016	444.50	44,457,112.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	26,000	298.80	7,768,800.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	291,000	98.66	28,710,060.00	
	DSV A/S	60,400	1,458.00	88,063,200.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	890	11,260.00	10,021,400.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,420	11,360.00	16,131,200.00	
	PANDORA A/S	24,100	1,032.50	24,883,250.00	
	CARLSBERG B	27,400	910.80	24,955,920.00	
	COLOPLAST-B	37,400	640.20	23,943,480.00	
	DEMANT A/S	25,000	249.80	6,245,000.00	
	GENMAB A/S	18,500	1,319.00	24,401,500.00	

	ZEALAND PHARMA A/S	16,800	428.80	7,203,840.00
	NOVO NORDISK A/S-B	941,000	444.30	418,086,300.00
	DANSKE BANK AS	202,000	245.70	49,631,400.00
	TRYG A/S	94,000	163.40	15,359,600.00
	ORSTED A/S	49,000	252.50	12,372,500.00
	小計銘柄数：16			802,234,562.00 (17,625,093,327)
	組入時価比率：0.6%			0.6%
豪ドル	SANTOS LTD.	990,000	6.06	5,999,400.00
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	554,000	20.40	11,301,600.00
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	130,000	37.99	4,938,700.00
	BHP GROUP LIMITED	1,488,000	37.54	55,859,520.00
	BLUESCOPE STEEL LTD	122,000	23.03	2,809,660.00
	FORTESCUE LTD	509,000	15.96	8,123,640.00
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	402,000	19.77	7,947,540.00
	RIO TINTO LTD	108,000	114.98	12,417,840.00
	SOUTH32 LTD	1,250,000	2.79	3,487,500.00
	REECE LTD	65,000	16.20	1,053,000.00
	SGH LTD	55,000	50.51	2,778,050.00
	BRAMBLES LTD	398,000	21.10	8,397,800.00
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	9.86	2,169,200.00
	TRANSURBAN GROUP	900,000	14.36	12,924,000.00
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	168,000	66.71	11,207,280.00
	LOTTERY CORP LTD/THE	630,000	5.29	3,332,700.00
	WESFARMERS LIMITED	334,000	80.24	26,800,160.00
	COLES GROUP LTD	397,000	22.48	8,924,560.00
	WOOLWORTHS GROUP LTD	350,000	33.26	11,641,000.00
	TREASURY WINE ESTATES LTD	250,000	9.02	2,255,000.00
	COCHLEAR LTD	18,300	267.55	4,896,165.00
	SONIC HEALTHCARE LTD	128,000	26.80	3,430,400.00
	CSL LIMITED	140,500	239.31	33,623,055.00
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	878,000	28.98	25,444,440.00
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	488,700	167.04	81,632,448.00
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	893,000	36.53	32,621,290.00
	WESTPAC BANKING CORP	997,000	31.21	31,116,370.00
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	73,000	37.34	2,725,820.00

	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	720,000	8.50	6,120,000.00	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	820,000	4.71	3,862,200.00	
	QBE INSURANCE	432,000	22.59	9,758,880.00	
	SUNCORP GROUP LTD	321,000	20.57	6,602,970.00	
	WISETECH GLOBAL LTD	55,000	96.21	5,291,550.00	
	XERO LIMITED	43,900	172.41	7,568,799.00	
	TELSTRA GROUP LTD	1,130,000	4.61	5,209,300.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	500,000	11.03	5,515,000.00	
	APA GROUP	350,000	8.61	3,013,500.00	
	ASX LTD	60,000	73.70	4,422,000.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	106,900	203.31	21,733,839.00	
	PRO MEDICUS LTD	16,300	251.66	4,102,058.00	
	COMPUTERSHARE LTD	151,000	39.50	5,964,500.00	
	CAR GROUP LTD	108,000	35.10	3,790,800.00	
	REA GROUP LTD	14,500	244.97	3,552,065.00	
	小計 銘柄数：43			516,365,599.00	
				(48,388,620,282)	
	組入時価比率：1.7%			1.8%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	480,000	7.83	3,758,400.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	175,000	35.95	6,291,250.00	
	INFRATIL LTD	290,000	11.60	3,364,000.00	
	CONTACT ENERGY LTD	250,000	9.15	2,287,500.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	360,000	5.80	2,088,000.00	
	小計 銘柄数：5			17,789,150.00	
				(1,537,338,343)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	790,040	44.60	35,235,784.00	
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	70.00	7,280,000.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	390,000	86.35	33,676,500.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	20.95	7,961,000.00	
	MTR CORP	480,000	26.95	12,936,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	680,000	30.70	20,876,000.00	
	SANDS CHINA LTD	664,000	15.62	10,371,680.00	
	WH GROUP LIMITED	2,499,806	6.85	17,123,671.10	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,100,000	32.65	35,915,000.00	

	HANG SENG BANK	216,000	109.70	23,695,200.00
	AIA GROUP LTD	3,170,000	61.55	195,113,500.00
	HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	11.44	12,236,224.00
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	52.85	8,984,500.00
	CLP HLDGS	470,000	67.70	31,819,000.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	390,000	52.25	20,377,500.00
	HONG KONG & CHINA GAS	3,300,383	7.10	23,432,719.30
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	351,000	372.40	130,712,400.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	550,040	32.80	18,041,312.00
	HENDERSON LAND	390,443	24.05	9,390,154.15
	SINO LAND CO. LTD	1,170,000	8.15	9,535,500.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	430,000	80.15	34,464,500.00
	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	370,000	19.70	7,289,000.00
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	480,000	19.50	9,360,000.00
小計	銘柄数 : 23			715,827,144.55 (13,428,917,231)
	組入時価比率 : 0.5%			0.5%
シンガポール ドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	470,000	7.63	3,586,100.00
	KEPPEL LTD	430,000	6.75	2,902,500.00
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	690,000	2.12	1,462,800.00
	SINGAPORE AIRLINES LTD	420,000	6.76	2,839,200.00
	GENTING SINGAPORE LTD	2,000,000	0.74	1,480,000.00
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.06	1,591,200.00
	DBS GROUP HLDGS	586,000	43.71	25,614,060.00
	OCBC-ORD	988,000	16.23	16,035,240.00
	UNITED OVERSEAS BANK	375,000	34.83	13,061,250.00
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,180,000	3.90	8,502,000.00
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	280,000	6.59	1,845,200.00
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	14.40	3,312,000.00
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.53	1,821,600.00
小計	銘柄数 : 13			84,053,150.00 (9,450,936,186)
	組入時価比率 : 0.3%			0.3%
新シェケル	ICL GROUP LTD	240,000	24.35	5,844,000.00
	ELBIT SYSTEMS LTD	8,200	1,481.30	12,146,660.00

	BANK HAPOALIM BM	373,000	56.22	20,970,060.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	430,000	54.49	23,430,700.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	350,000	29.37	10,279,500.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	46,000	195.30	8,983,800.00	
	NICE LTD	17,900	582.70	10,430,330.00	
	NOVA LTD	8,600	661.00	5,684,600.00	
	AZRIELI GROUP	12,000	269.90	3,238,800.00	
	小計 銘柄数：9			101,008,450.00	
				(4,152,821,009)	
	組入時価比率：0.1%			0.2%	
合計				2,748,521,933,399	
				(2,748,521,933,399)	

(注1) 外貨建保有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額 (単位:円) であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建保有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 (2025年5月12日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	4,480.00	0.00	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計			0	(0)
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	45,400	3,362,778.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	92,000	3,560,400.00	
		AMERICAN TOWER CORP	137,200	30,179,884.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	172,000	3,307,560.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	41,700	8,570,601.00	
		BXP INC	43,000	2,761,030.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	30,700	3,621,986.00	
		CROWN CASTLE INC	128,400	13,482,000.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	95,700	15,940,749.00	
		EQUINIX INC	28,000	24,202,920.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	50,000	3,216,000.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	100,000	6,994,000.00	

	ESSEX PROPERTY TRUST INC	19,100	5,399,379.00	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	62,900	9,335,618.00	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	80,000	3,751,200.00	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	203,000	3,546,410.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	192,000	2,835,840.00	
	INVITATION HOMES INC	171,000	5,945,670.00	
	IRON MOUNTAIN INC	86,000	8,348,020.00	
	KIMCO REALTY CORP	195,000	4,059,900.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	33,200	5,412,264.00	
	PROLOGIS INC	271,900	29,068,829.00	
	PUBLIC STORAGE	45,900	13,956,813.00	
	REALTY INCOME CORP	253,000	14,342,570.00	
	REGENCY CENTERS CORP	51,000	3,691,380.00	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	31,600	7,574,204.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	94,100	15,356,179.00	
	SUN COMMUNITIES INC	36,700	4,604,382.00	
	UDR INC	88,000	3,721,520.00	
	VENTAS INC	121,000	7,987,210.00	
	VICI PROPERTIES INC	308,000	9,812,880.00	
	WELLTOWER INC	182,900	27,285,022.00	
	WEYERHAEUSER CO	208,000	5,451,680.00	
	WP CAREY INC	61,000	3,769,800.00	
小計	銘柄数：34	3,759,400	314,456,678.00	
			(45,898,096,720)	
	組入時価比率：1.6%		88.1%	
ユーロ	COVIVIO	17,000	835,380.00	
	GECINA SA	11,700	1,065,285.00	
	KLEPIERRE	59,000	1,943,460.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	35,000	2,572,500.00	
小計	銘柄数：4	122,700	6,416,625.00	
			(1,051,877,336)	
	組入時価比率：0.0%		2.0%	
英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	220,000	1,317,800.00	
	SEGRO PLC	390,000	2,595,840.00	
小計	銘柄数：2	610,000	3,913,640.00	
			(759,050,478)	

		組入時価比率：0.0%		1.5%
豪ドル		GOODMAN GROUP	588,000	18,433,800.00
		GPT GROUP	530,000	2,544,000.00
		SCENTRE GROUP	1,520,000	5,639,200.00
		STOCKLAND TRUST GROUP	720,000	4,039,200.00
		VICINITY CENTRES	1,200,000	2,940,000.00
	小計	銘柄数：5	4,558,000	33,596,200.00 (3,148,299,902)
		組入時価比率：0.1%		6.0%
香港ドル		LINK REIT	760,000	30,780,000.00
小計		銘柄数：1	760,000	30,780,000.00 (577,432,800)
		組入時価比率：0.0%		1.1%
シンガポールドル		CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,030,040	2,719,305.60
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,606,397	3,373,433.70
	小計	銘柄数：2	2,636,437	6,092,739.30 (685,067,606)
		組入時価比率：0.0%		1.3%
合計				52,119,824,842 (52,119,824,842)
合計				52,119,824,842 (52,119,824,842)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年5月12日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	24,827,285,631	—	24,995,806,791	168,521,160
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	55,579,000	—	56,216,750	637,750
シンガポールドル	55,579,000	—	56,216,750	637,750
合計	—	—	—	169,158,910

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025年5月12日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	53,901,509
国債証券	17,961,260,250
未収利息	43,540,229
前払費用	6,938,415
流動資産合計	18,065,640,403
資産合計	18,065,640,403
負債の部	
流動負債	
未払解約金	17,277,631
流動負債合計	17,277,631
負債合計	17,277,631
純資産の部	
元本等	
元本	14,816,225,186
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,232,137,586
元本等合計	18,048,362,772
純資産合計	18,048,362,772
負債純資産合計	18,065,640,403

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年5月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,2181円
(10,000口当たり純資産額)	(12,181円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024年5月11日 至 2025年5月12日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年5月12日現在	
期首	2024年5月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	14,314,586,900円
同期中における追加設定元本額	6,416,971,819円
同期中における一部解約元本額	5,915,333,533円
期末元本額	14,816,225,186円
期末元本額の内訳*	

バランスセレクト30	487,125,604円
バランスセレクト50	669,165,827円
バランスセレクト70	381,007,224円
ネクストコア	100,048,154円
バランスセレクト30(確定拠出年金向け)	32,574,297円
バランスセレクト50(確定拠出年金向け)	71,883,176円
バランスセレクト70(確定拠出年金向け)	39,834,649円
野村日本国債インデックスファンド(確定拠出年金向け)	4,512,527,898円
国内債券・株式バランスファンド(確定拠出年金向け)	199,687,244円
野村DC運用戦略ファンド	6,567,371,749円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	1,754,999,364円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年5月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年5月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(2年)第462回	120,000,000	119,769,600	
		国庫債券 利付(2年)第463回	140,000,000	139,694,800	
		国庫債券 利付(2年)第464回	210,000,000	209,483,400	
		国庫債券 利付(2年)第465回	180,000,000	179,505,000	
		国庫債券 利付(2年)第468回	190,000,000	189,906,900	
		国庫債券 利付(2年)第469回	40,000,000	40,044,000	
		国庫債券 利付(2年)第471回	10,000,000	10,047,400	
		国庫債券 利付(5年)第148回	80,000,000	79,508,000	
		国庫債券 利付(5年)第149回	180,000,000	178,594,200	
		国庫債券 利付(5年)第150回	290,000,000	287,140,600	
		国庫債券 利付(5年)第153回	10,000,000	9,863,000	
		国庫債券 利付(5年)第154回	20,000,000	19,730,800	
		国庫債券 利付(5年)第156回	30,000,000	29,619,900	
		国庫債券 利付(5年)第157回	120,000,000	118,272,000	
		国庫債券 利付(5年)第158回	70,000,000	68,796,700	
		国庫債券 利付(5年)第162回	20,000,000	19,695,600	
		国庫債券 利付(5年)第163回	120,000,000	118,566,000	
		国庫債券 利付(5年)第164回	50,000,000	48,957,000	
		国庫債券 利付(5年)第165回	80,000,000	78,612,000	
		国庫債券 利付(5年)第168回	70,000,000	69,424,600	

国庫債券	利付（５年）第１６９回	80,000,000	79,044,000
国庫債券	利付（５年）第１７０回	110,000,000	108,930,800
国庫債券	利付（５年）第１７１回	10,000,000	9,823,400
国庫債券	利付（５年）第１７３回	50,000,000	49,433,000
国庫債券	利付（５年）第１７４回	130,000,000	129,071,800
国庫債券	利付（４０年）第１回	50,000,000	48,601,000
国庫債券	利付（４０年）第２回	70,000,000	64,969,100
国庫債券	利付（４０年）第３回	70,000,000	64,221,500
国庫債券	利付（４０年）第４回	90,000,000	81,291,600
国庫債券	利付（４０年）第５回	90,000,000	76,900,500
国庫債券	利付（４０年）第６回	80,000,000	65,996,000
国庫債券	利付（４０年）第７回	80,000,000	62,184,000
国庫債券	利付（４０年）第８回	45,000,000	32,045,850
国庫債券	利付（４０年）第９回	40,000,000	19,976,000
国庫債券	利付（４０年）第１０回	60,000,000	35,385,000
国庫債券	利付（４０年）第１１回	30,000,000	16,703,100
国庫債券	利付（４０年）第１２回	20,000,000	9,622,400
国庫債券	利付（４０年）第１３回	30,000,000	14,059,500
国庫債券	利付（４０年）第１４回	40,000,000	19,940,400
国庫債券	利付（４０年）第１５回	80,000,000	44,021,600
国庫債券	利付（４０年）第１６回	120,000,000	72,584,400
国庫債券	利付（４０年）第１７回	140,000,000	111,318,200
国庫債券	ＣＴ利付（５年）第１回	270,000,000	265,129,200
国庫債券	ＣＴ利付（５年）第２回	430,000,000	423,524,200
国庫債券	ＣＴ利付（１０年）第１回	220,000,000	210,190,200
国庫債券	ＣＴ利付（１０年）第２回	240,000,000	234,376,800
国庫債券	利付（１０年）第３４３回	80,000,000	79,591,200
国庫債券	利付（１０年）第３４４回	180,000,000	178,824,600
国庫債券	利付（１０年）第３４５回	320,000,000	317,328,000
国庫債券	利付（１０年）第３４６回	70,000,000	69,295,100
国庫債券	利付（１０年）第３４７回	10,000,000	9,882,700
国庫債券	利付（１０年）第３４８回	20,000,000	19,730,800

	国庫債券 利付（10年）第349回	50,000,000	49,238,500
	国庫債券 利付（10年）第350回	190,000,000	186,733,900
	国庫債券 利付（10年）第351回	160,000,000	156,891,200
	国庫債券 利付（10年）第352回	140,000,000	136,953,600
	国庫債券 利付（10年）第353回	140,000,000	136,564,400
	国庫債券 利付（10年）第354回	150,000,000	145,939,500
	国庫債券 利付（10年）第355回	90,000,000	87,322,500
	国庫債券 利付（10年）第356回	100,000,000	96,727,000
	国庫債券 利付（10年）第357回	120,000,000	115,779,600
	国庫債券 利付（10年）第358回	130,000,000	125,048,300
	国庫債券 利付（10年）第359回	160,000,000	153,491,200
	国庫債券 利付（10年）第360回	110,000,000	105,233,700
	国庫債券 利付（10年）第361回	140,000,000	133,560,000
	国庫債券 利付（10年）第362回	100,000,000	95,103,000
	国庫債券 利付（10年）第363回	160,000,000	151,672,000
	国庫債券 利付（10年）第364回	150,000,000	141,720,000
	国庫債券 利付（10年）第365回	145,000,000	136,532,000
	国庫債券 利付（10年）第366回	190,000,000	179,504,400
	国庫債券 利付（10年）第367回	130,000,000	122,410,600
	国庫債券 利付（10年）第368回	180,000,000	168,802,200
	国庫債券 利付（10年）第369回	140,000,000	133,775,600
	国庫債券 利付（10年）第370回	140,000,000	133,302,400
	国庫債券 利付（10年）第371回	140,000,000	131,727,400
	国庫債券 利付（10年）第372回	120,000,000	116,221,200
	国庫債券 利付（10年）第373回	120,000,000	113,850,000

国庫債券 利付（10年）第374回	160,000,000	153,832,000
国庫債券 利付（10年）第375回	180,000,000	176,995,800
国庫債券 利付（10年）第376回	100,000,000	96,261,000
国庫債券 利付（10年）第377回	120,000,000	118,317,600
国庫債券 利付（10年）第378回	20,000,000	20,026,000
国庫債券 利付（30年）第1回	30,000,000	32,477,700
国庫債券 利付（30年）第3回	30,000,000	32,032,200
国庫債券 利付（30年）第4回	30,000,000	33,156,900
国庫債券 利付（30年）第5回	50,000,000	53,573,500
国庫債券 利付（30年）第6回	20,000,000	21,747,800
国庫債券 利付（30年）第9回	20,000,000	20,421,000
国庫債券 利付（30年）第10回	30,000,000	29,913,300
国庫債券 利付（30年）第11回	40,000,000	41,646,000
国庫債券 利付（30年）第12回	30,000,000	32,148,000
国庫債券 利付（30年）第13回	30,000,000	31,884,300
国庫債券 利付（30年）第14回	40,000,000	43,805,600
国庫債券 利付（30年）第15回	40,000,000	44,122,800
国庫債券 利付（30年）第16回	60,000,000	66,171,000
国庫債券 利付（30年）第17回	70,000,000	76,542,200
国庫債券 利付（30年）第18回	60,000,000	65,041,200
国庫債券 利付（30年）第19回	70,000,000	75,777,800
国庫債券 利付（30年）第20回	60,000,000	66,028,800
国庫債券 利付（30年）第21回	40,000,000	43,184,800
国庫債券 利付（30年）第22回	30,000,000	32,937,900
国庫債券 利付（30年）第23回	40,000,000	43,849,200
国庫債券 利付（30年）第24回	20,000,000	21,898,000
国庫債券 利付（30年）第25回	50,000,000	53,609,000
国庫債券 利付（30年）第26回	70,000,000	75,616,800
国庫債券 利付（30年）第27回	70,000,000	76,106,800
国庫債券 利付（30年）第28回	70,000,000	75,786,200
国庫債券 利付（30年）第29回	110,000,000	117,295,200
国庫債券 利付（30年）第30回	90,000,000	94,413,600
国庫債券 利付（30年）第31回	110,000,000	113,402,300
国庫債券 利付（30年）第32回	130,000,000	134,928,300

国庫債券	利付（30年）第33回	110,000,000	109,166,200
国庫債券	利付（30年）第34回	110,000,000	111,439,900
国庫債券	利付（30年）第35回	120,000,000	117,465,600
国庫債券	利付（30年）第36回	110,000,000	107,031,100
国庫債券	利付（30年）第37回	100,000,000	95,333,000
国庫債券	利付（30年）第38回	50,000,000	46,629,500
国庫債券	利付（30年）第39回	60,000,000	56,678,400
国庫債券	利付（30年）第40回	50,000,000	46,324,500
国庫債券	利付（30年）第41回	30,000,000	27,263,700
国庫債券	利付（30年）第42回	60,000,000	54,301,800
国庫債券	利付（30年）第43回	50,000,000	45,090,500
国庫債券	利付（30年）第44回	60,000,000	53,914,200
国庫債券	利付（30年）第45回	50,000,000	43,222,500
国庫債券	利付（30年）第46回	50,000,000	43,023,500
国庫債券	利付（30年）第47回	80,000,000	69,805,600
国庫債券	利付（30年）第48回	50,000,000	41,873,500
国庫債券	利付（30年）第49回	80,000,000	66,716,000
国庫債券	利付（30年）第50回	40,000,000	29,313,200
国庫債券	利付（30年）第51回	10,000,000	6,464,900
国庫債券	利付（30年）第52回	30,000,000	20,237,400
国庫債券	利付（30年）第53回	10,000,000	6,862,800
国庫債券	利付（30年）第54回	40,000,000	28,611,200
国庫債券	利付（30年）第55回	30,000,000	21,312,900
国庫債券	利付（30年）第56回	20,000,000	14,121,600
国庫債券	利付（30年）第57回	50,000,000	35,064,500
国庫債券	利付（30年）第58回	60,000,000	41,820,000
国庫債券	利付（30年）第59回	50,000,000	33,777,000
国庫債券	利付（30年）第60回	40,000,000	28,231,200
国庫債券	利付（30年）第61回	30,000,000	19,995,000
国庫債券	利付（30年）第62回	10,000,000	6,271,300
国庫債券	利付（30年）第64回	10,000,000	6,007,000
国庫債券	利付（30年）第65回	10,000,000	5,960,800
国庫債券	利付（30年）第67回	30,000,000	18,648,300
国庫債券	利付（30年）第68回	40,000,000	24,681,600
国庫債券	利付（30年）第69回	20,000,000	12,608,200
国庫債券	利付（30年）第70回	30,000,000	18,777,900

国庫債券	利付（30年）第71回	40,000,000	24,840,400
国庫債券	利付（30年）第72回	30,000,000	18,509,100
国庫債券	利付（30年）第73回	40,000,000	24,536,000
国庫債券	利付（30年）第74回	50,000,000	33,296,000
国庫債券	利付（30年）第75回	70,000,000	50,293,600
国庫債券	利付（30年）第76回	70,000,000	51,395,400
国庫債券	利付（30年）第77回	80,000,000	61,553,600
国庫債券	利付（30年）第78回	70,000,000	51,030,700
国庫債券	利付（30年）第79回	60,000,000	41,296,200
国庫債券	利付（30年）第80回	70,000,000	56,013,300
国庫債券	利付（30年）第81回	80,000,000	60,747,200
国庫債券	利付（30年）第82回	70,000,000	55,757,800
国庫債券	利付（30年）第83回	100,000,000	87,433,000
国庫債券	利付（30年）第84回	90,000,000	76,816,800
国庫債券	利付（30年）第85回	110,000,000	98,234,400
国庫債券	利付（30年）第86回	30,000,000	27,380,700
国庫債券	利付（20年）第88回	20,000,000	20,381,800
国庫債券	利付（20年）第90回	20,000,000	20,435,800
国庫債券	利付（20年）第91回	10,000,000	10,231,400
国庫債券	利付（20年）第92回	30,000,000	30,705,600
国庫債券	利付（20年）第93回	70,000,000	71,742,300
国庫債券	利付（20年）第94回	70,000,000	71,870,400
国庫債券	利付（20年）第95回	90,000,000	93,072,600
国庫債券	利付（20年）第96回	85,000,000	87,549,150
国庫債券	利付（20年）第97回	50,000,000	51,774,000
国庫債券	利付（20年）第98回	60,000,000	61,989,600
国庫債券	利付（20年）第99回	110,000,000	113,998,500
国庫債券	利付（20年）第100回	60,000,000	62,516,400
国庫債券	利付（20年）第101回	70,000,000	73,337,600
国庫債券	利付（20年）第102回	60,000,000	63,060,000
国庫債券	利付（20年）第103回	35,000,000	36,678,950
国庫債券	利付（20年）第104回	10,000,000	10,417,400
国庫債券	利付（20年）第105回	60,000,000	62,661,600

	国庫債券 利付（20年）第106回	60,000,000	62,858,400
	国庫債券 利付（20年）第107回	50,000,000	52,323,500
	国庫債券 利付（20年）第108回	50,000,000	51,972,500
	国庫債券 利付（20年）第109回	60,000,000	62,466,000
	国庫債券 利付（20年）第110回	40,000,000	41,942,800
	国庫債券 利付（20年）第111回	10,000,000	10,547,900
	国庫債券 利付（20年）第112回	85,000,000	89,319,700
	国庫債券 利付（20年）第113回	60,000,000	63,163,200
	国庫債券 利付（20年）第115回	40,000,000	42,364,800
	国庫債券 利付（20年）第116回	60,000,000	63,655,800
	国庫債券 利付（20年）第117回	70,000,000	73,938,900
	国庫債券 利付（20年）第118回	40,000,000	42,157,200
	国庫債券 利付（20年）第119回	50,000,000	52,195,500
	国庫債券 利付（20年）第120回	50,000,000	51,695,000
	国庫債券 利付（20年）第121回	70,000,000	73,539,200
	国庫債券 利付（20年）第122回	40,000,000	41,818,000
	国庫債券 利付（20年）第123回	60,000,000	63,774,000
	国庫債券 利付（20年）第124回	40,000,000	42,302,800
	国庫債券 利付（20年）第125回	60,000,000	64,210,800
	国庫債券 利付（20年）第126回	30,000,000	31,763,700
	国庫債券 利付（20年）第127回	30,000,000	31,597,500
	国庫債券 利付（20年）第128回	70,000,000	73,794,000
	国庫債券 利付（20年）第129回	20,000,000	20,968,600
	国庫債券 利付（20年）第130回	50,000,000	52,453,000
	国庫債券 利付（20年）第133回	50,000,000	52,494,500

	国庫債券 利付（20年）第134回	20,000,000	21,005,800
	国庫債券 利付（20年）第140回	50,000,000	52,165,500
	国庫債券 利付（20年）第141回	60,000,000	62,570,400
	国庫債券 利付（20年）第143回	70,000,000	72,424,800
	国庫債券 利付（20年）第144回	50,000,000	51,352,500
	国庫債券 利付（20年）第145回	60,000,000	62,469,000
	国庫債券 利付（20年）第146回	50,000,000	51,997,000
	国庫債券 利付（20年）第147回	90,000,000	92,699,100
	国庫債券 利付（20年）第148回	90,000,000	91,792,800
	国庫債券 利付（20年）第149回	100,000,000	101,752,000
	国庫債券 利付（20年）第150回	90,000,000	90,561,600
	国庫債券 利付（20年）第151回	100,000,000	98,598,000
	国庫債券 利付（20年）第152回	50,000,000	49,155,000
	国庫債券 利付（20年）第153回	70,000,000	69,226,500
	国庫債券 利付（20年）第154回	70,000,000	68,331,900
	国庫債券 利付（20年）第155回	60,000,000	57,150,000
	国庫債券 利付（20年）第156回	60,000,000	53,317,800
	国庫債券 利付（20年）第157回	40,000,000	34,508,000
	国庫債券 利付（20年）第158回	50,000,000	44,394,500
	国庫債券 利付（20年）第159回	40,000,000	35,717,600
	国庫債券 利付（20年）第160回	40,000,000	35,930,000
	国庫債券 利付（20年）第161回	30,000,000	26,461,500
	国庫債券 利付（20年）第162回	40,000,000	35,059,200
	国庫債券 利付（20年）第163回	40,000,000	34,835,600
	国庫債券 利付（20年）第164回	50,000,000	42,703,000

	国庫債券 利付（20年）第165回	80,000,000	67,856,800
	国庫債券 利付（20年）第166回	50,000,000	43,285,500
	国庫債券 利付（20年）第167回	90,000,000	75,279,600
	国庫債券 利付（20年）第168回	80,000,000	65,476,000
	国庫債券 利付（20年）第169回	60,000,000	48,012,600
	国庫債券 利付（20年）第170回	20,000,000	15,880,000
	国庫債券 利付（20年）第171回	20,000,000	15,764,600
	国庫債券 利付（20年）第172回	40,000,000	31,797,600
	国庫債券 利付（20年）第173回	40,000,000	31,551,200
	国庫債券 利付（20年）第174回	40,000,000	31,322,000
	国庫債券 利付（20年）第175回	40,000,000	31,622,800
	国庫債券 利付（20年）第176回	60,000,000	47,098,200
	国庫債券 利付（20年）第177回	30,000,000	22,964,100
	国庫債券 利付（20年）第178回	60,000,000	46,392,000
	国庫債券 利付（20年）第179回	60,000,000	46,080,600
	国庫債券 利付（20年）第180回	50,000,000	40,255,500
	国庫債券 利付（20年）第181回	90,000,000	73,317,600
	国庫債券 利付（20年）第182回	60,000,000	50,319,600
	国庫債券 利付（20年）第183回	90,000,000	79,007,400
	国庫債券 利付（20年）第184回	50,000,000	41,513,000
	国庫債券 利付（20年）第185回	50,000,000	41,327,000
	国庫債券 利付（20年）第186回	80,000,000	70,555,200
	国庫債券 利付（20年）第187回	50,000,000	42,434,500
	国庫債券 利付（20年）第188回	70,000,000	62,286,700
	国庫債券 利付（20年）第189回	90,000,000	83,885,400

		国庫債券 利付（20年）第190回	90,000,000	82,264,500	
		国庫債券 利付（20年）第191回	100,000,000	94,227,000	
		国庫債券 利付（20年）第192回	50,000,000	50,101,000	
	小計	銘柄数：258 組入時価比率：99.5%	19,055,000,000	17,961,260,250 100.0%	
	合計			17,961,260,250	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 外国債券マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

(2025年5月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,500,873,453
コール・ローン	919,924,452
国債証券	982,689,216,294
派生商品評価勘定	3,155,620
未収入金	576,406,946
未収利息	9,114,476,408
前払費用	2,256,908,203
その他未収収益	13,250,439
流動資産合計	998,074,211,815
資産合計	998,074,211,815
負債の部	
流動負債	
前受収益	38,435
未払金	3,499,369,970
未払解約金	277,617,599
その他未払費用	10,112,122
流動負債合計	3,787,138,126
負債合計	3,787,138,126
純資産の部	
元本等	
元本	333,398,156,341
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	660,888,917,348
元本等合計	994,287,073,689
純資産合計	994,287,073,689
負債純資産合計	998,074,211,815

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025年5月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,9823円
(10,000口当たり純資産額)	(29,823円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	184,168,101,525円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	193,802,361,677円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2024年5月11日 至 2025年5月12日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p>

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、	附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年5月12日現在	
期首	2024年5月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	297,764,760,043円
同期中における追加設定元本額	74,045,478,210円
同期中における一部解約元本額	38,412,081,912円
期末元本額	333,398,156,341円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	55,031,035円
バランスセレクト50	69,296,705円
バランスセレクト70	78,911,763円
野村外国債券インデックスファンド	220,141,710円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,976,246,443円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	22,500,698,335円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	3,858,228,488円
野村資産設計ファンド2015	16,212,765円
野村資産設計ファンド2020	17,620,910円
野村資産設計ファンド2025	26,186,644円
野村資産設計ファンド2030	44,081,051円
野村資産設計ファンド2035	36,385,121円
野村資産設計ファンド2040	58,332,887円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	77,576,719,306円
のむらっぴ・ファンド(保守型)	4,035,833,153円
のむらっぴ・ファンド(普通型)	44,983,458,180円
のむらっぴ・ファンド(積極型)	19,194,294,682円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	270,502,919円
野村資産設計ファンド2045	12,163,435円
野村インデックスファンド・外国債券	
マイ・ロード	5,265,732,360円
ネクストコア	62,896,459円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	375,707,002円
野村外国債券インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	9,656,862,474円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	892,986,193円
野村資産設計ファンド2050	10,960,386円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,743,088円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,206,765円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,972,003円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,634,850円
のむらっぴ・ファンド(やや保守型)	1,440,966,100円
のむらっぴ・ファンド(やや積極型)	5,354,822,228円
インデックス・ブレンド(タイプI)	2,289,282円

インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	2,063,989 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	6,958,571 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	3,101,083 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	13,942,583 円
野村6資産均等バランス	5,979,788,890 円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	9,450,373,100 円
世界6資産分散ファンド	105,303,274 円
野村資産設計ファンド2060	6,934,825 円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	17,632,805,496 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国債券	11,261,681,534 円
野村外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	5,270,179 円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	625,286,891 円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	145,312,198 円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	623,565,753 円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	211,475,354 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	807,740 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	4,338,658 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	177,938 円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	1,985,387,811 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	4,790,610 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	5,393,763 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	151,781,597 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	104,021,456 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,751,217,316 円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	31,643,042 円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	1,095,962,364 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券 (適格機関投資家専用)	2,513,984,804 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	3,376,612 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信 (適格機関投資家転売制限付)	1,098,171,825 円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	3,680,021 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	7,444,219 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	8,248,698 円
野村外国債券パッシブファンド (確定拠出年金向け)	649,318,920 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	5,298,094,032 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,615,408,368 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,095,338,782 円
野村外国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	28,918,058,850 円
マイバランスDC30	2,450,799,892 円
マイバランスDC50	2,088,444,371 円
マイバランスDC70	1,776,930,570 円
野村DC外国債券インデックスファンド	12,433,675,386 円
野村DC運用戦略ファンド	4,128,151,415 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	477,619,665 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	634,536,172 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,472,421,475 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	646,585,994 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	39,682,501 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	102,179,050 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	59,443,456 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	45,619,975 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	36,128,735 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	20,385,546 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	606,758,336 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	312,899,672 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	216,416,552 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	293,980,099 円

野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	12,437,014円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	120,546,875円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	81,429,421円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	401,757,473円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	238,552,586円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	4,966,748円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年5月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年5月12日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	19,050,000.00	20,078,400.91	
		US TREASURY BOND	28,950,000.00	30,195,075.81	
		US TREASURY BOND	100,000.00	98,597.65	
		US TREASURY BOND	8,100,000.00	6,166,440.90	
		US TREASURY BOND	10,200,000.00	8,813,636.40	
		US TREASURY BOND	100,000.00	99,003.90	
		US TREASURY N/B	7,750,000.00	7,625,689.22	
		US TREASURY N/B	27,430,000.00	26,572,326.98	
		US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,332,118.42	
		US TREASURY N/B	6,900,000.00	6,734,361.36	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,568.34	
		US TREASURY N/B	300,000.00	294,091.68	
		US TREASURY N/B	5,900,000.00	5,700,447.25	
		US TREASURY N/B	64,100,000.00	64,629,895.47	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,085.93	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,625.00	
		US TREASURY N/B	10,050,000.00	9,700,997.67	
		US TREASURY N/B	9,100,000.00	9,159,007.13	
		US TREASURY N/B	51,650,000.00	51,928,424.49	
		US TREASURY N/B	7,600,000.00	7,408,218.56	
US TREASURY N/B	15,300,000.00	14,687,401.77			
US TREASURY N/B	44,830,000.00	43,455,328.39			
US TREASURY N/B	22,100,000.00	22,195,823.39			
US TREASURY N/B	400,000.00	386,765.60			

	US TREASURY N/B	360,000.00	345,304.65
	US TREASURY N/B	44,650,000.00	44,502,619.28
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,824.21
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,863.28
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,847.65
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,884.76
	US TREASURY N/B	600,000.00	580,195.26
	US TREASURY N/B	59,700,000.00	57,997,612.71
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,110,441.31
	US TREASURY N/B	270,000.00	259,099.80
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,107,132.73
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,570.31
	US TREASURY N/B	67,550,000.00	64,694,951.96
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,103.51
	US TREASURY N/B	6,700,000.00	6,431,738.02
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,183.59
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,504,980.45
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,203.12
	US TREASURY N/B	3,250,000.00	3,135,932.47
	US TREASURY N/B	7,200,000.00	7,243,171.20
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,138.67
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,494.14
	US TREASURY N/B	42,100,000.00	42,571,157.94
	US TREASURY N/B	43,700,000.00	40,923,511.76
	US TREASURY N/B	350,000.00	342,528.30
	US TREASURY N/B	69,100,000.00	67,094,476.15
	US TREASURY N/B	67,250,000.00	68,030,200.87
	US TREASURY N/B	55,950,000.00	52,245,494.55
	US TREASURY N/B	59,400,000.00	57,935,879.10
	US TREASURY N/B	300,000.00	279,433.59
	US TREASURY N/B	300,000.00	296,279.28
	US TREASURY N/B	32,400,000.00	30,011,131.80
	US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,884,052.45
	US TREASURY N/B	50,000.00	46,318.35
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,357.42
	US TREASURY N/B	10,700,000.00	9,855,284.22

	US TREASURY N/B	100,000.00	100,599.60
	US TREASURY N/B	10,350,000.00	9,534,532.81
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,580.07
	US TREASURY N/B	41,300,000.00	38,070,207.84
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,992.18
	US TREASURY N/B	500,000.00	459,609.35
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,029.29
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,089,408.10
	US TREASURY N/B	600,000.00	582,375.00
	US TREASURY N/B	23,750,000.00	22,030,906.12
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,320.31
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,355.46
	US TREASURY N/B	20,050,000.00	18,586,584.58
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,939.45
	US TREASURY N/B	55,400,000.00	53,826,723.10
	US TREASURY N/B	70,300,000.00	65,013,763.38
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,250.00
	US TREASURY N/B	58,950,000.00	54,404,400.87
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,367.18
	US TREASURY N/B	66,900,000.00	61,095,896.49
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,707.03
	US TREASURY N/B	8,650,000.00	8,381,883.73
	US TREASURY N/B	46,900,000.00	42,906,169.53
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,453.12
	US TREASURY N/B	17,900,000.00	16,406,468.75
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,265.62
	US TREASURY N/B	15,600,000.00	14,330,061.72
	US TREASURY N/B	100,000.00	103,089.84
	US TREASURY N/B	17,950,000.00	17,491,433.14
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,074.21
	US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,263,328.02
	US TREASURY N/B	29,500,000.00	26,981,552.55
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,421.87
	US TREASURY N/B	7,450,000.00	6,893,868.67
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,242.18
	US TREASURY N/B	8,350,000.00	7,972,944.89

	US TREASURY N/B	24,400,000.00	22,647,677.40
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,115.23
	US TREASURY N/B	51,350,000.00	48,484,628.92
	US TREASURY N/B	11,350,000.00	11,426,257.24
	US TREASURY N/B	2,850,000.00	2,739,228.48
	US TREASURY N/B	6,200,000.00	6,354,151.84
	US TREASURY N/B	31,200,000.00	29,405,388.48
	US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,430,231.95
	US TREASURY N/B	36,300,000.00	35,335,069.77
	US TREASURY N/B	7,850,000.00	7,937,238.62
	US TREASURY N/B	29,900,000.00	28,371,126.28
	US TREASURY N/B	13,000,000.00	13,021,327.80
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,082.03
	US TREASURY N/B	41,000,000.00	39,649,078.70
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,619.14
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,925,390.40
	US TREASURY N/B	11,600,000.00	11,612,460.72
	US TREASURY N/B	50,000.00	45,526.36
	US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,883,927.71
	US TREASURY N/B	9,150,000.00	9,108,002.41
	US TREASURY N/B	3,450,000.00	3,507,410.07
	US TREASURY N/B	100,000.00	84,464.84
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,914.06
	US TREASURY N/B	6,700,000.00	6,776,159.57
	US TREASURY N/B	20,450,000.00	18,268,798.91
	US TREASURY N/B	35,050,000.00	35,088,334.18
	US TREASURY N/B	47,400,000.00	46,620,488.04
	US TREASURY N/B	40,600,000.00	39,688,083.40
	US TREASURY N/B	34,900,000.00	38,428,170.13
	US TREASURY N/B	73,850,000.00	62,621,048.42
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,847.65
	US TREASURY N/B	9,000,000.00	8,890,312.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,898.43
	US TREASURY N/B	40,580,000.00	34,083,235.33
	US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,833,704.45
	US TREASURY N/B	6,750,000.00	6,939,448.20

	US TREASURY N/B	100,000.00	104,013.67
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,587.89
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,427.73
	US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,480,771.45
	US TREASURY N/B	100,000.00	106,601.56
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,185.54
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,884.76
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,108,247.97
	US TREASURY N/B	100,000.00	86,914.06
	US TREASURY N/B	61,400,000.00	63,083,698.52
	US TREASURY N/B	15,350,000.00	12,932,973.65
	US TREASURY N/B	9,250,000.00	9,053,617.87
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	842,324.20
	US TREASURY N/B	14,750,000.00	12,764,222.25
	US TREASURY N/B	64,230,000.00	59,134,248.72
	US TREASURY N/B	47,500,000.00	43,199,948.50
	US TREASURY N/B	200,000.00	198,941.40
	US TREASURY N/B	51,800,000.00	49,285,876.64
	US TREASURY N/B	37,850,000.00	35,593,042.35
	US TREASURY N/B	46,550,000.00	45,259,871.40
	US TREASURY N/B	30,000,000.00	30,444,138.00
	US TREASURY N/B	55,150,000.00	53,882,195.25
	US TREASURY N/B	68,750,000.00	68,960,815.00
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,445,800.65
	US TREASURY N/B	33,100,000.00	32,807,786.58
	US TREASURY N/B	6,100,000.00	6,222,000.00
	US TREASURY N/B	350,000.00	355,072.23
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,785.15
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,898.43
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,062.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,382.81
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,847.65
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,437.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,558.59
	US TREASURY N/B	200,000.00	122,359.36
	US TREASURY N/B	100,000.00	90,796.87

	US TREASURY N/B	600,000.00	363,351.54
	US TREASURY N/B	400,000.00	378,734.36
	US TREASURY N/B	50,000.00	31,410.15
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,125.00
	US TREASURY N/B	200,000.00	135,503.90
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,730.46
	US TREASURY N/B	16,150,000.00	10,561,846.44
	US TREASURY N/B	400,000.00	323,578.12
	US TREASURY N/B	57,850,000.00	39,234,049.33
	US TREASURY N/B	100,000.00	80,570.31
	US TREASURY N/B	32,050,000.00	22,979,596.80
	US TREASURY N/B	100,000.00	78,753.90
	US TREASURY N/B	500,000.00	408,759.75
	US TREASURY N/B	200,000.00	151,023.42
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,958.98
	US TREASURY N/B	100,000.00	75,171.87
	US TREASURY N/B	41,590,000.00	33,029,929.56
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,617.18
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,402.34
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,074.21
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,433.59
	US TREASURY N/B	46,100,000.00	39,030,131.66
	US TREASURY N/B	8,600,000.00	6,993,714.36
	US TREASURY N/B	50,450,000.00	39,307,643.27
	US TREASURY N/B	47,650,000.00	36,254,016.47
	US TREASURY N/B	34,900,000.00	24,254,815.96
	US TREASURY N/B	25,400,000.00	19,228,097.18
	US TREASURY N/B	7,200,000.00	5,419,124.64
	US TREASURY N/B	400,000.00	273,757.80
	US TREASURY N/B	26,700,000.00	18,209,712.39
	US TREASURY N/B	1,150,000.00	743,367.13
	US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,148,874.72
	US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,193,944.70
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,480,312.40
	US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,023,640.34
	US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,421,935.35

	US TREASURY N/B	100,000.00	73,414.06	
	US TREASURY N/B	46,650,000.00	34,979,298.93	
	US TREASURY N/B	52,500,000.00	38,363,960.25	
	US TREASURY N/B	49,200,000.00	38,464,402.56	
	US TREASURY N/B	44,100,000.00	32,087,914.11	
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,906,034.90	
	US TREASURY N/B	14,650,000.00	9,062,970.52	
	US TREASURY N/B	300,000.00	190,429.68	
	US TREASURY N/B	46,100,000.00	26,706,486.04	
	US TREASURY N/B	1,150,000.00	558,558.56	
	US TREASURY N/B	22,300,000.00	12,352,980.19	
	US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,095,834.95	
	US TREASURY N/B	100,000.00	56,890.62	
	US TREASURY N/B	100,000.00	54,898.43	
	US TREASURY N/B	100,000.00	60,330.07	
	US TREASURY N/B	16,350,000.00	11,374,425.22	
	US TREASURY N/B	100,000.00	71,384.76	
	US TREASURY N/B	500,000.00	490,957.00	
	US TREASURY N/B	20,800,000.00	18,803,281.12	
	US TREASURY N/B	43,050,000.00	38,970,336.61	
小計	銘柄数：224	3,433,540,000.00	3,119,581,219.65	
			(455,334,074,820)	
	組入時価比率：45.8%		46.3%	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	14,900,000.00	15,106,448.44	
	CANADIAN GOVERNMENT	890,000.00	880,696.74	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,150,000.00	2,187,891.38	
	CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,425,518.48	
	CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,742,692.06	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,190,000.00	4,096,888.98	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,406,585.11	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,315,127.86	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,126,955.06	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	245,823.67	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	6,727,043.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,530,000.00	10,656,481.26	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	98,433.95	

	CANADIAN GOVERNMENT	4,950,000.00	5,107,443.16
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	98,003.00
	CANADIAN GOVERNMENT	7,600,000.00	7,053,171.64
	CANADIAN GOVERNMENT	9,050,000.00	7,973,853.64
	CANADIAN GOVERNMENT	13,600,000.00	12,562,121.44
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	91,520.31
	CANADIAN GOVERNMENT	8,550,000.00	8,019,579.37
	CANADIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,378,780.65
	CANADIAN GOVERNMENT	21,310,000.00	25,331,738.27
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	810,067.28
	CANADIAN GOVERNMENT	4,350,000.00	4,481,178.60
	CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,108,666.02
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	251,280.45
	CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	7,894,575.35
	CANADIAN GOVERNMENT	2,050,000.00	2,216,747.00
	CANADIAN GOVERNMENT	6,240,000.00	6,325,737.60
	CANADIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,595,497.32
	CANADIAN GOVERNMENT	14,600,000.00	10,865,633.90
	CANADIAN GOVERNMENT	5,000,000.00	3,449,792.49
	CANADIAN GOVERNMENT	1,550,000.00	1,341,489.66
	CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,921,452.39
小計	銘柄数：34	186,690,000.00	183,894,915.93 (19,255,636,647)
	組入時価比率：1.9%		2.0%
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	22,400,000.00	22,058,973.44
	MEX BONOS DESARR FIX RT	140,600,000.00	134,233,814.78
	MEX BONOS DESARR FIX RT	133,900,000.00	132,004,779.40
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	6,001,980.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	36,000,000.00	35,784,781.20
	MEX BONOS DESARR FIX RT	84,300,000.00	83,785,458.09
	MEX BONOS DESARR FIX RT	161,000,000.00	152,134,696.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	68,500,000.00	61,900,586.70
	MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	364,880.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	33,766,991.80
	MEX BONOS DESARR FIX RT	51,300,000.00	53,654,557.14
	MEX BONOS DESARR FIX RT	135,900,000.00	124,066,806.48

小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	91,100,000.00	74,783,543.61
	MEX BONOS DESARR FIX RT	117,500,000.00	97,051,768.75
	銘柄数：14	1,085,900,000.00	1,011,593,617.39 (7,598,686,616)
	組入時価比率：0.8%		0.8%
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	99,059.20
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	96,143.15
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,730.50
	BELGIUM KINGDOM	5,350,000.00	5,435,734.82
	BELGIUM KINGDOM	9,800,000.00	8,861,160.00
	BELGIUM KINGDOM	15,400,000.00	16,649,381.98
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	88,780.00
	BELGIUM KINGDOM	1,950,000.00	1,919,567.71
	BELGIUM KINGDOM	4,250,000.00	4,240,709.50
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	84,417.25
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	127,600.00
	BELGIUM KINGDOM	11,150,000.00	12,070,399.05
	BELGIUM KINGDOM	550,000.00	537,712.17
	BELGIUM KINGDOM	3,500,000.00	3,530,751.00
	BELGIUM KINGDOM	1,700,000.00	1,528,159.92
	BELGIUM KINGDOM	5,950,000.00	5,519,668.63
	BELGIUM KINGDOM	1,250,000.00	803,116.25
	BELGIUM KINGDOM GOVT	15,230,000.00	16,753,000.00
	BELGIUM KINGDOM GOVT	14,750,000.00	17,164,181.17
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	550,000.00	256,371.77
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,950,000.00	8,022,106.50
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,100,000.00	10,586,148.34
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,175.25
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,100,000.00	5,898,700.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,140.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	37,400,000.00	37,794,719.60
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,455.00
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,067.62	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	549,125.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,889.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	26,400,000.00	27,591,577.20	

	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	36,300,000.00	36,628,515.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	90,968.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	467,675.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	28,500,000.00	29,181,600.30
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,948.90
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	101,440.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,571.60
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	16,450,000.00	17,101,543.37
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,050,000.00	9,161,794.65
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,850,000.00	3,942,900.50
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	88,288.30
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,600,000.00	7,840,530.12
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	14,900,000.00	17,039,312.20
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,600,000.00	11,875,508.60
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	392,340.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,050,000.00	7,156,877.75
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	86,318.15
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	409,751.25
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,500,000.00	7,438,130.24
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8,250,000.00	7,220,243.25
	BUNDES OBLIGATION	10,000,000.00	10,156,000.00
	BUNDES OBLIGATION	5,100,000.00	5,121,930.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,410.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4,200,000.00	4,080,720.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,451.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,920.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,620.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,002.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	31,970,000.00	37,839,692.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	303,810.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	41,900,000.00	49,245,070.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,600,000.00	2,234,570.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	29,900,000.00	29,738,540.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	450,000.00	440,235.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	21,150,000.00	25,059,655.75
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	27,450,000.00	30,980,564.10

	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	31, 870, 000. 00	37, 095, 723. 90
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	13, 750, 000. 00	16, 894, 301. 87
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	14, 230, 000. 00	14, 844, 351. 79
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	93, 535. 22
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3, 600, 000. 00	3, 335, 004. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	71, 321. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500, 000. 00	239, 150. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 050, 000. 00	473, 382. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	22, 800, 000. 00	17, 631, 240. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9, 550, 000. 00	8, 609, 325. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	99, 750. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	52, 500, 000. 00	53, 219, 250. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	26, 650, 000. 00	27, 305, 590. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	107, 760. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	16. 050, 000. 00	16, 526, 685. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	31, 000, 000. 00	31, 508, 400. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	23, 150, 000. 00	23, 365, 295. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	201, 000. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	200, 320. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 150, 000. 00	4, 050, 815. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	101, 380. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	199, 540. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	30, 550, 000. 00	30, 904, 380. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	11, 950, 000. 00	12, 518, 820. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	101, 820. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	30, 700, 000. 00	32, 529, 720. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	32, 550, 000. 00	33, 614, 385. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	102, 250. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150, 000. 00	167, 535. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	104, 280. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	24, 000, 000. 00	25, 132, 800. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 900, 000. 00	2, 928, 130. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	11, 200, 000. 00	11, 879, 840. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	94, 260. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	31, 650, 000. 00	32, 710, 275. 00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	117, 380. 00

	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	205,580.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,350,000.00	7,402,920.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	137,490.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	86,720.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,640.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	42,950,000.00	50,388,940.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,180.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,700,000.00	6,057,390.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	4,133,200.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	28,450,000.00	32,026,165.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000.00	7,197,400.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,690.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	30,700,000.00	30,902,620.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	650,000.00	567,710.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,280.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,150.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	504,045.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	181,300.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,200,000.00	9,144,640.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	684,460.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	296,720.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,250,000.00	5,450,025.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,400,000.00	9,084,600.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	391,185.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	351,360.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,810.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15,800,000.00	15,539,300.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,550,000.00	7,502,053.30
	FINNISH GOVERNMENT	3,700,000.00	3,508,155.00
	FINNISH GOVERNMENT	2,450,000.00	2,509,700.62
	FINNISH GOVERNMENT	2,950,000.00	2,734,791.60
	FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,142,826.75
	FINNISH GOVERNMENT	2,300,000.00	2,079,117.66
	FINNISH GOVERNMENT	9,400,000.00	8,638,628.20
	FINNISH GOVERNMENT	350,000.00	354,221.70
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,722,112.40

	FINNISH GOVERNMENT	500,000.00	362,398.25
	FINNISH GOVERNMENT	4,000,000.00	3,794,784.80
	FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,175,329.35
	FINNISH GOVERNMENT	850,000.00	819,740.00
	FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	445,500.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	97,541.81
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	147,216.93
	FRANCE (GOVT OF)	16,800,000.00	16,984,783.20
	FRANCE (GOVT OF)	3,900,000.00	3,758,469.78
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	95,923.26
	FRANCE (GOVT OF)	8,100,000.00	8,143,816.94
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,939.75
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	92,750.00
	FRANCE (GOVT OF)	60,000,000.00	60,723,972.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	99,990.09
	FRANCE (GOVT OF)	9,850,000.00	9,875,590.30
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	150,675.00
	FRANCE (GOVT OF)	5,200,000.00	5,367,798.80
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	85,380.50
	FRANCE (GOVT OF)	2,450,000.00	2,411,352.23
	FRANCE (GOVT OF)	18,350,000.00	18,291,280.00
	FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	229,020.00
	FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	401,479.00
	FRANCE (GOVT OF)	1,750,000.00	1,718,325.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	72,270.50
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	124,576.20
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	48,087.00
	FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	187,218.20
	FRANCE (GOVT OF)	20,100,000.00	17,732,220.00
	FRANCE (GOVT OF)	15,700,000.00	14,976,696.29
	FRANCE (GOVT OF)	50,000.00	27,910.27
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	25,550,000.00	28,581,359.31
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	350,000.00	327,392.80
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	34,350,000.00	40,923,920.17
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	46,050,000.00	51,989,068.50
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	21,000,000.00	22,080,191.70

	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	36,800,000.00	40,616,160.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,250,000.00	1,161,417.12
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	23,750,000.00	23,776,125.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	400,000.00	398,600.00
	IRELAND GOVERNMENT BOND	3,800,000.00	3,235,719.00
	IRELAND GOVERNMENT BOND	9,600,000.00	9,371,822.39
	IRISH GOVERNMENT	200,000.00	193,808.74
	IRISH GOVERNMENT	150,000.00	99,438.90
	IRISH TSY 0.2% 2030	2,650,000.00	2,355,346.50
	IRISH TSY 1.10% 2029	10,700,000.00	10,267,543.45
	IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	94,305.70
	IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	99,166.31
	IRISH TSY 2% 2045	2,550,000.00	2,066,698.50
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	97,686.95
	NETHERLANDS GOVERNMENT	12,730,000.00	13,913,890.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	96,205.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,100,000.00	1,946,700.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,300,000.00	2,129,376.80
	NETHERLANDS GOVERNMENT	5,400,000.00	5,469,773.40
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,000,000.00	1,782,040.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	5,900,000.00	5,101,679.85
	NETHERLANDS GOVERNMENT	5,650,000.00	4,916,320.38
	NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	249,182.80
	NETHERLANDS GOVERNMENT	10,500,000.00	10,405,500.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	12,700,000.00	14,058,646.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,900,000.00	1,998,100.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	2,900,000.00	3,151,557.60
	NETHERLANDS GOVERNMENT	6,800,000.00	6,423,382.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	450,000.00	200,773.89
	NETHERLANDS GOVERNMENT	4,700,000.00	3,696,252.49
	OBRIGACOES DO TESOURO	8,000,000.00	7,489,332.00
	OBRIGACOES DO TESOURO	10,700,000.00	10,593,000.00
	OBRIGACOES DO TESOURO	2,300,000.00	2,273,090.00
	OBRIGACOES DO TESOURO	3,500,000.00	3,363,850.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,250,000.00	4,602,300.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,850,000.00	4,969,310.00

小計	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,300,000.00	3,844,630.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	11,700,000.00	12,280,320.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	9,000,000.00	8,029,800.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,250,000.00	4,284,850.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,500,000.00	1,495,350.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	9,450,000.00	10,362,090.37
	REPUBLIC OF AUSTRIA	4,300,000.00	4,143,391.85
	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,550,000.00	1,442,740.00
	SPANISH GOVERNMENT	22,550,000.00	26,854,795.00
	SPANISH GOVERNMENT	16,950,000.00	18,288,804.22
	銘柄数 : 221 組入時価比率 : 29.6%	1,730,880,000.00	1,795,589,156.76 (294,350,930,467) 30.0%
英債券	UK TREASURY	50,000.00	48,717.91
	UK TREASURY	100,000.00	95,496.00
	UK TREASURY	150,000.00	142,292.52
	UK TREASURY	100,000.00	101,312.77
	UK TREASURY	1,790,000.00	1,629,054.65
	UK TREASURY	200,000.00	186,624.00
	UK TREASURY	100,000.00	107,593.00
	UK TREASURY	100,000.00	88,706.26
	UK TREASURY	200,000.00	176,290.52
	UK TREASURY	500,000.00	414,209.75
	UK TREASURY	400,000.00	318,247.48
	UK TREASURY	160,000.00	160,813.40
	UK TREASURY	100,000.00	76,151.36
	UK TREASURY	480,000.00	481,549.53
	UK TREASURY	950,000.00	647,857.63
	UK TREASURY	1,480,000.00	1,432,251.20
	UK TREASURY	100,000.00	72,395.18
	UK TREASURY	18,050,000.00	16,278,796.82
	UK TREASURY	19,490,000.00	19,324,379.82
	UK TREASURY	20,200,000.00	18,837,532.22
	UK TREASURY	500,000.00	460,031.25
UK TREASURY	320,000.00	297,647.13	
UK TREASURY	70,000.00	55,338.23	

	UK TREASURY	21,600,000.00	18,817,920.00	
	UK TREASURY	100,000.00	51,550.05	
	UK TREASURY	100,000.00	53,021.88	
	UK TREASURY	100,000.00	85,814.37	
	UK TREASURY	550,000.00	238,440.73	
	UK TREASURY	100,000.00	77,713.11	
	UK TREASURY	600,000.00	269,952.84	
	UK TREASURY	9,450,000.00	7,273,213.29	
	UK TREASURY	550,000.00	253,356.62	
	UK TREASURY	100,000.00	46,337.66	
	UK TREASURY	100,000.00	79,698.85	
	UK TREASURY	19,850,000.00	15,730,362.76	
	UK TREASURY	100,000.00	55,340.00	
	UK TREASURY	2,650,000.00	1,895,003.60	
	UK TSY 0 1/2% 2061	50,000.00	13,289.37	
	UK TSY 0 5/8% 2050	950,000.00	347,869.19	
	UK TSY 3 1/4% 2044	100,000.00	76,915.01	
	UNITED KINGDOM GILT	12,720,000.00	12,766,402.56	
	UNITED KINGDOM GILT	21,370,000.00	21,318,673.53	
	UNITED KINGDOM GILT	13,900,000.00	14,074,392.18	
	UNITED KINGDOM GILT	5,090,000.00	5,182,558.59	
	UNITED KINGDOM GILT	26,930,000.00	27,127,426.51	
	UNITED KINGDOM GILT	16,200,000.00	16,454,732.04	
	UNITED KINGDOM GILT	17,200,000.00	17,038,918.56	
	UNITED KINGDOM GILT	1,100,000.00	1,114,496.34	
	UNITED KINGDOM GILT	1,300,000.00	1,294,463.30	
	UNITED KINGDOM GILT	11,590,000.00	10,893,825.78	
	UNITED KINGDOM GILT	20,430,000.00	19,408,500.00	
	UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	64,083.01	
	UNITED KINGDOM GILT	31,700,000.00	27,225,288.22	
	UNITED KINGDOM (GOVERNMENT)	170,000.00	142,568.90	
小計	銘柄数 : 54	302,480,000.00	280,905,417.48	(54,481,605,720)
	組入時価比率 : 5.5%			5.5%
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	19,000,000.00	18,769,150.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	26,200,000.00	25,373,390.00	

小計	SWEDISH GOVERNMENT	20,000,000.00	18,963,000.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	21,100,000.00	18,815,344.75	
	SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,622,150.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	7,600,000.00	7,305,120.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	14,800,000.00	16,565,122.00	
	銘柄数：7	126,200,000.00	123,413,276.75	
	組入時価比率：0.2%		(1,854,901,549)	0.2%
小計	NORWEGIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	5,997,260.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,982,170.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	29,100,000.00	26,867,477.10	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	11,000,000.00	9,765,167.50	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	11,600,000.00	9,950,799.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	35,179,579.71	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,160,320.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8,600,000.00	8,196,832.00	
	銘柄数：8	120,700,000.00	110,099,605.31	
組入時価比率：0.2%		(1,549,101,446)	0.2%	
小計	KINGDOM OF DENMARK	8,700,000.00	8,797,380.84	
	KINGDOM OF DENMARK	4,900,000.00	4,766,939.52	
	KINGDOM OF DENMARK	18,550,000.00	17,313,642.50	
	KINGDOM OF DENMARK	9,700,000.00	9,671,870.00	
	KINGDOM OF DENMARK	43,500,000.00	52,941,544.50	
	KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	3,915,276.00	
	銘柄数：6	92,850,000.00	97,406,653.36	
組入時価比率：0.2%		(2,140,024,174)	0.2%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	17,600,000.00	17,155,499.68	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,128,498.84	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,662,043.94	
	POLAND GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	48,434,700.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	8,126,722.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	11,700,000.00	12,058,055.10	
	POLAND GOVERNMENT BOND	14,100,000.00	12,979,952.40	
	POLAND GOVERNMENT BOND	36,500,000.00	30,292,361.05	

小計	POLAND GOVERNMENT BOND	5,900,000.00	4,764,751.50
	POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	17,129,347.26
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	3,216,466.11
	銘柄数 : 11	167,800,000.00	157,948,398.38 (6,125,238,889)
	組入時価比率 : 0.6%		0.6%
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	13,650,000.00	13,104,000.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,100,000.00	5,230,917.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	6,203,484.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,856,338.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,070,000.00	3,043,045.40
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,965,460.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	18,000,000.00	17,082,000.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	8,000,000.00	6,906,800.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,600,000.00	4,902,688.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,564,935.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,150,000.00	1,795,658.50
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,644,331.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,400,000.00	23,069,760.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	275,538.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,723.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,900,000.00	4,617,711.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,290,000.00	2,879,243.50
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,500,000.00	13,649,140.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,943,325.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,050,000.00	3,986,217.50
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,090,000.00	4,560,801.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,333,330.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,405,340.00
小計	銘柄数 : 23	138,500,000.00	127,116,785.90 (11,912,114,006)
	組入時価比率 : 1.2%		1.2%
ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,250,000.00	1,206,250.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,170,680.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,300,000.00	2,083,570.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,700,000.00	5,557,500.00

小計	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,200,000.00	3,283,520.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,050,000.00	1,776,135.37	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,650,000.00	3,149,585.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	4,446,546.39	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,975,601.60	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,290,935.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,671,540.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	645,300.00	
	銘柄数 : 12 組入時価比率 : 0.3%	38,000,000.00	34,257,163.36 (2,960,504,057) 0.3%	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	765,450.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,670,000.00	3,670,697.30	
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	494,172.35	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,182,613.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	350,000.00	356,650.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	203,560.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	450,000.00	465,750.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	1,800,000.00	1,855,800.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,610,000.00	5,819,253.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	382,220.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,222,785.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	4,170,000.00	4,084,515.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	872,525.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	3,090,225.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	4,421,275.00	
	銘柄数 : 15 組入時価比率 : 0.4%	35,730,000.00	35,887,490.65 (4,035,189,448) 0.4%	
	リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	2,400,000.00	2,424,792.72
MALAYSIA GOVERNMENT		100,000.00	107,899.89	
MALAYSIA GOVERNMENT		6,300,000.00	6,440,523.39	
MALAYSIA GOVERNMENT		8,800,000.00	9,754,334.48	
MALAYSIA GOVERNMENT		8,800,000.00	9,112,240.72	
MALAYSIA GOVERNMENT		1,000,000.00	1,109,760.80	
MALAYSIAN GOVERNMENT		700,000.00	707,303.66	

	MALAYSIAN GOVERNMENT	13,800,000.00	14,005,905.66	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,891,622.88	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	6,294,740.34	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	522,914.40	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,980,000.00	5,104,156.38	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	16,218,887.30	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,309,560.08	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	9,743,558.85	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,390,196.34	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,600,000.00	3,787,336.44	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,116,725.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	398,737.40	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	16,252,901.84	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,657,878.05	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	10,736,137.62	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	320,932.26	
小計	銘柄数：23	141,230,000.00	149,409,046.50	
			(5,070,823,510)	
	組入時価比率：0.5%		0.5%	
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	69,115,314.95	
	CHINA GOVERNMENT BOND	92,000,000.00	92,226,191.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	90,939,759.65	
	CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	95,854,050.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	91,165,095.12	
	CHINA GOVERNMENT BOND	169,700,000.00	172,073,644.81	
	CHINA GOVERNMENT BOND	127,900,000.00	127,128,571.15	
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,512,381.10	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	85,077,010.36	
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,300,000.00	33,391,778.13	
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	86,458,832.16	
	CHINA GOVERNMENT BOND	460,800,000.00	464,314,152.96	
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	55,125,549.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	24,400,000.00	24,487,242.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,868,308.05	
	CHINA GOVERNMENT BOND	40,200,000.00	40,192,285.62	
	CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	96,806,533.65	

	CHINA GOVERNMENT BOND	131,200,000.00	131,141,537.28
	CHINA GOVERNMENT BOND	35,300,000.00	36,469,376.04
	CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	112,581,800.85
	CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,275,003.97
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	73,396,666.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	101,553,237.72
	CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	114,675,133.44
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	56,840,802.86
	CHINA GOVERNMENT BOND	135,000,000.00	137,849,850.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	77,637,581.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	208,100,000.00	211,716,112.08
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	88,724,925.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	82,600,000.00	83,641,833.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	52,039,853.52
	CHINA GOVERNMENT BOND	126,100,000.00	125,757,688.94
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	77,414,127.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	164,185,897.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	143,100,000.00	150,711,031.08
	CHINA GOVERNMENT BOND	143,900,000.00	149,552,564.68
	CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,844,267.68
	CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	146,313,458.94
	CHINA GOVERNMENT BOND	98,500,000.00	100,207,192.15
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,608,710.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	25,800,000.00	25,650,194.88
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,507,288.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	13,900,000.00	14,090,692.71
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	33,970,173.30
	CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	67,998,910.92
	CHINA GOVERNMENT BOND	46,100,000.00	49,946,118.39
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	76,753,870.41
	CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	81,705,236.40
	CHINA GOVERNMENT BOND	86,000,000.00	91,619,670.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	98,447,155.73
	CHINA GOVERNMENT BOND	147,500,000.00	155,485,399.25
	CHINA GOVERNMENT BOND	158,300,000.00	166,280,314.58
	CHINA GOVERNMENT BOND	28,300,000.00	29,330,241.69

		CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	96,378,369.45	
		CHINA GOVERNMENT BOND	45,600,000.00	45,492,224.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	16,391,782.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	47,904,494.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	113,181,769.97	
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	82,804,302.86	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	87,320,106.88	
		CHINA GOVERNMENT BOND	180,900,000.00	225,413,375.58	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,000,000.00	28,132,266.40	
	小計	銘柄数：62	5,323,100,000.00	5,588,679,311.44	
				(112,680,628,881)	
		組入時価比率：11.3%		11.5%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	7,100,000.00	7,319,448.22	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,812,792.50	
		ISRAEL FIXED BOND	6,850,000.00	6,790,085.10	
		ISRAEL FIXED BOND	10,100,000.00	9,502,783.97	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,477,775.10	
		ISRAEL FIXED BOND	1,300,000.00	1,332,674.85	
		ISRAEL FIXED BOND	10,500,000.00	9,051,640.50	
		ISRAEL FIXED BOND	15,100,000.00	12,427,600.49	
		ISRAEL FIXED BOND	4,400,000.00	4,262,280.44	
		ISRAEL FIXED BOND	9,600,000.00	6,930,193.92	
		ISRAEL FIXED BOND	11,300,000.00	12,400,493.44	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	4,924,623.30	
	小計	銘柄数：12	88,450,000.00	81,232,391.83	
				(3,339,756,064)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
	合計			982,689,216,294	
				(982,689,216,294)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有価証券の明細(2025年5月12日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	28,985,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY BOND	10,000,000	

	US TREASURY BOND	2,000,000	
	US TREASURY BOND	11,000,000	
	US TREASURY N/B	3,000,000	
	US TREASURY N/B	33,000,000	
	US TREASURY N/B	4,145,000	
	US TREASURY N/B	255,000	
	US TREASURY N/B	42,000	
	US TREASURY N/B	40,000,000	
	US TREASURY N/B	21,950,000	
	US TREASURY N/B	35,000,000	
	US TREASURY N/B	1,000,000	
	US TREASURY N/B	10,000,000	
	US TREASURY N/B	12,000,000	
	US TREASURY N/B	12,000,000	
	US TREASURY N/B	2,040,000	
	US TREASURY N/B	11,007,000	
	US TREASURY N/B	17,042,000	
	US TREASURY N/B	13,900,000	
	US TREASURY N/B	20,000,000	
	US TREASURY N/B	39,000,000	
	US TREASURY N/B	20,755,000	
	US TREASURY N/B	23,758,000	
	US TREASURY N/B	1,000,000	
	US TREASURY N/B	32,000,000	
	US TREASURY N/B	12,000,000	
	US TREASURY N/B	15,000,000	
	US TREASURY N/B	47,745,000	
	US TREASURY N/B	20,000,000	
	US TREASURY N/B	4,565,000	
	US TREASURY N/B	19,000,000	
	US TREASURY N/B	425,000	
	US TREASURY N/B	24,000,000	
	US TREASURY N/B	16,375,000	
	US TREASURY N/B	14,700,000	
	US TREASURY N/B	24,000,000	
	US TREASURY N/B	34,000,000	
	US TREASURY N/B	2,400,000	
	US TREASURY N/B	25,000,000	
	US TREASURY N/B	9,000,000	
	US TREASURY N/B	25,000,000	
	US TREASURY N/B	3,400,000	
	US TREASURY N/B	28,000,000	
	US TREASURY N/B	5,000,000	
	US TREASURY N/B	29,707,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	46,000,000	
	US TREASURY N/B	11,000,000	
	US TREASURY N/B	18,792,000	
	US TREASURY N/B	85,000	
	US TREASURY N/B	170,000	

		US TREASURY N/B	8,000,000	
		US TREASURY N/B	4,958,000	
		US TREASURY N/B	3,570,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	22,237,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	6,715,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	15,300,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,000,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	15,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	250,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	180,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,000,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	700,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,300,000	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	1,536,000	
		ISRAEL FIXED BOND	868,000	
		ISRAEL FIXED BOND	1,333,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,740,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,166,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,800,000	
		FRANCE (GOVT OF)	25,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	2,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	7,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	19,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	17,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	34,200,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	29,192,500	
		BELGIUM KINGDOM	8,330,000	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	30,855,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	13,600,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,845,000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年5月12日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	536,830,623	—	539,986,243	3,155,620
米ドル	275,935,494	—	277,707,799	1,772,305
カナダドル	15,438,842	—	15,495,170	56,328
ユーロ	153,439,946	—	154,079,239	639,293

豪ドル	10,228,164	—	10,306,043	77,879
人民元	81,788,177	—	82,397,992	609,815
合計	536,830,623	—	539,986,243	3,155,620

(注) 時価の算定方法

#### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

#### バランスセレクト50

2025年5月30日現在

I 資産総額	2,087,745,273円
II 負債総額	738,831円
III 純資産総額 (I - II)	2,087,006,442円
IV 発行済口数	923,381,537口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.2602円

(参考) 国内株式マザーファンド

2025年5月30日現在

I 資産総額	865,363,291,472円
II 負債総額	59,172,520,083円
III 純資産総額 (I - II)	806,190,771,389円
IV 発行済口数	249,304,622,695口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3.2338円

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSA I マザーファンド

2025年5月30日現在

I 資産総額	2,924,697,716,458円
II 負債総額	10,585,305,395円
III 純資産総額 (I - II)	2,914,112,411,063円
IV 発行済口数	394,439,367,596口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	7.3880円

(参考) 国内債券マザーファンド

2025年5月30日現在

I 資産総額	15,808,311,450円
II 負債総額	294,067,358円
III 純資産総額 (I - II)	15,514,244,092円
IV 発行済口数	12,783,657,332口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.2136円

(参考) 外国債券マザーファンド

2025年5月30日現在

I 資産総額	990,447,669,109円
II 負債総額	1,574,879,316円
III 純資産総額 (I - II)	988,872,789,793円
IV 発行済口数	334,246,370,926口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.9585円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

2025年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### **株主総会**

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### **取締役会**

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

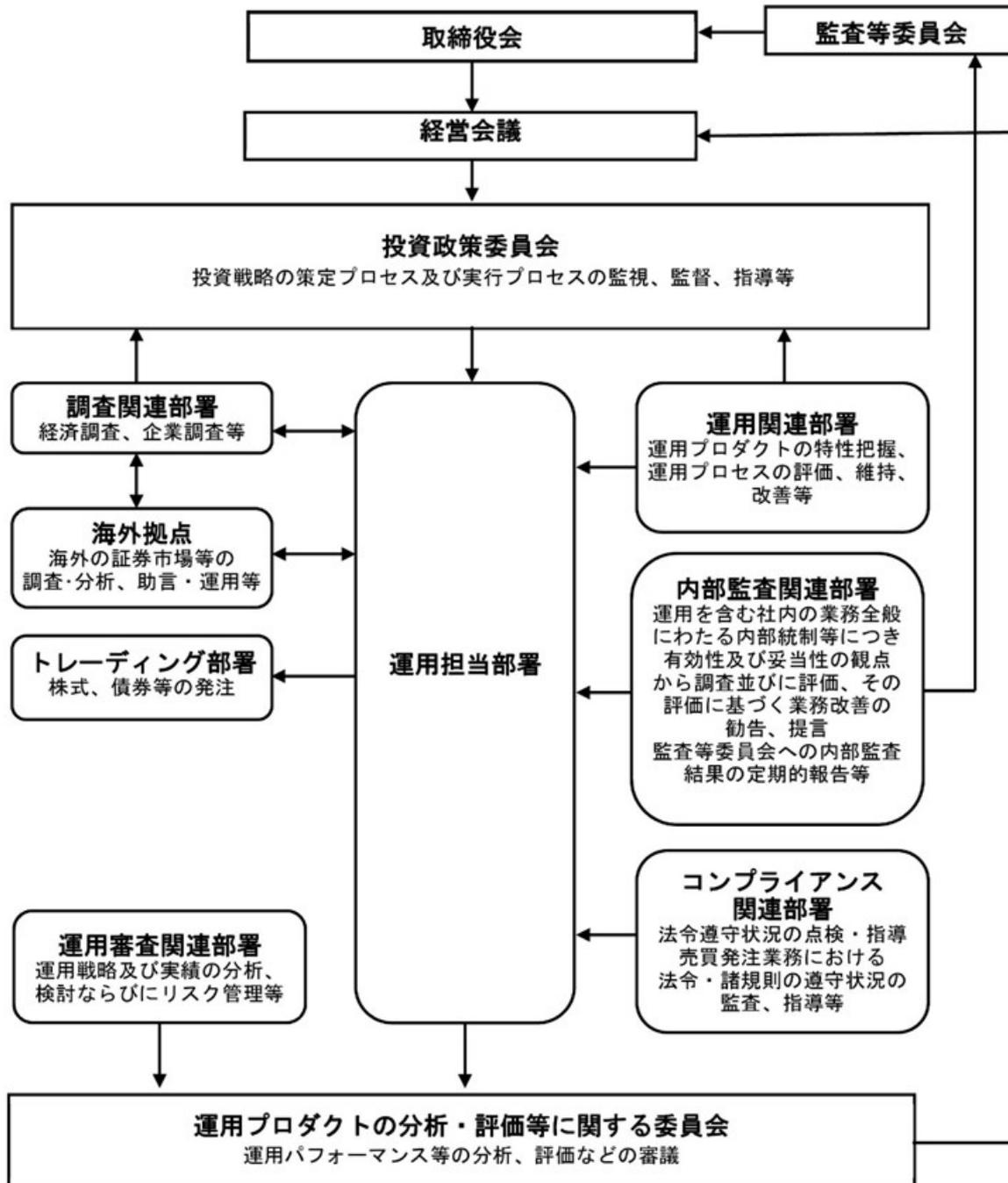
###### **代表取締役・業務執行取締役**

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### **監査等委員会**

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年5月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	912	56,129,129
単位型株式投資信託	137	581,121
追加型公社債投資信託	14	6,542,499
単位型公社債投資信託	386	648,262
合計	1,449	63,901,011

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 水 永 真太郎

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			△18		△21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	※2	595		589	
器具備品	※2	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			59,820		69,751
資本剰余金			17,180		17,180
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			13,729		13,729
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
經常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	※ 2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069



<p>7. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
-----------------------	---

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積りを行いました。この見積りの変更による増加額 308 百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた 47 百万円は、「投資事業組合運用損」28 百万円、「その他」18 百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」 (企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)
  - ・「リースに関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025 年 4 月 1 日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第 1 号 2016 年 12 月 16 日) 及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 2 号 2007 年 2 月 7 日) を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528 百万円 器具備品 792 合計 2,320

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7,400円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

## ◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	46,810	46,810	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2025 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,989 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

## ◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

## (5) 年金資産に関する事項

## ①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58

確定給付制度に係る退職給付費用	371
-----------------	-----

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	△1,848	評価性引当額	△1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109	資産除去債務に対応する除去費用	△144
関係会社株式評価益	△85	関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△146	その他有価証券評価差額金	△145
前払年金費用	△581	前払年金費用	△760
繰延税金負債合計	△922	繰延税金負債合計	△1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%	その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。		「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。	
これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。		これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。	
この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。		この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。	

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に 308 百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2023 年 4 月 1 日	自 2024 年 4 月 1 日	自 2024 年 4 月 1 日	自 2025 年 3 月 31 日
	至 2024 年 3 月 31 日	至 2024 年 3 月 31 日	至 2024 年 3 月 31 日	至 2025 年 3 月 31 日
期首残高		1,123		1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-		-
資産除去債務の履行による減少		-		-
見積もりの変更による増加		-		308
期末残高		1,123		1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記] (1) に記載の通りであります。

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬 (注)	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
委託者報酬	155,768 百万円
運用受託報酬	21,631 百万円
成功報酬 (注)	2,042 百万円
その他営業収益	328 百万円
合計	179,770 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## ◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入(*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済(*1)	128,100		
							借入金利息(*1)	123	未払利息	

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済(*1)	3,081		
							貸付金利息(*1)	48	未収利息	

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入 (*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済 (*1)	185,200		
							借入金利息 (*1)	210	未払利息	

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済 (*1)	5,368		
							貸付金利息 (*1)	93	未収利息	
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接 100%	—	有償減資 (*2)	4,475	—	—

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*3)	40,328	未払手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 (\*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。  
 (\*2) ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インクが行った有償減資の金額を記載しております。  
 (\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	11,677円62銭	1株当たり純資産額	13,603円86銭
1株当たり当期純利益	5,471円85銭	1株当たり当期純利益	7,398円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	28,183百万円	損益計算書上の当期純利益	38,105百万円
普通株式に係る当期純利益	28,183百万円	普通株式に係る当期純利益	38,105百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の見取の条件と異なる条件であって見取の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約款

## 運用の基本方針

約款第 22 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、内外の株式および公社債に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券および外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式および公社債に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資比率は以下を基本とし、原則として 3 ヶ月毎にリバランスを行ないます。

国内株式マザーファンド受益証券：30%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：20%

国内債券マザーファンド受益証券：40%

外国債券マザーファンド受益証券：10%

② 実質組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の 75%以下を基本とします。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 70%未満とします。

② 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 40%以内とします。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 27 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 28 条の範囲で行ないます。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利

用は行ないません。

⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託  
バランスセレクト 50  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的および金額)**

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**(信託金の限度額)**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項および第58条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**(当初の受益者)**

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託の価額および口数、基準価額の計算)**

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1万口につき1万円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

④ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第50条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者

および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

#### (投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条及び第28条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である下記の各マザーファンド受益証券のほか、

国内株式マザーファンド受益証券（以下「国内株式マザーファンド」といいます。）

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券（以下「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド」といいます。）

国内債券マザーファンド受益証券（以下「国内債券マザーファンド」といいます。）

外国債券マザーファンド受益証券（以下「外国債券マザーファンド」といいます。）

次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債券についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会

社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前2項において国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 前項において国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (利害関係人等との取引等)

第21条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第35条において同じ。）、第35条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第26条、第30条、第33条および第42条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

#### (運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指

図を行ないます。

#### (投資する株式等の範囲)

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 22 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 22 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の株式への投資制限)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

**(先物取引等の運用指図・目的・範囲)**

第27条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資

産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第21条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、

信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、各マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産への投資制限)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび外国債券マザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 40 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する外国株式 MSCI-KOKUSAI

マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの時価総額に外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 32 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第 33 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの時価総額に外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 34 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### (信託業務の委託等)

第 35 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

#### 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

##### (有価証券の保管)

第36条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

##### (混蔵寄託)

第37条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

##### (一括登録)

第38条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

##### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第39条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

##### (有価証券売却等の指図)

第40条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

##### (再投資の指図)

第41条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

##### (資金の借入れ)

第42条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託

財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第43条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第44条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第45条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (信託財産に関する報告)

第46条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

第47条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第48条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の65の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第49条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第50条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なう

ものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金（第53条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第53条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

#### **(収益分配金および償還金の時効)**

第51条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### **(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)**

第52条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第50条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### **(信託の一部解約)**

第53条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一

部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第54条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第55条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第59条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第56条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第59条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第57条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第58条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第59条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第59条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第60条 第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第54条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第54条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

#### (運用状況に係る情報の提供)

第60条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

#### (公告)

第61条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)**

第 61 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 62 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

**(付 則)**

第 1 条 第 50 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条（受益証券の種類）から第 19 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行いません。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行いません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
国内株式マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

#### (信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### **(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)**

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### **(有価証券の保管)**

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### **(混蔵寄託)**

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### **(信託財産の登記等および記載等の留保等)**

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第33条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

**(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)**

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

**(運用状況に係る情報)**

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

**(公告)**

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債券についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債券を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債券」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

います。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### **(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)**

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### **(外国為替予約の指図)**

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)**

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### **(保管業務の委任)**

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### **(有価証券の保管)**

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### **(混蔵寄託)**

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### **(一括登録)**

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### **(反対者の買取請求権)**

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

#### **(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)**

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### **(運用状況に係る情報)**

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

#### **(公告)**

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### **(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成14年2月22日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資は行ないません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
国内債券マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第32条第1項、第32条第2項、第35条第1項、第36条第1項および第38条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)
8. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
10. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券

の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (保管業務の委任)

第17条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第17条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第19条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第20条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第22条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第23条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第24条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第25条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第26条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第27条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第28条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第29条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第30条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第31条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第32条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

#### (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (償還金の支払いの時期)

第34条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第35条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第39条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第36条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第39条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第37条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第38条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第39条の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第39条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第40条 第32条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第32条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第32条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 41 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

**(運用状況に係る情報)**

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

**(公告)**

第 43 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第 44 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託  
外国債券マザーファンド  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

**(信託の目的、金額および追加信託の限度額)**

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**(受益者)**

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**(追加信託金の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

#### (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### **(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)**

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### **(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)**

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### **(外国為替予約の指図)**

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### **(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)**

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### **(保管業務の委任)**

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (一括登録)

第22条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

#### (利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

#### (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

#### (信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

#### **(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)**

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### **(償還金の支払いの時期)**

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

#### **(信託契約に関する監督官庁の命令)**

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### **(委託者の登録取消等に伴う取扱い)**

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### **(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)**

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第43条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

#### (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

#### (運用状況に係る情報)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

#### (公告)

第46条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社